令和６年度

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和５年度分）の結果に関する報告書

中央区教育委員会

目　次

１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について・・・・・・・・・１
２　実施方針・・・１
３　中央区教育委員会の教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　教育振興基本計画２０２０の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
５　令和５年度教育歳出予算のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
６　令和５年度中央区教育委員会の活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
７　令和５年度主要施策の取組状況の点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

基本方針１　個性や能力を伸ばす教育の推進

（１）確かな学力の定着・向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（２）魅力ある学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（３）教育支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

基本方針２　豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

（１）子どもの健全な育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（２）いじめを生まない学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（３）良好な教育環境の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１

基本方針３　健康な体づくりの推進

（１）健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
（２）学校における体育・スポーツ活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７

基本方針４　文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

（１）図書館サービス等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
（２）スポーツ・レクリエーション活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
８　新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
９　点検及び評価に関する有識者の意見及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５

＜参考＞「第４期教育振興基本計画（令和５年５月閣議決定）」に示された
指標における中央区の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５

１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２６条に基づき、各教育委員会は、毎年、前年度の教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行うこととなっています。

そこで、中央区教育委員会は、次の実施方針に沿って令和５年度に係る点検・評価を行ってまいります。

２　実施方針

（1）趣旨

中央区教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に則り、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を効果的に推進するため、「教育委員会の点検・評価」を実施する。

（2）実施方法

①　点検及び評価は、中央区教育振興基本計画の基本方針及び主要施策に沿って実施する。

②　点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、その成果や課題を分析し、今後の方向性を示すものとし、毎年１回実施する。

③　点検及び評価は、「点検・評価に関する有識者」の知見の活用を図りながら実施する。

・「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

・「点検・評価に関する有識者」は２名以上とし、任期は３年で再任を妨げない。

④　点検及び評価は、その結果をまとめ、報告書を作成し、区議会に報告するとともに、公表するものとする。

３　中央区教育委員会の教育目標

教育委員会では、「“生きる力”の育成」と「“生涯学習”の推進」を目指し、教育施策の基本となる「教育目標」を定めています。

【教育目標】

中央区教育委員会は、「次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、勤労と責任を重んじ、広く国際社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かな人として成長することを目指す」とともに、「区民の生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を支援する」ため、次の「教育目標」を掲げています。

○　子どもたちが希望に満ち、自らの未来を切り拓いていけるように

・　思いやりの心、健康な体、強い意志をもつ人

・　すすんで学び、考え、行動する人

・　人の役に立つことを積極的に行う人

の育成に向けた教育を推進します。

○　子どものころから生涯を通じて、文化やスポーツなどの活動に親しむことができるよう、関係機関等と連携して生涯学習を推進します。

４　中央区教育振興基本計画２０２０の推進

「教育目標」の実現に向け、令和２年度から令和１１年度の１０年間を計画期間とする中央区教育振興基本計画２０２０を令和２年３月に策定しました。

「知（確かな学力）」、「徳（豊かな心）」、「体（健やかな体）」の３分野別の方針と生涯学習支援に関する方針から構成される本計画の基本方針に基づき積極的に教育行政を展開しています。

【基本方針および主要施策】

基本方針１　個性や能力を伸ばす教育の推進

（１）確かな学力の定着・向上

（２）魅力ある学校づくり

（３）教育支援の充実

基本方針２　豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

（１）子どもの健全な育成の推進

（２）いじめを生まない学校づくり

（３）良好な教育環境の推進

基本方針３　健康な体づくりの推進

（１）健康づくりの推進

（２）学校における体育・スポーツ活動の充実

基本方針４　文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

（１）図書館サービス等の推進

（２）スポーツ・レクリエーション活動への支援

５　令和５年度教育歳出予算のあらまし

学校での健康診断における脊柱側弯症検診の導入【新規】　3,630千円

児童・生徒における脊柱側弯症の早期発見を図るため、定期健康診断に加え、脊柱側弯症検診を新たに実施する。

＊　対象学年　小学校５年生および中学校１年生

学校給食費の無償化【新規】　520,720千円

物価高騰などにより子育て家庭の負担が大きくなっていることを踏まえ、教育に係る保護者負担と徴収等に係る事務負担の軽減を図ることを目的に、令和５年４月分から学校給食費の無償化を実施する。

＊　無償化の対象範囲

中央区立小学校、中央区立宇佐美学園（平日授業日の昼食分）、中央区立中学校の児童・生徒

＊　無償化による負担軽減額

（１人当たり月額）

	学校給食費	区補助額	保護者負担額
小学校（低学年）	4,140 円	4,140 円	0 円
小学校（中学年）	4,360 円	4,360 円	0 円
小学校（高学年）	4,600 円	4,600 円	0 円
中学校	5,200 円	5,200 円	0 円

晴海西小学校・晴海西中学校の整備　11,433,742千円

晴海地区における児童・生徒数の増加に対応するため、晴海五丁目に小学校と中学校を整備する。

＊　スケジュール　平成29年度～令和元年度　基本設計・実施設計

令和３年度～５年度　建設工事

令和６年４月　開校

晴海西小学校第二校舎の整備【新規】 50,257千円

晴海地区における児童数の増加に対応するため、晴海四丁目に晴海西小学校の第二校舎を整備する。

＊　スケジュール　令和５年度～７年度　基本設計・実施設計
令和８年度～11年度　建設工事（予定）
令和12年度　開設（予定）

日本橋中学校の改築【新規】 193,020千円

生徒数の増加に対応ができるよう、日本橋中学校の改築を行い、良好な教育環境の維持・向上を図る。併せて、隣接する千代田公園を再整備し、学校と公園それぞれの機能の更新を図る。

なお、解体・建設工事期間中は、浜町公園内に整備する仮校舎を使用する。

＊　スケジュール　令和５年度～６年度　基本設計・実施設計、仮校舎整備
令和７年度～10年度　仮校舎への移転、校舎解体工事、新校舎建設工事
令和11年度　新校舎開設（予定）

学校等の主な改修 2,064,317千円

（1）　泰明小学校　268,796千円
内部改修、内部改修設計

（2）　中央小学校　213,450千円
普通教室整備

（3）　常盤小学校等　525,859千円
内部改修、久松幼稚園移転に伴う改修

（4）　久松小学校　92,713千円
建築・電気設備・機械設備大規模改修設計

（5）　銀座中学校　963,499千円
建築・電気設備・機械設備大規模改修

郷土資料館企画展示【新規】 11,618千円

本の森ちゅうおうに移転した郷土資料館において、来館者が中央区の歴史と文化に対する関心や理解を深める機会として、企画展などを実施する。

【予定プログラム】

1）本の森美術館名画展2023（令和5年6月3日～7月2日）
2）新規登録区民文化財展2023（令和5年7月29日～9月3日）
3）大八丁堀展（令和5年10月7日～12月17日）
4）関東大震災から100年～震災復興の記録～（令和6年1月13日～3月17日）

晴海地区認定こども園および晴海図書館の整備 4,536,856千円

今後の晴海地区の人口増加を見据え、教育行政の需要に適切に対処できるよう、晴海四丁目の晴海特別出張所（仮称）等複合施設内に認定こども園および図書館を整備する。

＊　スケジュール　平成30年度～令和元年度　基本設計・実施設計
令和３年度～５年度　建設工事
令和６年度　開設

６　令和５年度中央区教育委員会の活動内容

（1）教育委員会の制度と組織

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により設置された合議制の執行機関で教育長と４人の委員で組織されるもので、その権限に属する教育に関する事務を管理執行します。

教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する教育長は、教育行政に関し識見を有するもののうちから、区長が区議会の同意を得て任命するもので、任期は３年です。

また、委員は、教育、学術および文化に関し識見を有するもののうちから、区長が区議会の同意を得て任命するもので、任期は４年です。

・　教育長および委員（令和６年３月３１日現在）

職　　名	氏　　名	任　　期
教　　育　　長	平　林　治　樹	令和　３年　７月　１日～令和６年　６月３０日
教育長職務代理者	渥　美　哲　夫	令和　２年１２月　１日～令和６年１１月３０日
委　　員	坂　本　順　子	令和　３年１２月　１日～令和７年１１月３０日
委　　員	小　川　　将	令和　４年１０月　６日～令和８年１０月　５日
委　　員	伊　東　佳　子	令和　２年　４月　１日～令和６年　３月３１日

（2）教育委員会の活動

教育委員会の会議は、原則として毎月第２水曜日に開催する「定例会」と、必要に応じて開催する「臨時会」があり、教育目標や教育委員会規則の制定改廃など、教育に関する案件について審議します。

定例会の開催予定や傍聴の案内、臨時会も含めた過去の議事録等をホームページで公表しています。

このほか、委員は随時、教育事業に関連する勉強会や視察、ＰＴＡ連合会や学校関係者との意見交換等を行うとともに、委員相互の活発な議論のもと、中央区の教育の向上に努めています。

また、総合教育会議では、区長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、中央区の教育における課題や目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進しています。

（3）令和５年度教育委員会等の開催状況

定例会：１２回（傍聴者累計４３人）、臨時会：０回、持ち回り決裁：９回

勉強会：１２回

【議決項目】

① 教育予算および条例についての区長への意見に関すること　１７件

② 教育委員会規則の制定改廃に関すること　１５件

③ 教育委員会幹部職員等の人事に関すること　３件

④ 区民文化財の登録及び指定に関すること　　２件

⑤ 区立学校において令和６年度に使用する教科書の採択に関すること　５件

⑥ その他　６件

【令和５年度議決状況（付議件数　計４８件）】※分類は「議決項目」の番号です。

議案提出日	件　　名	分類
４月１２日	令和５年度中央区教科書審議会委員（小学校）の委嘱について	⑤
	令和５年度小学校教科書採択に関わる諮問について	⑤

議案提出日	件　　名	分類
５月１７日	中央区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定依頼について	①
	中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定依頼について	①
	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について	⑥
	中央区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について	⑥
５月３１日	令和５年度中央区一般会計６月補正教育予算案に対する意見の申出について	①
	職員の休暇、給与制度等におけるパートナーシップ関係にある者の取扱いの改正に伴う関係条例の改正に係る意見の申出について	①
７月１２日	中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	②
	中央区立幼稚園教育職員の住宅手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について	②
	中央区教職員住宅の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	②
８月　９日	令和５年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和４年度分）の結果に関する報告書の作成について	⑥
	中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について	①
	中央区立幼稚園の入園料、保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について	①
	放課後児童健全育成事業の条例整備に伴う議案提出に係る意見の申出について	①
	中央区立中学校において令和６年度に使用する教科書の採択について	⑤
	中央区立小学校において令和６年度から使用する教科書の採択について	⑤
	中央区立小学校及び中学校の特別支援学級において令和６年度に使用する教科書の採択について	⑤
８月１７日	中央区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の改正について	②
８月２９日	令和５年度中央区一般会計９月補正教育予算案に対する意見の申出について	①
９月　６日	中央区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について	②
９月２９日	中央区立図書館館則の一部を改正する規則の改正について	②
	中央区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則の改正について	②
１０月１８日	審査請求に対する裁決について	⑥
	中央区立晴海図書館の指定管理者候補事業者の決定について	⑥

議案提出日	件　　名	分類
１１月　８日	中央区文化財保護審議会への諮問について	④
１１月１４日	令和５年度中央区一般会計１１月補正教育予算案に対する意見の申出について	①
１１月２４日	中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正に係る意見の申出について	①
	中央区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について	①
１２月　１日	中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について	②
１２月２２日	中央区教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	②
１月１０日	中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について	①
	中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の制定依頼について	①
	中央区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正に伴う意見の申出について	①
２月　７日	令和５年度中央区一般会計２月補正教育予算案に対する意見の申出について	①
	令和６年度中央区一般会計教育予算案に対する意見の申出について	①
	中央区民文化財の登録について	④
	中央区職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に係る意見の申出について	①
２月１３日	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十八条に基づく内申について	③
３月２９日	中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の制定について	②
	中央区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	②
	中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	②
	中央区立学校設備使用規則の一部を改正する規則の制定について	②
	中央区立学校温水プールの開放等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	②
	中央区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について	②
	中央区教育委員会幹部職員の人事について	③
	中央区立幼稚園長・副園長の人事について	③
	中央区青少年委員の委嘱について	⑥

【令和５年度報告案件状況（報告件数　計７３件）】

報 告 日	件　　名
４月１２日	令和４年度教育委員会表彰の実施結果について
	令和５年度在籍児童・生徒・園児数及び学級数について
	令和５年度区立学校・幼稚園周年行事の実施予定日について
	令和５年度小・中学校、幼稚園教育管理職配置一覧について
	令和５年度中央区教育委員会研究奨励校（園）
	令和５年度区立図書館図書特別整理の実施に伴う臨時休館及び図書等のリサイクルの実施について
	令和５年度「子ども読書の日」記念事業の実施について
	令和５年度文化・生涯学習課事業一覧
	令和５年度スポーツ事業一覧
	意見・要望について
５月１７日	子どもの居場所「プレデイ」の利用状況について
	区立学校における事故発生状況の推移（令和２年度～令和４年度）
	幼保連携型認定こども園の設置に係る公私連携協定の締結及び公私連携法人の指定について
	令和４年度区立中学校卒業生の進路状況について
	令和５年度全国学力・学習状況調査及び学習力サポートテストの実施の概要について
	令和５年度メンタティーチャーについて
	令和４年度区立小・中学校におけるいじめの状況について
	令和４年度区立小・中学校における不登校の状況について
	区立晴海図書館の指定管理者候補事業者の選定について
	本の森美術館名画展２０２３の実施について
	家庭教育学習会実施に関する幼稚園・小・中学校への協力依頼について
	意見・要望について
６月　７日	令和５年度中央区教育行政概要について
	第３５回「区民スポーツの日」の実施について
	意見・要望について

報 告 日	件　　名
７月１２日	令和５年第二回区議会定例会（６月議会）一般質問（概要）
	晴海西小学校通学区域における区立幼稚園の就園について
	子ども図書館員の実施について
	意見・要望について
８月　９日	教育委員会への要望について
	令和５年度第１回中央区いじめ問題対策委員会の概要について
	意見・要望について
９月　６日	令和６年度小・中学校新一年生、幼稚園の就学（園）事務について
	渋谷教育学園晴海西子ども園の園児募集について
	幼稚園施策のさらなる充実について
	特別支援学級の充実について
	月島地域における児童数増加に伴う対応について
	令和５年度全国学力・学習状況調査の結果について
	令和５年度「ふれあい月間（いじめ防止強化）」（第１回）の取組内容について
	区立図書館の指定管理者の評価結果について
	「第４４回中央区子どもフェスティバル」の実施について
	意見・要望について
１０月１９日	令和５年第三回区議会定例会（９月議会）一般質問（概要）
	令和５年度学習力サポートテストの結果に基づく授業改善に向けた取組について
	令和５年度区立小・中学校児童・生徒体力調査の結果について
	令和６年新年こども羽根つき大会（第６８回）の実施について
	意見・要望について
１１月　８日	令和５年特別区人事委員会勧告等概要
	区立小学校特認校制度の申込み状況について
	区立中学校自由選択制の申込み状況について
	区立幼稚園児の応募状況について

報 告 日	件　　名
１１月　８日	令和５年度中央区二十歳のつどいの実施について
	第３５回「区民スポーツの日」の実施結果について
	意見・要望について
１２月１３日	令和５年第四回区議会定例会（１１月議会）一般質問（概要）
	区立小学校特認校制度の抽選結果について
	区立中学校自由選択制の抽選結果について
	意見・要望について
１月１０日	渋谷教育学園晴海西こども園の設置に係る教育財産の貸付について
	区立学校における令和５年度卒業式等及び令和６年度入学式等の日程について
	ビブリオバトルの開催について
	意見・要望について
２月　７日	教育委員会への請願について
	令和５年度臨時休業（学級閉鎖等）について
	日本橋中学校の改築について
	令和５年度第２回中央区いじめ問題対策委員会の概要について
	区立晴海図書館の開設日の決定について
	令和５年度中央区二十歳のつどいの実施結果について
	意見・要望について
３月２９日	令和６年第一回区議会定例会（２月議会）一般質問（概要）
	陳情について
	一般公開の実施報告について
	意見・要望について

（４）教育委員会視察の実施状況

日 程	視察・訪問施設	目　的
７月１２日	久松幼稚園	常盤園舎へ移転を予定している久松幼稚園において、幼児教育現場を視察した。

１０月２４日 ～ １０月２５日	奈良市立登美ヶ丘中学校 京都市教育委員会 京都市立中京もえぎ園	英語教育における特色ある取組「オンライン英会話事業」について説明を受け、授業を視察した。 学びの芽生えをはぐくむ幼児教育について説明を受け、保育の様子を観察した後、京都市教育委員会と幼小連携の取組について意見交換を行った。
３月　１日	晴海西小・中学校 晴海図書館 渋谷教育学園晴海西こども園	令和６年４月に開校・開館・開園する晴海西小・中学校、晴海図書館、渋谷教育学園晴海西こども園等を視察した。

７　令和５年度主要施策の取組状況の点検・評価　　〔　〕：令和４年度実績

基本方針１　個性や能力を伸ばす教育の推進

（１）　確かな学力の定着・向上

①　習熟度別指導の実施

引き続き、少人数指導における習熟度別指導を実施し、学力の定着に取り組みます。また、児童・生徒の学校生活における状況や学習状況を把握し、一人一人に応じた指導を充実するため、学習力サポートテストの実施やフォローアップシートなどの活用を進めます。

②　ＩＣＴの活用

授業をより効果的、効率的に実施するための大型提示装置やデジタル教科書等を導入するとともに、学習用タブレットを活用し、新学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」を実施し、基礎的な学力の定着を図ります。

③　理数教育・英語教育の充実

算数・数学における習熟度別指導の一層の推進を図るとともに、小・中学校の理科の観察・実験・技能の向上に向けた指導の充実や、科学的思考力を育む特別課外授業等についても実施していきます。

また、教員の英語力・指導力を向上させ、小・中学校９年間を通した英語教育の充実を図り、児童・生徒の良好なコミュニケーション能力を育みます。さらに、外国語や他国の文化への理解、興味・関心を深めるため、今後も中学生海外体験学習や海外中学生の受入れによる交流を実施していきます。

④　学習の基盤となる読解力の育成

様々な情報を理解して考えを形成し、文章等により表現していくために必要な読解力は、全ての学習の基盤となることから国語科等の授業や読書活動を通じて育成していきます。

⑤　社会科の学力向上

「社会的事象についての知識・理解」「資料活用の技能」の向上を図るため、各学校が定める学力向上プランやＩＣＴ等を活用し、社会科に対する興味・関心を高める授業改善を行うとともに放課後補習講座を実施します。

⑥　特別支援や不登校対応等も含めた個に応じた指導

個に応じた指導を充実させるために、特別支援教育や不登校対応の専門家や関係機関と連携し、個別指導計画や個別の教育支援計画等に基づく学習指導を充実させます。

⑦　保幼小の連携

子どもたちの相互交流を積極的に行うとともに、保育士と幼稚園教諭との連絡会や合同研修会を実施するなど、就学前教育の充実および保育所、認定こども園、幼稚園と小学校の連携を強化していきます。

【令和５年度の主な取組】

①-1　少人数指導における習熟度別指導の実施

（1）学力定着度の把握・分析

基礎的・基本的な学習内容の定着状況を把握し、個に応じた指導の充実と教員の指導力向上を図るため、学習力サポートテストを実施している。小学校第４学年から中学校第３学年まで毎年度実施しており、学年や個人の経年の状況を分析し、学習指導に活用している。

また、学習力サポートテストと同時に「意識調査」を実施しており、生活習慣や学習意識の視点も加味した分析を行っている。

・　実 施 日　小学校　令和５年４月２７日（木）
　　中学校　令和５年４月２８日（金）

・　実施教科　小学校　第４学年・第５学年　　国語・社会・算数・理科
　　第６学年　　国語・社会・算数・理科・英語
　　中学校　第１学年・第２学年・第３学年　　国語・社会・数学・理科・英語

ア　令和５年度　学習力サポートテストにおける教科ごとの平均正答率

・　小学校（単位：%）

学年	教科	国語			社会			算数			理科			英語		
	年度	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
4年	中央区	77.8	77.6	80.1	78.7	76.2	75.2	81.1	82.9	82.8	69.9	69.4	68.3			
	参加校	69.3	68.0	70.8	69.2	68.7	68.8	70.9	73.1	71.9	68.9	62.5	63.0			
5年	中央区	77.8	77.5	79.1	67.5	77.3	69.5	76.4	74.0	75.8	65.9	70.0	73.0			
	参加校	67.8	68.0	70.0	55.6	68.3	57.0	65.3	60.4	67.1	68.1	62.5	66.8			
6年	中央区	72.5	69.8	78.2	67.1	75.0	74.9	77.9	77.4	77.4	65.1	71.7	66.0	87.9	88.4	85.0
	参加校	62.5	62.0	69.0	60.7	69.5	65.4	68.8	63.5	64.6	66.2	68.2	61.1	85.0	84.1	80.9

・　中学校（単位：%）

学年	教科	国語			社会			数学			理科			英語		
	年度	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
1年	中央区	74.8	62.3	63.9	56.1	52.3	52.0	73.4	74.2	70.1	59.0	60.8	59.0	88.0	87.2	87.5
	参加校	71.4	57.3	59.2	54.3	52.9	53.3	68.2	69.2	65.8	57.2	62.3	62.3	81.0	79.7	82.7
2年	中央区	73.0	72.3	66.7	56.6	58.9	50.2	64.5	66.2	59.2	53.6	56.5	50.0	64.4	67.8	55.1
	参加校	68.5	66.7	63.9	55.3	56.4	51.2	58.6	56.6	53.4	52.0	54.0	54.9	54.5	55.9	46.1
3年	中央区	76.5	69.0	71.9	56.4	54.1	56.6	60.8	61.9	63.6	58.9	53.7	49.9	73.1	66.6	64.7
	参加校	68.5	67.5	66.7	55.5	55.0	54.5	54.7	52.6	54.0	58.1	53.7	48.6	62.9	54.1	48.6

※　参加校とは、本学力調査を利用している全国の学校をいう。

※　参加校平均を下回っている項目については網掛けで表示している。

イ　結果の分析・授業改善

学習力サポートテストの結果を教科ごとに分析し、その課題に基づく授業改善の方向性を全小中学校に示し、授業改善に取り組んでいる。

特に中学校１年生および２年生の社会科及び理科は、実施内容である教科の知識及び技能分析の定着に課題が見られるため、個の理解度に応じた学習支援や、ドリルソフトを活用した繰り返し学習の充実などを行い、基礎的・基本的な学習内容が身に付くような取組を確実に実施する。

各学校においては、日常の学習状況も加味した分析を行い、「学力向上プラン」を作成・活用し、

日常的に授業の改善を図っている。

ウ　児童・生徒個人への指導

個人票（学習診断カルテ）を作成し、全児童・生徒に配布している。個人面談の際には、保護者に個人票を示し、学習状況を共有するとともに課題を明示し、長期休業時等における家庭学習の取組に活用している。

また、児童・生徒一人一人の基礎学力の定着を図るため、個人票に基づく分析により、「学習力サポートテストフォローアップワークシート」や「東京ベーシック・ドリル（東京都教育委員会）」、ドリルソフト等を活用し、授業をはじめ、休み時間や放課後においても、次学年への進級を踏まえた指導を行っている。

（２）個に応じた指導の充実・強化

ア　学習指導補助員等の配置

支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級を中心に、学習指導を円滑にするため学習指導補助員を配置しているほか、重度の障害のある児童・生徒が在籍する学級に介助員を配置するなど、きめ細かい支援を行っている。

・　学習指導補助員配置学級　　７９学級〔８８学級〕
・　介助員配置学級　　１１学級〔８学級〕

さらに、学習指導補助員および介助員の資質向上を図るため、研修会を実施している。

・　研修内容

特別支援教育に関わる施策の理解、個別指導計画に基づく特別な支援に関しての情報交換、服務に関する講義等

イ　中学校の学力向上対策

学校の実情に応じて、国語・社会・数学・理科・英語の非常勤講師を配置し、習熟度別指導や個別指導、少人数指導の充実を図っている。

・　各校６人　計２４人〔２４人〕

また、夏季休業期間中に希望者に対して実施している補習等についても、各学校において、参加者の学力に応じた学習支援を行った。

・　令和５年度夏季補習等

実施学校数　　４校

基礎学力の定着が不十分な生徒に受講するよう促した。

ウ　放課後補習等

その学年で習得すべき基礎的・基本的な学力の定着を目的とした放課後補習等を実施し、進級時の不安の解消、つまずきの深化防止、学習意欲の向上を図っている。

①-2　アンケートを活用した個に応じた指導

令和３年度より全小中学校において、児童・生徒の心理的な状況を把握できるアンケートを年２回実施している。アンケート結果については、授業時間のみならず朝学習の時間、放課後、長期休業中などの教育活動において活用している。

①-3　外国人児童・生徒への支援

外国人児童・生徒が、言葉や生活習慣の違いを克服し、速やかに日本の学校教育に適応できるよう、状況に応じて６０時間を限度に日本語の語学指導員を配置している。

・　配置実績　５２人（小学校３６人、中学校１６人）〔４０人（小学校３３人、中学校７人）〕

②　ＩＣＴの活用

（1）ＩＣＴ教育の推進

ア　情報活用能力・情報モラルの向上

教科学習や総合的な学習の時間に加え家庭学習においても、学習用タブレットを積極的に活用し、発達段階に応じた機器操作や情報活用の実践力を育成している。また、全小中学校において学習指導要領における「情報モラル」の定義を踏まえつつ、自ら適切に情報機器を活用できる力の育成など、デジタルシチズンシップ教育の視点を踏まえた教育を特別活動や道徳科、総合的な学習の時間などにおいて実施している。

また、中央区ＩＣＴ教育推進委員会を設置し、各校の取組の検証を基に効果的なＩＣＴ機器の活用と今後の機器の導入について検討している。

授業支援ツールを活用した学習用タブレットによる協働学習や、電子黒板機能を活用して黒板に投影したデジタル教科書に教員が書き込みをしながら授業を展開するなど、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでいる。また、家庭学習においてもデジタル教材を活用して充実を図っている。なお、プログラミング教育については、学習指導要領に基づき適切に実施している。

学年　教科	プログラミング教育の実施内容
小学校第５学年 算数	第５学年 の「図形」における正多角形の作図についての学習
小学校第６学年 理科	第６学年 の「物質・エネルギー」における電気の性質や働きを利用した道具があることについての学習
中学校 技術科	「情報の技術」の「ネットワークを利用した双方向のあるコンテンツのプログラミングによる問題の解決」および「計測・制御のプログラミングによる問題の解決」における学習 （実践例）明るさに反応するセンサーを用い、部屋が暗くなると発光するというプログラミングを行い、暗い中でも時間が分かるなどの特徴ある時計を製作する学習

イ　ＩＣＴ教育研修の実施

教員のコンピューターリテラシー（情報と情報手段を主体的に選択して活用する基礎的な資質や能力）の向上を図るＩＣＴ教育研修をＩＣＴ教育連絡会において実施している。

ウ　ＩＣＴ支援員によるサポート

全小中学校におけるＩＣＴ環境の整備に合わせ、教員がＩＣＴ機器を活用した授業を円滑に進められるよう、授業のプランニング、機器やソフトウェアの操作説明および授業のサポートなどを行うＩＣＴ支援員を全小中学校に配置し、教員自身のＩＣＴ活用能力の向上を図っている。

③-1　理数教育の推進

（1）パイロット校における理数教育

パイロット校に指定されている城東小学校では、科学技術に対する興味・関心を高めるとともに、知識・理解を深めるさまざまな取組を通じて、理数教育を推進している。「一人一人の子どもの科学的・数学的リテラシーを高める学校づくり～JOTOタイムとJOTO問題解決学習を通して～」を研究主題にかかげ、授業時間以外に理数の学びを深めることを目的に、いわゆるJOTOタイムや教科の学習を通して問題解決型学習を展開し、思考力・判断力・表現力等の育成を図っている。

また、年間４回の公開授業を行い、区内小学校に成果に関する情報を提供している。

ア　学習内容

・　各学年の発達段階に応じた理科・生活科の問題解決型学習や算数における「見通し→自力解決→考えをさらに深める」といった学習過程に関わる授業実践および授業モデルの蓄積

・　「自然科学体験」「発展・活用」「ものづくり」「探究（課題研究）」を４つの柱に、本校で目指す児童像の実現に向けたJOTOタイムの実施（各学年　年間３５時間）
・　学習用タブレットを活用した児童の興味・関心や習熟度に応じた個別学習・反復学習

イ　外部機関と連携した学習
・　自然体験学習（新潟県津南町およびその周辺でのサイエンスキャンプ）の実施
・　地域団体等の外部講師を招聘した実験教室の実施
・　校外学習などの機会を生かした体験学習の実施（科学館・博物館・動物園・水族館等）
・　早稲田大学と連携した実験教室の実施

（２）理科教育の充実
理科支援員を配置し、教員の学習指導の補助を行っている。
・　小学校第５・６学年全学級　各学級年間１５０時間配置　計１６人〔１６人〕
・　活動内容　小学校第５・６学年の理科の授業における実験器具・観察用具等の準備
理科の授業中の学習指導補助、教員が行う実験等のサポート
授業後の実験器具・観察用具等の後片付け等

（３）算数教育の充実
基礎的・基本的な学習内容の積み重ねが必要とされる算数について、非常勤講師を全小学校に配置し、習熟度別指導や個別指導等の充実に努めている。

（４）教育センター教室等の実施
・　教育センター教室　小学校第３・４学年
【主な内容】ゴムで動くおもちゃ遊び、ペットボトルロケットづくり
プラネタリウムでの鑑賞等
・　科学教室　小学校第５学年　参加者　６０人〔８４人〕　実施回数　８回〔１０回〕
【主な内容】顕微鏡による生物の観察、ポンポン船作り等
・　発明くふう展　　応募数　９１点〔２４点〕
展示期間　令和５年９月１３日（水）～１６日（土）
・　ロボットをつくろう　　中学校全学年　参加者　１７人〔１３人〕　実施回数　９回〔９回〕

（５）早稲田大学と連携した理数教育の推進
理数教育推進に関する協定を締結している早稲田大学理工学術院と連携し、科学実験教室を開催するなど理数教育を推進している。
・　小学校科学実験教室
教育センターにおいて、小学校第５学年を対象に実験を通して理科に対する興味・関心を高める科学教室を実施している。
実施日　　夏季休業中の８月７日（月）、９日（水）、１０日（木）　３日間
参加者　　小学校第５学年　　８７人〔７４人〕
内容　　大学生を講師とした科学実験教室「葉脈のしおり作り」等

③-2　英語教育の推進

（１）パイロット校における国際教育
常盤小学校をパイロット校に指定し、「英語教育」「国際理解教育」「伝統文化教育」の３つの柱で「国際教育」を推進している。グローバル社会を主体的に生きるために、日本文化に対する理解はもとより、英語を使ったコミュニケーション能力の向上や、広い視野をもって世界で活躍できる力を育成している。なお、常盤小学校は、文部科学省から「教育課程特例校」の指定を受けている。

ア　英語教育

・　英語科授業時数　　第１・２学年　年間７０時間　　第３～６学年　年間１０５時間
・　小学校英語講師の配置
・　ＡＬＴ（外国人英語指導講師）の配置　週３日
・　英語検定の受検
・　ＧＴＥＣ　Ｊｕｎｉｏｒの受検
・　児童の興味関心や習熟度に応じた個別学習および反復学習

イ　国際教育・伝統文化教育

・　国際科授業時数　　第３～６学年　年間　３５時間
・　外国人観光客向けの日本橋紹介
・　老舗や名人との連携授業
・　講談授業の実施
・　日本橋かるたの学習

ウ　英語授業力の向上

年間４回の公開授業や教員向け実践報告において、常盤小学校の指導法を小学校英語担当教員に紹介し実践につなげるなど、小学校教員が自ら授業を主導し、外国人英語指導講師を活用する授業を全小学校で展開している。

（２）地域理解教室の実施

児童・生徒が、歴史・文化・風土などの視点から、区内や各学校の周辺地域を学ぶ「地域理解教室」を実施し、地域の特性や歴史などを学習教材に取り入れ、各教科の学習に活用している。

実施校　小学校７校〔６校〕、宇佐美学園、中学校１校〔１校〕

・　令和５年度　特色ある学校づくりの推進　地域理解教室

学校名	内　　容	講　　師	学年	回数
宇佐美学園	みかん栽培	伊東みかん園協会会長	全学年	6
	海の学習	スキューバダイビングインストラクター	全学年	2
泰明小学校	柳で草木染め	㈱銀座もとじ 代表取締役・専務	5年	3
	学校の歴史	地域人材	6年	1
中央小学校	和太鼓教室	地域人材 （青柳印刷所　代表取締役）	6年	2
	陶芸教室	陶芸作家	4～6年	9
	和菓子作り	和菓子職人	3年	1
明正小学校	盆踊り	地域人材	1、3、5年	1
常盤小学校	日本橋街づくりの研究	地域人材	3年	1
有馬小学校	タグラグビー教室	地域人材	3、4年	１１
	バスケットボール教室	地域人材	5年	1
久松小学校	日本橋地域の歴史	地域人材	6年	1
月島第三小学校	みそ作り	地域人材	3年	1
小学校　計				４０
銀座中学校	歌舞伎音楽	地域人材	3年	2
中学校　計				2
合　　計				４２

（記載している学校以外は未実施）

（３）国際理解教室の実施

諸外国や日本の文化を学び、理解・尊重する態度を育成するため、本区のオリンピック・パラリンピック教育における中央区版「一校一国運動」を特色ある教育活動に位置付け、教育外国人講師や大使館職員、関係機関の方をゲストティーチャーとして招き、体験的な学習を実施している。

（４）外国人英語指導助手による英語活動・英語指導の実施

国際社会において相互理解の基本となるコミュニケーション能力の育成を一層推進するため、常盤小学校以外の全小中学校で外国人英語指導助手による英語活動・英語指導を実施している。

- 小学校　年間３５時間（週１時間）
- 中学校　年間１９０日

（５）中学生の海外体験学習（令和２～５年度は中止）

国際感覚豊かな視野の広い中学生を育成するため、体験入学やホームステイ等の積極的な交流活動を通じて外国の理解を深めることを目的とした海外体験学習を実施している。派遣前には、英会話や派遣先で紹介する日本文化の研究などの事前学習を５回、実施後は報告会に向けた準備として事後学習を２回行い、学びを深めている。

（６）海外中学生の受入れ（令和２～５年度は中止）

国際交流を深め、国際感覚豊かな中学生を育成するために、海外の中学生を受け入れ、区立中学校への体験入学や交流会、ホームステイ等を実施している。

（７）中学校英語体験学習

中学校第２学年を対象に、イングリッシュスピーカーが付き添い、オールイングリッシュの環境でさまざまなプログラムの体験を通じ、生徒たちに英語で会話する楽しさや必要性を実感させるとともに、日々の英語学習への意欲を高められるようTOKYO GLOBAL GATEWAY（東京都英語村）において、中学校英語体験学習を実施している。

（８）中学生ホームステイ体験講座【新規】（令和５年度に「おもてなし英語講座」から名称変更）

海外からの観光客と英語でコミュニケーションをとる「おもてなし英語講座」から本講座に名称、内容を変更し、実施した。

実践的なコミュニケーションと適切な英語表現を身につけ、英語に対する苦手意識や抵抗感を克服することで、英語力の向上を図っている。

- 参加者　中学校第１・２学年　４２人〔２１人〕
- 講師　ネイティブ講師
- 回数　全６回
- 内容　オーストラリアでのホームステイの疑似体験、外国を訪れた際に必要な英語表現の習得など

④　読解力の育成

読解力については、文章やグラフ等から必要な情報を正確に取り出す力、複数の情報を比較・関連付けて読み取る力、読み取った内容から根拠を明確にして解決する力ととらえ、国語科だけでなく各教科領域においても読解力の向上を図るとともに、読書環境の整備に努めている。

（１）学校図書館指導員の配置

児童・生徒の読書活動を推進し、読書習慣の形成や学校図書館を活用した調べ学習による自己学習力の向上を図るため、学校図書館指導員を全小中学校に配置している。活動内容としては、小中学校の第１学年に対して、図書館オリエンテーションを開催し、図書館での本の借り方や返却方法、活用の仕方など分かりやすく説明している。また、蔵書の管理を行うとともに新書について教職員へ情報

提供を行うなど、魅力ある学校図書館づくりやその運営に努めている。

・　指導員配置時間　１校　年間３５０時間（週２日　１日５時間程度）

・　配置日数　７０日（１校あたりの年間平均配置日数）

（２）子どもの読書活動推進

「子ども読書の日（４月２３日）」を記念したお話し会等の実施のほか、「第四次中央区子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本と出会い、読書意識の向上につながる各種事業を実施している。

ア　幼稚園、小中学校等への読書支援

幼稚園、小中学校等からの依頼により、授業や読書活動で使用する図書館資料の貸出や図書館見学等を実施しているほか、令和４年度から新たに推薦図書の貸出やビブリオバトルを実施するなど読書環境の充実を図っている。

・　団体貸出

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
３　館　合　計	８，６７６冊	１３，３２９冊	１７，８７１冊

・　図書館見学会

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
図　書　館　合　計		９件	１３件	１８件
内訳	京　橋	４件	７件	９件
	日　本　橋	３件	３件	４件
	月　島	２件	３件	５件

・　職場体験（中学生）

京橋：５件　　日本橋：５件　　月島：４件

・　定期巡回貸出

貸出冊数：２，５１９冊

・　ビブリオバトル（中学生）

実施日：２月３日（土）

参加校：全区立中学校（第２学年代表生徒）

イ　図書館と学校等との連携・支援

全小中学校に、図書館と同様のシステムを学校図書館連携システムとして導入し、学校図書館にある図書の検索および貸出・返却処理を行っている。また、図書館システムと連携することにより、図書館から学校へ貸し出す作業の効率化を図っている。

・　学校への図書貸出件数

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	校　数	１２校	１５校	１４校
	件　数	６９件	９２件	１７９件
	冊　数	１，７３４冊	２，６１９冊	４，６６６冊

中 学 校	校　　数	3校	3校	4校
	件　　数	3件	１８件	7件
	冊　　数	２６冊	１０４冊	２１９冊

⑤　社会科の学力向上

各校の社会科における学力向上を図るため、学力向上プランを効果的に活用し、計画的かつ組織的な取組を行っている。また、ＩＣＴ機器を効果的に活用した授業改善を推進するため、ＩＣＴ教育連絡会やＩＣＴ機器活用事例集で区内各校の好事例を共有するほか、知識事項の定着を目的としたドリルソフトの活用を推進している。

⑥　特別支援教室の専門性を生かした指導および適応教室における学習指導

（1）特別支援教室・通級指導学級

発達障害や情緒障害等のある児童・生徒に対して、巡回指導教員と在籍学級との連携を緊密にし、一人一人の状況に合わせた適切な指導を行う特別支援教室を全小中学校に設置するとともに、７校の特別支援教室拠点校を設置している。

・　特別支援教室在籍人数（拠点校毎）　　※　各年度３月の教員数・児童数

区　分	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	教員数	児童数	教員数	児童数	教員数	児童数
明　石　小　学　校	４人	３８人	３人	３６人	３人	３８人
京橋築地小学校	６人	６０人	６人	５９人	５人	６４人
有　馬　小　学　校	７人	６７人	５人	６１人	５人	７２人
阪　本　小　学　校	６人	６３人	５人	５５人	５人	７３人
月島第一小学校	８人	８３人	８人	８４人	５人	６６人
豊　海　小　学　校	６人	５３人	５人	５９人	５人	５５人
晴　海　中　学　校	５人	４８人	５人	５１人	５人	５２人

なお、明正小学校に開級している通級指導学級（言語障害・難聴）については、特別支援教室に移行せず、通級での指導を行っている。

・　言語障害・難聴　　※　各年度３月の教員数・児童数

区　　分	令和３年度			令和４年度			令和５年度		
	教員数	学級数	児童数	教員数	学級数	児童数	教員数	学級数	児童数
明　正　小　学　校	５人	３学級	５４人	５人	３学級	４４人	５人	３学級	４４人

（2）適応教室「わくわく２１」

不登校等の児童・生徒に対して、充実した社会生活を営もうとする意欲や態度の育成を図るため、不登校対策に関する中核的機能（スクーリング・サポート・センター「ＳＳＣ」）として、教育センター内に適応教室「わくわく２１」を設置している。適応教室では、個に応じた自習活動を中心とした学習活動や体験的活動の支援を行っている。

・　適応教室登録児童・生徒数　　小学校　１５人〔２１人〕　中学校　３６人〔３６人〕

・　学習内容　各教科学習（国語・社会・数学（算数）・理科・英語）

⑦　保幼小の接続期カリキュラム

（1）学びの連続性

小学校への就学が円滑に進むよう、接続に視点をあてた「保幼小の接続期カリキュラム」などの指導資料を活用し、発達に応じた指導を展開するとともに、交流給食や小学校での授業見学など、交流活動を積極的に進めている。

（2）保幼小の連携

保育所・幼稚園・小学校が連絡会や連携日に行う情報共有や意見交換を通して教員・保育士の資質

向上を図るとともに、園児・児童および教員・保育士の交流・連携を深めている。

・　保育所・幼稚園・小学校連絡会　年２回

内　容　本区保幼小連携事業の説明、小学校区連携グループ別分科会（情報交換および保幼小連携日の協議）

・　小学校区連携グループによる保幼小連携日　年２回

内　容　幼稚園保育参観、小学校授業参観、保育所施設見学など保幼小連携に関する協議および情報交換さらに、幼稚園教員、保育士が互いの保育活動を体験する実践研修、合同研修を行い、幼児教育の質の向上を進める取組を行っている。

⑧　その他の取組

（1）能楽・歌舞伎鑑賞教室

日本の伝統文化に触れ合う機会を設けるため、能楽および歌舞伎鑑賞教室を実施している。

・　能楽鑑賞教室　　対象　小学校第６学年

・　歌舞伎鑑賞教室　対象　中学校第３学年

（2）土曜授業の実施

全小中学校において、学力の定着と学習指導要領に対応した授業時数を確保するため、土曜授業を年６回以上実施している。

（3）小学校と中学校の連携強化

小中学校の学びの連続性を踏まえ、いわゆる「中１ギャップ」に対処するとともに学力の向上を目指し、小中学校が共通理解のうえで、取り組むべき指導内容や指導方法、授業展開等、小学校高学年から中学校への移行期における学習の接続について、教員や児童・生徒の交流等による連携に取り組んでいる。

具体的な取組としては、小学校第６学年の児童が中学校を訪問し、教科ごとの授業体験や部活動体験のほか、中学生から中学校での学校生活の様子などの説明を受けている。また、中学校の生徒会による学校紹介や施設案内を実施している。

（4）安全教育の推進

ア　安全教育全体計画および年間指導計画の作成・実施

安全の３領域（生活安全・交通安全・災害安全）の全体計画および年間指導計画を作成し、系統的・計画的に安全教育に取り組んでいる。特に東日本大震災の教訓を踏まえ、「防災ノート～災害と安全～」を活用し、子どもたちに災害時における危険について理解させるとともに、全小中学校・幼稚園において地震や津波をはじめ、不審者対応を意識した避難訓練などを実施している。

イ　セーフティ教室

家庭・学校・地域の連携による非行・犯罪被害防止教育を推進し、児童・生徒の健全育成を図るとともに、不審者への対処方法や携帯電話の使い方、ネット犯罪への対応等について警察や民間企業などと連携したセーフティ教室を全小中学校で実施している。

（5）環境教育の推進

総合的な学習の時間等に、雨や空気の汚染などに関する調べ学習や地域清掃、資源ごみの分別などの実践的活動のほか、環境作品コンクールへの応募や「環境まつり」への参加などの活動に取り組んでいる。

（6）総合的な学習の展開

国際理解、情報、環境、福祉・健康等に関わる課題や学校・地域の特色など各校独自のカリキュラムにより、児童・生徒の興味・関心に基づく総合的な学習を展開している。

福祉教育では、全小中学校・幼稚園で、高齢者クラブとの交流活動、福祉施設訪問、などの活動を実施し、互いの多様性を認め合い地域社会の一員として社会参画する態度を育成している。

（７）囲碁授業の実施

小学校の総合的な学習の時間を活用して、日本棋院から派遣されたプロ棋士の指導の下、集中力や思考力、判断力の向上に効果がある囲碁授業を実施している。

・　令和５年度実施校

泰明小学校、中央小学校、明石小学校、京橋築地小学校、明正小学校、常盤小学校、月島第一小学校、月島第二小学校、月島第三小学校

・　年間５～１０時間実施

【取組の評価及び今後の方向性】

①　習熟度別指導の実施

（取組の評価）

・　令和５年度学習力サポートテストの結果を踏まえると、全小中学校において少人数習熟度別授業を実施している小学校算数および中学校数学において参加校平均点を上回っていることから、少人数習熟度別指導の成果が十分に表れていると考えられる。

・　学習力サポートテストの結果や「学力向上プラン」等に基づく授業改善により、小中学校国語、小学校算数、中学校数学、小中学校英語において参加校平均点を上回ったと考えられる。

・　令和５年度学習力サポートテストの結果より、中学校１年生および２年生の社会科および理科では、実施内容である小学校６年生および中学校１年生の社会科および理科における知識および技能の定着に課題がある。

（今後の方向性）

・　算数・数学の少人数習熟度別授業について、全小・中学校において区費講師を活用するなど、よりきめ細やかな指導ができるよう継続させていく。

・　中学校の数学以外の教科において、教科や学校の実態に合わせて、少人数指導を充実させていく。

・　学習力サポートテストを今後も実施し、中学校の社会科および理科について参加校の平均正答率以上とすることを目標とする。そのため、学校全体の状況を多角的に分析した資料をもとに、学力基盤・授業改善・教員の指導力・家庭との連携などの視点から「学力向上プラン」を作成し、組織的な取組を推進していく。また、個人票の作成・配布を行い、具体的な学習のアドバイスを行うことで児童・生徒の学習意欲と学力の向上を図るとともに、ＰＤＣＡサイクルに基づき、さらなる学力向上に関する取組の充実を図っていく。これに加えて、引き続き理科支援員を全小学校に配置し、実験や観察する学習活動の確保・充実を図っていく。

・　学力向上の取組状況の把握については、指導主事が毎月確認するとともに、指導・助言を行い取組の強化を図っていく。

・　継続的な授業改善及びそれに伴う学力向上を図るために、全ての小学校において学年内での担任による授業教科の交換や、一部の学校において区講師を活用した教科担任制を実施していく。

②　ＩＣＴの活用

（取組の評価）

・　校内研修の研究主題にＩＣＴ機器の活用を盛り込むなど、各校の実態に応じて学校全体でＩＣＴ機器の効果的な活用をとおして授業改善に取り組む姿勢が見られた。

・　全小中学校において学校便りなどのお便りの配信やアンケートの実施をデジタル化することで、学校と家庭との連携を強化した。

（今後の方向性）

・　学習用タブレットを活用し、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用する学習活動を充実させていく。ＩＣＴ教育連絡会における情報交換などにおいて、ＩＣＴ機器を効果的に活用した授業の在り方について検討していく。

・　全小中学校におけるＩＣＴ環境の整備に合わせ、教員がＩＣＴ機器を活用した授業を円滑に進められるよう、授業のプランニング、機器やソフトウェアの操作説明および授業のサポートなどを行うＩＣＴ支援員を全小中学校に配置し、教員自身のＩＣＴ活用能力の向上を図っていく。

・　これまでの情報モラル教育を踏まえ、より主体的に学習者が考えて自律性、社会的責任、公共性を身に付けられるデジタルシチズンシップ教育を充実していく。この教育の実施に当たっては、教科や総合的な学習の時間での学習だけではなく、学習用タブレットの掲示板機能等の活用など様々な場面で展開していく。

③　理数教育・英語教育の充実

（取組の評価）

・　令和５年度学習力サポートテストの結果（図１）において、算数、数学の平均点が参加校平均点を上回っており、習熟度別指導が効果的に実施できていると考えられる。

・　理科支援員については、第５・６学年の理科授業において、各校１名以上配置することができ、教員の学習指導の補助を行い指導の充実につながっている。一方で、学習力サポートテストの結果では、小学校６年生理科の学力定着に課題が見られる。

・　令和５年度学習力サポートテストの結果（図１）において、小中学校の英語の平均点が参加校平均点を上回っており、学習指導が効果的に実施できていると考えられる。また、外国人英語指導講師による英語活動・英語指導の実施により、児童生徒のコミュニケーション能力の充実を図ることができた。

・　中学校英語体験学習では、生徒が、TOKYO GLOBAL GATEWAY（東京都英語村）において海外での生活や日常の場面を疑似体験できるプログラムを行い、日々の英語学習への意欲の向上につながった。

（今後の方向性）

・　理数教育の推進については、パイロット校に指定した城東小学校における取組とともに、その成果を全ての学年でのモデル授業で発信し、全小学校へその効果を広めていく。また、JOTOタイムや実践の見直しを行い、これまでの取組を整理するとともに、新たなカリキュラムを作成していく。さらに早稲田大学や地域企業と連携した「科学教室」や「体験授業」のほか、城東小学校の建設に携わった企業などと連携して授業を行うなど児童・生徒参加型の機会を提供し、科学的思考力を育む取組を推進していく。

　理科教育講座では、城東小学校が取り組んだ「問題解決型学習」を研修内容に組み込み、全小学校で指導法を共有していく。

・　国際教育の推進については、パイロット校に指定した常盤小学校で英語科・国際科など先行的な取組を引き続き行い、成果や取組状況をモデル授業で報告し、全小学校へその効果を広めていく。また、小学校英語授業スタンダードを活用し、全小学校における英語授業の充実を図っていく。

・　外国人英語指導講師による英語活動・英語指導の実施により、本区独自の英語活動カリキュラムの活用と充実を図っていく。

・　中学校英語体験学習については、中学校第２学年を対象に、TOKYO GLOBAL GATEWAY（東京都英語村）におけるオールイングリッシュの環境でさまざまなプログラムの体験を通じ、生徒たちに英語で会話する楽しさや必要性を実感させるとともに、日々の英語学習への意欲を高められるよう、引き続き実

施していく。

④　学習の基盤となる読解力の育成

（取組の評価）

・　令和５年度学習力サポートテストの結果（図１）において、小中学校の各教科の平均点が参加校平均点を概ね上回っており、国語を中心とした各教科領域での読解力を高める学習指導が効果的に実施できている。

・　児童・生徒の読解力の育成を支えるため、引き続き、読書環境の充実に努める必要がある。

（今後の方向性）

・　令和６年度学習力サポートテストの結果に基づき、各教科領域での読解力を高めるための授業改善を進めていく。

・　「第四次中央区子ども読書活動推進計画」に基づき、区立図書館を中心に家庭・地域・学校・関係機関が連携・協力し、地域社会全体で子どもの読書活動を推進する。

・　令和７年度に学校図書館支援センターを教育センター内に設置し、学校司書の派遣や読書活動推進に関する年間計画の作成・事業の企画等を通じて、学校図書館の活動を支援する。

⑤　社会科の学力向上

（取組の評価）

・　令和５年度学習力サポートテストの結果（図１）において、中学校１年生および２年生の社会科の平均点が参加校平均点を下回り、課題が見られるため、より一層ＩＣＴ機器を効果的に活用した授業改善を進めていく。

（今後の方向性）

・　ＩＣＴ機器を効果的に活用した授業改善に取り組むなど、今後も継続して実施していく。

⑥　特別支援や不登校対応等も含めた個に応じた指導

（取組の評価）

・　全小中学校の特別支援教室在籍者は、令和４年度４０５名、令和５年度４２０名と推移しており特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズを捉え、支援・配慮を進めることができた。

（今後の方向性）

・　特別支援教室・通級指導学級での指導・支援を進めるとともに、スクールカウンセラー、巡回相談心理士等と連携しながら、通常の学級における児童・生徒の教育的ニーズを把握し、適切に支援や配慮を行っていく。

・　適応教室においては、通室コース・個別コースを設定し、個に応じた学習支援、オンライン朝の会やソーシャルスキルトレーニングの実施などの取組を充実させていく。

⑦　保幼小の連携

（取組の評価）

・　令和３年度より小学校区連携グループを編成し、年２回の保幼小連携日をグループごとで設定したことで、少人数でのやりとりが可能となり、保育士、教員同士の連携がしやすくなった。それに伴い、視点を定めた協議が可能になり、幼児教育と小学校教育相互理解を進めることができた。

・　保育・授業参観を行い、園児・児童の姿を踏まえた協議を行うことができた。

・　連携グループの好事例や保幼小連携推進委員会作成資料などを活用した研修を行い、保幼小連携日の取組推進が図られた。

（今後の方向性）

・　保幼小連携推進委員会作成の、保幼小連携日の指導資料等を活用し、幼児期後半から小学校入学後

の「接続期」における段階的指導をさらに充実させていくとともに、幼児教育から小学校教育９年間の学びの連続性を担保していく。

・　令和５年度の保幼小連携推進委員会で、小学校第１学年担任へアンケートを行い保幼小連携に係る分析を行った。

⑧　その他の取組

能楽・歌舞伎鑑賞教室ほか６件の事業については、いずれも取組状況は良好であり、適切に実施されていると評価されるため、今後も継続して実施していく。

（図１）

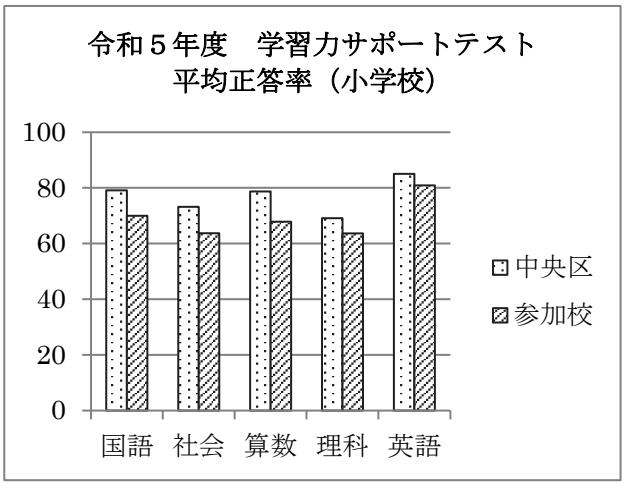

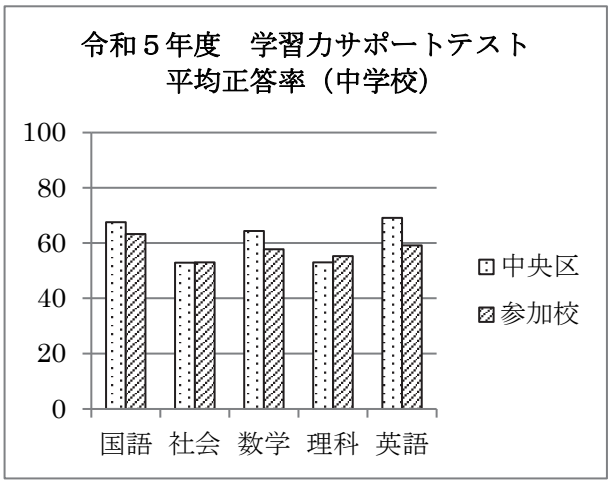

（２）　魅力ある学校づくり

①　教員の資質と能力の向上

意欲と指導力にあふれる教員を育成するため、教員の資質と指導力を向上させるＯＪＴや職層に応じた研修などを充実します。併せて若手教員など経験が浅い教員をサポートする体制づくりに取り組みます。

②　地域から信頼される学校づくり

学校評議員制度や学校評価を活用し、自律的・継続的に学校運営の改善を図り、学校・保護者・地域が同じ目標の下、子どもたちを共に育む教育を推進します。

③　特色ある教育活動

各学校の自主性と創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、文化・伝統等の地域に根ざした活動等を通して魅力ある学校づくりを推進します。

④　学校における働き方改革等

教員の勤務実態を把握し、役割分担や業務の進め方など、さまざまな観点から業務を見直し、教員の長時間労働を改善して、教員が一人一人の子どもと向き合う時間を充実させる取組を推進します。

【令和５年度の主な取組】

①-1　教員育成研修

（１）教員研修の実施　小中学校および幼稚園の教職員を対象に、各種研修を行い、教職員としての資質の向上を図っている。

法令研修７種　必修研修１６種　指導力アップ講座１０種　計３３種　新規研修等は※で表記

【法令等研修】

東京都若手教員育成研修（１年次）　東京都若手教員育成研修（２年次）
東京都若手教員育成研修（３年次）　幼稚園２～４年次教諭育成研修
幼稚園３、４年次研修　幼稚園７～１０年次研修　中堅教諭等資質向上研修Ⅰ

【必修研修】

中央区教育施策・教育課題研修　初異動１年目研修会　服務事故防止研修
リスクマネジメント研修　学校アセスメント推進研修　虐待セーフティネット研修※
人権教育巡回研修※　巡回指導教員研修※　幼稚園特別支援教育補佐員研修 ※　部活動指導者研修 熱中症予防対策研修　産休・育休代替教員・育休明け教員等に対する研修（幼稚園小・中学校）　任用講師等研修　学校マネジメント講座　幼稚園主任教諭研修

【指導力アップ講座】

道徳科教育講座　英語教育講座　特別支援教育講座　理科教育講座
社会科教育講座 不登校対策講座 教育相談講座 武道指導講座
保育参観講座 音楽講座※

（２）授業力向上システムの構築

優れた指導技術と高い専門知識をもつ小学校・幼稚園の教員を「メンタティーチャー」として認定し、若手教員などへの指導・助言などの活動を通して、全教員の授業力向上を図っている。また、小学校メンタティーチャーの活動に伴う在籍校での負担を軽減するため、在籍校にメンタティーチャー補佐員を配置している。

なお、メンタティーチャーの活動の支援や指導力をさらに向上させるため、先進校の取組を視察する機会や研究発表会（全国大会）等への参加を推進するほか、研究用図書資料等の購入経費を補助し、優れた指導技術と専門知識の習得を図っている。

・　メンタティーチャーの認定　小学校４人、幼稚園２人〔小学校４人、幼稚園２人〕
・　メンタティーチャー補佐員の配置　小学校４人〔小学校４人〕

【メンタティーチャーの活動】

・　初任者東京都若手教員育成研修の模範授業
・　東京都若手教員育成研修（２年次）、東京都若手教員育成研修（３年次）の模範授業および研究授業の指導・助言
・　東京都若手教員育成研修（２年次）、東京都若手教員育成研修（３年次）および初異動１年目研修の巡回指導・助言・　幼稚園２年次教員研修の講師として指導・助言
・　幼稚園３～６年次研修の講師として指導・助言

①-2　教育支援チームの設置

学校における様々な課題の早期解決及び自主的な教育活動を支援するため、令和４年度より教育センター内に教育支援チームを設置している。

②-1　学校評議員制度

小中学校や幼稚園の運営に関して、保護者や地域の意向を把握し、教育活動の参考とするとともに、一体となって特色ある学校づくりと開かれた学校づくりを推進するため、各学校・幼稚園に学校評議員会を設置し、年間３回程度開催している。

②-2　学校評価システム

学校運営の改善と発展を図るため、全小中学校および幼稚園において、「教職員による自己評価」と「自己評価の結果を踏まえた保護者や地域住民等の学校関係者による評価」を実施し、結果を公表している。また、「中央区立学校評価ガイドライン」に基づき、４年に一度の周期で学校運営に専門的な識

見のある第三者を加えた外部評価を実施している。

なお、各校長・園長は、学校評価結果や学校評議員会からの教員の指導力や教育活動、情報発信のあり方などに関する意見を踏まえ、次年度の教育課程や学校経営方針を策定している。

・　外部評価委員会の実施　全学校・幼稚園　各校園　３回程度

・　重点目標および評価報告書を各学校・幼稚園ホームページで公開

③　特色ある教育活動

幼児・児童・生徒の実態や地域の実情に応じた魅力ある学校づくりを行うため、創意工夫をこらしながら独自の教育活動を展開している。

＜幼稚園＞

幼　稚　園　名	主な取組内容
泰　明　幼　稚　園	少人数のよさを生かしたきめ細やかな保育の実践、季節行事の会、近隣の幼稚園、保育園、未就園児との交流活動
中　央　幼　稚　園	併設小学校との異年齢交流、運動遊び豊かな心とたくましい体を作る、保護者や地域の人材を活用した生活体験
明　石　幼　稚　園	地域の環境や保護者の教育力の活用、異年齢交流、地域の人材を生かした生活体験
京橋朝海幼稚園	発達に応じた運動遊び、季節行事等日本の伝統に親しむ、併設小学校との連携、保護者や地域の人材を生かした体験教室等、自然とのかかわり、ICT教育の推進
明　正　幼　稚　園	少人数の良さを活かした保育活動、保護者や地域の人材を活用した生活体験、直接体験の推進、運動遊びの充実
日本橋幼稚園	地域行事への参加や季節行事などを通した日本の伝統文化体験、地域や保護者の力を活用した楽器演奏、お茶会などの体験、併設小学校との連携
有　馬　幼　稚　園	併設小学校との連携、保護者ボランティアを活用した教育活動、ゲストティーチャーを活用した教育活動
久　松　幼　稚　園	豊かな心と健やかな体、自然や生き物に触れる体験、運動遊びの充実、地域社会や伝統行事に親しみを持てる活動、異年齢交流
月　島　幼　稚　園	独立園の環境を生かした教育活動、造形的遊びの充実
月島第一幼稚園	月一園を活かした栽培活動、収穫体験、食育活動、日本の伝統文化行事の体験、運動遊びの充実
月島第二幼稚園	たくましい心と体の育成、身近な自然体験、日本や世界の文化の体験、開かれた幼稚園づくり、地域連携
晴　海　幼　稚　園	地域の保育所・こども園との連携、接続、就学前教育の充実
豊　海　幼　稚　園	『とよみワールド』『畑』を中心とした体験活動、併設小学校との交流、地域と連携した活動による『豊海っ子』の育成、地域、保護者力の活用

＜小中学校＞

学　校　名	主な取組内容
城　東　小　学　校	飼育・栽培活動の充実、理数教育、本物体験(プロアスリートによる授業）、外部企業との連携、たてわり班活動による異学年交流

学　　校　　名	主な取組内容
宇佐美学園	宇佐美の自然を活用した学習（みかん栽培学習、藍染め体験等）、伊東市との交流（合唱団との交流）、健康増進活動（持久走、一輪車等）、少人数学級の特性を生かした指導
泰明小学校	学校指導サポーターの活用、算数科少人数指導の充実、体育科指導の充実、金管バンド活動、地域資源を用いた学習(柳草木染め）、銀座の街の清掃活動、インドを中心とした国際交流
中央小学校	全校一輪車活動、チャレンジタイム、音楽活動、地域理解教室（地域の歴史・陶芸・太鼓・和菓子作り）
明石小学校	交流体験活動、ゲストティーチャーによる「トップアスリート教室」「お箏教室」、地域理解教室、大使館との交流
京橋築地小学校	マーチングバンド活動、読書活動、豊かな表現力の育成、、臨海学校、夏季の時間泳、冬季の持久走
明正小学校	明正タイム（朝学習）、プログラミング学習、体験教室、地域理解教室、読み聞かせ、体力向上、東京国際フランス学園との交流・フランス語教室、マーチングバンド、食育、栽培活動
常盤小学校	国際教育（英語教育、国際理解教育、伝統文化教育）、地域との連携（老舗道場・日本橋街づくり・地域学習・金融教育）、オリンピアンの招聘等の学校２０２０レガシー
日本橋小学校	十思農園（畑作・稲作）における農業体験活動、伝統文化理解教室、邦楽体験教室、幼稚園との交流、オンライン英会話
有馬小学校	地域行事への参加、有馬ラソン大会の実施、「命」を考える授業、金管バンドの充実、ダブルダッチクラブの充実、地域人材の活用、幼稚園交流
久松小学校	異学年活動、交流活動、幼小一貫の教育活動、コミュニケーション能力の育成、小集団活動、言語活動、健康増進・体力向上、勤労生産・奉仕活動、久松らしさの定着（自主・自立、気品と風格)、ブラスバンド活動
阪本小学校	金融教育（コレド阪本）、伝統文化理解教室、邦楽教室、環境教育、地域理解教室、体力・運動技能向上教室、プログラミング教育、法教育
佃島小学校	大阪佃小との交流、地域人材の活用（地域の伝統、歴史、図工指導）、福祉理解教育、保育園、幼稚園、中学校との連携
月島第一小学校	マイスクールスポーツ（持久走・水泳・縄跳び）、幼稚園との交流、あいさつ運動や地域清掃等の奉仕活動
月島第二小学校	なわとび活動、特別支援学級との交流、たてわり班活動
月島第三小学校	マイスクールスポーツ（縄跳び）、水泳学習の充実、朝学習による基礎学力の定着と学習意欲の向上、全校読書タイム、たてわり班活動、幼稚園との連携
豊海小学校	開かれた教育活動（学校公開・地域学習・国際理解・図工）、管楽器クラブ
銀座中学校	基礎学力の向上(各種検定・朝読書・夏期補習）、地域理解教室（歌舞伎鑑賞教室、ＥＳＤ教育）、啓発的経験活動（和楽器演奏を通じた伝統文化理解）、学習環境整備、豊かな情操（特別支援学級交流学習・生き方教室・ボランティア活動）、ＩＣＴ機器を活用した教育活動

学　　校　　名	主な取組内容
佃　中　学　校	月島太鼓や箏を用いた伝統教育、金融教育、主権者教育・国際教育の推進、体力・豊かな感性の育成、環境問題学習、安全教育、基礎検定と補充授業
晴　海　中　学　校	各種検定の充実、防災教育に関する取組、自然体験、学校行事を通し、生徒の自主性・創造性を引き出すことによる人間関係の醸成
日 本 橋 中 学 校	確かな学力の向上（各種検定・補習教室）、体力向上（コーディネーショントレーニングの採用）、サプリノートを活用した学習指導・生活指導の充実、地域貢献型の部活動の充実（吹奏楽部、ダブルダッチ部）、国際教育の充実

④　学校における働き方改革等

教員の長時間勤務が社会問題化するなか、すべての教員が心身ともに健康で、高い専門性と意欲を持って、質の高い教育活動に取り組むことが必要である。「中央区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、全小中学校・幼稚園において、タイムレコーダー等による在校時間の把握、夜間・休日留守番電話の活用、長期休業中に連続した一斉休暇を取得するなど、学校における働き方改革を推進した。

⑤　その他の取組

（1）小学校特認校制度

保護者の学校選択の幅を拡大するとともに、全小学校においてより良い教育環境を確保していくため、従来の通学区域を残しつつ、特定の学校において通学区域に関係なく区内のどこからでも就学を認める特認校制度を実施している。令和６年度新入学者については、城東、常盤および阪本の各小学校において申込者が受入可能人数を上回ったため抽選を行った。泰明小学校および京橋築地小学校は当初申込者数が受入可能人数の範囲内であったため抽選を実施せず、他の特認校を申し込んだものの当選とならなかった方を対象に再申請の募集を行った（表中の受入可能人数は各年度の小学校案内掲載数）。

区　分	令和３年度申込（令和４年４月入学）			令和４年度申込（令和５年４月入学）			令和５年度申込（令和６年４月入学）		
	受入可能者数	申込者数	入学者数	受入可能者数	申込者数	入学者数	受入可能者数	申込者数	入学者数
城 東 小 学 校	約10人	184人	14人	約40人	124人	42人	40人	172人	35人
泰 明 小 学 校	約15人	48人	35人	約30人	41人	23人	30人	34人	26人
京橋築地小学校	約40人	44人	34人	約20人	30人	23人	20人	29人	24人
常 盤 小 学 校	約40人	123人	30人	約20人	85人	25人	20人	73人	18人
阪 本 小 学 校	約10人	47人	16人	約20人	62人	19人	10人	61人	14人
計	約115人	446人	129人	約130人	342人	132人	120人	369人	117人

（2）中学校自由選択制

特色ある教育を展開し、開かれた学校や子どもたちにとって魅力ある学校づくりを促進するため、通学区域外の学校へ入学することができる「中学校自由選択制」を実施している。令和６年度新入学者については、銀座中学校および晴海西中学校において実入学者数の見込みが受入可能人数を超えると判断し、抽選を行った（表中の受入可能人数は各年度の中学校案内掲載数）。

区　分	令和３年度申込（令和４年４月入学）			令和４年度申込（令和５年４月入学）			令和５年度申込（令和６年４月入学）		
	受入可能者数	申込者数	入学者数	受入可能者数	申込者数	入学者数	受入可能者数	申込者数	入学者数
銀座中学校	約40人	171人	45人	約40人	153人	28人	約20人	130人	26人
佃 中 学 校	約40人	60人	27人	約40人	52人	34人	約40人	53人	27人
晴海中学校	約40人	23人	14人	約40人	26人	16人	約40人	22人	11人
日本橋中学校	約40人	26人	11人	約40人	15人	9人	約40人	13人	6人

晴海西中学校	－	－	－	－	－	－	約15人	62人	13人
計	約160人	280人	97人	約160人	246人	87人	約155人	280人	83人

（３）学校公開

全小中学校において、保護者会等やホームページを活用して、学校経営方針や教育活動の計画等に関する説明を行っている。また、学校行事を公開するとともに、年５回学校公開を開催し、児童・生徒の学習状況や生活の様子を地域や家庭に情報発信している。

（４）ふれあい（交流）給食

小学校における学校給食に地域の方を招待し、児童とのふれあいの場を設け、給食を通した交流を深めるとともに、より開かれた学校の実現を目指している。

区　分	令和３年度			令和４年度			令和５年度		
	実施回数(延べ)	実施校数	参加人数	実施回数(延べ)	実施校数	参加人数	実施回数(延べ)	実施校数	参加人数
親子給食	実施中止			実施中止			13回	7校	281人
敬老給食							0回	0校	0人
感謝の給食							2回	1校	34人
幼稚園児との給食							10回	9校	245人

また、中学校においては、保護者を対象にした試食会や地域の方を招待する交流給食を実施している。

区　分	令和３年度			令和４年度			令和５年度		
	実施回数(延べ)	実施校数	参加人数	実施回数(延べ)	実施校数	参加人数	実施回数(延べ)	実施校数	参加人数
交流給食	実施中止			実施中止			3回	3校	68人

（５）学校間の連携や関係機関との連携の強化

生活指導主任連絡会においては、各校における生活指導上の課題について情報交換を行うとともに、課題解決の方策について協議している。

また、生活指導主任連絡会の第２回および第６回は、いじめ問題対策連絡協議会、第３回は、校外生活指導連絡協議会と２部構成で実施しており、所轄の警察署、地域の健全育成組織、学校やPTAの代表等が、いじめ防止等の対策や、学校内外における児童・生徒の生活指導上の課題と対策について協議している。

- 生活指導主任連絡会　年７回開催　２１名／回
- いじめ問題対策連絡協議会　年２回開催　４８名／回
- 校外生活指導連絡協議会　　年１回開催　５７名／回

（６）「学校サポートチーム」の設置

問題行動の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域および関係機関が一体となって対応を行う「学校サポートチーム」を各校に設置している。

（７）学校・幼稚園２０２０レガシーの推進

これまで学校・幼稚園が取り組んできた活動（オリンピック・パラリンピック学習、中央区版「一校一国運動」、ハートフルスポーツ、体力向上）のうち、特色ある活動を「学校・幼稚園２０２０レガシー」と位置付け、東京２０２０大会以降も長く続く教育活動として継続・発展させ、共生・共助社

会の形成を担う子どもたちを育成している。

＜取組例＞

校（園）名	４つの柱	外部講師	取組内容
泰明幼稚園	中央区版「一校一国運動」	大学教授	日本文化（羽子板市）
中央幼稚園	体力向上	セントラルスポーツ	マットを使った運動遊び
明石幼稚園	体力向上	たまっこ座	忍者太鼓
京橋朝海幼稚園	オリンピック・パラリンピック教育	プロクライマー	講演、実技
明正幼稚園	体力向上	日本スポーツ指導協会	ボール遊び
日本橋幼稚園	中央区版「一校一国運動」	凧博物館	凧作り、伝統文化
有馬幼稚園	ハートフルスポーツ	手話の講師	手話によるあいさつ、歌
久松幼稚園	体力向上	日本体育大学児童スポーツ学科	体幹
月島幼稚園	ハートフルスポーツ	ボッチャ協会	ボッチャ
月島第一幼稚園	体力向上	体操の講師	運動遊び
月島第二幼稚園	体力向上	JACOT 講師	コオーディネーション トレーニング
晴海幼稚園	体力向上	体操の講師	運動遊び
豊海幼稚園	中央区版「一校一国運動」	地域の方	お茶に親しみ
城東小学校	体力向上	セントラルスポーツ	かけっこ、投げ方、跳び箱、縄跳び、サッカー教室
泰明小学校	中央区版「一校一国運動」	インド舞踊家	インド舞踊、大使館訪問
中央小学校	ハートフルスポーツ	笑顔と学びのプロジェクト	ボッチャ体験
明石小学校	ハートフルスポーツ	車いすバスケ選手	車いすバスケットボール
京橋築地小学校	体力向上	なし	持久走
明正小学校	体力向上	なし	ペースランニング、縄跳び
常盤小学校	体力向上	元陸上選手（オリンピアン）	走り方
日本橋小学校	ハートフルスポーツ	なし	ボッチャ体験
有馬小学校	ハートフルスポーツ	大学教授	車いすバスケットボール
久松小学校	体力向上	元陸上選手（オリンピアン）	ハードル
阪本小学校	ハートフルスポーツ	日本代表監督	ボッチャ体験・講演
佃島小学校	オリンピック・パラリンピック教育	ＪＩＣＡ	多様性を学ぶ
月島第一小学校	中央区版「一校一国運動」	講師	トルコ共和国の歴史と文化を学ぶ
月島第二小学校	ハートフルスポーツ	あすチャレ！ジュニアアカデミー	障害者理解・体験
月島第三小学校	ハートフルスポーツ	車いすバスケ選手	車いすバスケ
豊海小学校	ハートフルスポーツ	車いすバスケ選手	車いすバスケットボール体験
銀座中学校	ハートフルスポーツ	なし	ボッチャ体験
佃中学校	中央区版「一校一国運動」	大学関係者	アメリカ、韓国、中国、マレーシア留学
晴海中学校	ハートフルスポーツ	中央区社会福祉協議会	福祉体験
日本橋中学校	中央区版「一校一国運動」	ＮＰＯ団体	ベトナムの文化

【取組の評価及び今後の方向性】

① 教員の資質と能力の向上

（取組の評価）

・ 教員が自らの課題や伸ばしたい能力に基づいて研修を選択・受講し、教員の指導力向上につなげることができた。引き続き、本区の教育課題や実態を踏まえた研修を設定する必要がある。

・ １～３年次の若手教員の研修では、メンタティーチャーによる学期に１回の授業観察、集合研修での指導等で若手教員のフォローアップを行うことができた。研修後のアンケートでは、研修受講者の全員が、研修に対し肯定的な回答をしている。引き続き、教育センター所属の講師などとも連携し、若手・中堅教員への指導・支援に広げていく必要がある。

・ 年間を通して指導主事等が学校訪問を実施し、学校の課題に対して早期対応をしたため、教育支援チームを派遣することはなかった。

（今後の方向性）

・ 教育センター講師やメンタティーチャーによる学校・幼稚園の訪問や、本区の教育課題や実態を踏まえた研修の実施により、若手教員の資質や指導力の向上を図っていく。また、教員が主体的に選択して受講する指導力アップ講座については、毎年見直しを図り、改善していくことにより、教員の実践的指導力の向上や教育課題に対する見識を計画的に高めていく。

・ 若手教員については、メンタティーチャーによる模範授業や研究授業において指導・助言を行うとともに、フォローアップが必要な教員については個別に指導を行うなど、授業力向上を図っていく。

また、メンタティーチャー自身の資質向上の必要性から、連絡会を定期的に開催し、先輩メンタティーチャーから指導方法について助言を得る場を設け、自らの資質向上に向けた取組を継続的に支援していく。

・ 落ち着きのない学級など改善が必要な場合に、教育センターから支援チーム（指導力のある元教員や校長、臨床心理士など）を派遣し、早期解決を図り、学校の自主的な教育活動を支援していく。

② 地域から信頼される学校づくり

（取組の評価）

・ 学校評価システムにより、前年度の評価結果を踏まえた目標の設定や全小中学校・幼稚園の自己評価を踏まえた学校関係者による評価の実施により、学校教育の改善が図られている。

・ ４年に一度の第三者評価において、各委員が複数年の学校の取組を分析して価値付けや助言をすることにより、より地域や発達段階を踏まえた教育活動へと充実を図ることができた。

（今後の方向性）

・ 学校評価の結果を次年度の教育課程に着実に反映していくため、重点目標と評価項目を関連付けることをはじめ、学校評価の目的、アンケート調査の読み取り方や改善のポイントなどの分析方法を副校園長連絡会や教務主任連絡会、幼稚園主任連絡会を通して周知徹底を図るとともに、学校訪問の機会に指導・助言を行っていく。

・ ４年に一度の周期で行っている「第三者評価を加えた外部評価」が三期目に入っており、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るとともに、適切に説明責任を果たし、保護者や地域の理解と参画を得た信頼される学校づくりを推進していく。

また、晴海西小学校および中学校については、地域との調整が整い次第、実施していく予定である。

③ 特色ある教育活動

（取組の評価）

・ 地域理解教室や創意工夫を凝らした教育活動を実施し、全小中学校・幼稚園の魅力の向上のために

取り組んでいる。

（今後の方向性）

・　特色ある学校づくりへの取組は、全小中学校・幼稚園の魅力の向上に貢献しており、取組の継続や拡充に向け、引き続き全小中学校・幼稚園を支援していく。

④　学校における働き方改革等

（取組の評価）

・　タイムレコーダーの活用により、教員の勤務状況を客観的に把握し、必要に応じて学校への指導・助言を行うとともに、学校長自らが教員の在校時間の縮減を目標とした働き方改革に取り組むなど、教員の勤務時間に対する意識向上につなげている。残業時間については、令和５年度は令和４年度に比べ１２％削減できた。また、夜間・休日留守番電話の活用は教員の働き方改革に寄与している。

（今後の方向性）

・　「中央区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、役割分担のあり方や業務の進め方など多様な観点からの見直しを引き続き行うとともに、限られた時間の中で最大限の効果を上げる働き方に向けた総合的な対策を講じていく。

⑤　その他の取組

小学校特認校制度ほか６件の事業については、いずれも取組状況は良好であり、適切に実施されていると評価されるため、今後も継続して実施していく。

（３） 教育支援の充実

＜特別支援教育＞

① 切れ目のない障害特性等に応じた適切な支援

児童・生徒数の増加に伴い、医療的ケアも含め特別な支援や配慮が必要な子どもも増えることが予想されるため、特別支援学級の新設をはじめ、障害特性等に応じた適切な学習環境の場が提供できるよう基礎的環境整備の充実を図っていきます。

また、子ども発達支援センター「ゆりのき」と連携して障害の早期発見・早期支援を図り、切れ目のない支援体制を構築するため個別の教育支援計画・「中央区育ちのサポートカルテ」による組織的な支援を実施するとともに、特別支援教室専門員や学習指導補助員を配置するなど、すべての学校・幼稚園において特別支援教室等と連携しながら特別支援教育を推進します。

さらに、共生社会の担い手を育成するため、都立特別支援学校で学ぶ子どもたちに対して、副籍制度に基づき地域の小学校や中学校での交流活動を推進することにより、障害のある人への理解に留まらず、「社会にはさまざまな立場や考えの違う人がいて当たり前である」という人間同士の相互理解（人権教育）や、思いやりの気持ちを大切にする人格の形成につなげます。

＜不登校対策＞

② 不登校の未然防止・早期発見・早期対応の取組

不登校は、いじめや発達障害、家庭環境に起因するもの等多様化しており、特別な状況下で起こるのではなく、「どの子にも起こり得る」ととらえることが必要です。そのため、学校に行けない又は、行かない状態になる前にいち早くその前兆をとらえることが重要となります。

専任教育相談員（臨床心理士等）や心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）による不登校傾向の強い児童・生徒への相談活動や働きかけに加え、今後は、学習意欲や友達関係等、一人一人の学校生活への意欲をアセスメントする取組を進めます。

③ 不登校の教育機会の確保等

不登校状態となった子どもに対しては、本人や保護者の意思を十分に尊重しつつ、家庭から外に出るための居場所づくり、不登校の要因や背景を把握するための家庭訪問やスクールソーシャルワーカーによるアセスメント、登校にあたっての受入体制の整備などの支援を行います。また、学校に登校できない児童・生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することができるよう、学習支援・学習機会の充実に取り組むとともに、さまざまな教育施設との連携も含めた支援の在り方を検討します。

【令和５年度の主な取組】

①-1 子どもの教育的ニーズに即した就学相談の実施

児童・生徒一人一人の教育的ニーズを見極め、支援するため、中央区就学支援委員会を設置し、就学相談を行っている。相談活動を通して、特別支援教育専門員が障害等の状況を個別にまとめた「就学支援ファイル」を入学予定の学校に引き継ぎ、当該児童生徒に必要な配慮や支援、指導について情報提供を行っている。

教育センターに特別支援教育に関する専管組織を設置し、特別支援教育専門員を６人配置するなど、就学相談体制の充実を図っている。

- 相談件数 小学校 １２６件〔１２２件〕 中学校 ２１件〔３２件〕
- 就学支援委員会開催回数 ９回

①-2 特別支援学級等の運営

（１）特別支援教育アドバイザーの派遣

全小中学校・幼稚園に医師や臨床心理士等を派遣し、教員に対し特別な支援を必要とするすべての子どもに適切な指導および必要な支援の在り方についての専門的な指導・助言を行っている。

・　小学校年１回（特別支援学級設置校は、学級用に年３回を追加）
・　中学校年１回（特別支援学級設置校は、学級用に年３回を追加）
・　幼稚園年３回

（２）特別支援学級

心身に障害のある児童・生徒に対して、一人一人の能力に応じた教育を行うため、特別支援学級を設けている。

・　在籍人数（令和６年３月、〔　〕内は令和５年３月）
　明石小学校　２２人〔２２人〕　月島第二小学校　２７人〔２３人〕
　銀座中学校　２３人〔２３人〕

（３）特別支援教室・通級指導学級

発達障害や情緒障害等のある児童・生徒に対して、巡回指導教員と在籍学級との連携を緊密にし、一人一人の状況に合わせた適切な指導を行う特別支援教室を全小中学校に設置するとともに、特別支援教室拠点校を７校としている。

・　特別支援教室在籍人数（拠点校毎）　※　各年度３月の教員数・児童数

区　分	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	教員数	児童数	教員数	児童数	教員数	児童数
明　石　小　学　校	４人	３８人	３人	３６人	３人	３８人
京橋築地小学校	６人	６０人	６人	５９人	５人	６４人
有　馬　小　学　校	７人	６７人	５人	６１人	５人	７２人
阪　本　小　学　校	６人	６３人	５人	５５人	５人	７３人
月島第一小学校	８人	８３人	８人	８４人	５人	６６人
豊　海　小　学　校	６人	５３人	５人	５９人	５人	５５人
晴　海　中　学　校	５人	４８人	５人	５１人	５人	５２人

なお、明正小学校に設置している通級指導学級（言語障害・難聴）については、従来の通級での指導を行っている。

・　言語障害・難聴　※　各年度３月の教員数・児童数

区　　分	令和３年度			令和４年度			令和５年度		
	教員数	学級数	児童数	教員数	学級数	児童数	教員数	学級数	児童数
明　正　小　学　校	５人	３学級	５４人	５人	３学級	４４人	５人	３学級	４４人

①-3　個別の教育支援計画・「中央区育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援

特別な支援や配慮の必要な子どもたちが自立した生活が継続できるよう適切な支援を行うため、保護者や教育、福祉、医療、保健などの関係機関が適切な役割を担い、互いに連携を図りながら個別の教育支援計画・「中央区育ちのサポートカルテ」を作成・活用し、幼児期から義務教育修了まで一貫した支援体制の構築を図っている。

①-4　副籍制度による交流の促進

東京都立特別支援学校に在籍するすべての児童・生徒が、地域とのつながりの維持・継続を図るため、居住する通学区域の指定校に副次的な籍（副籍）を置き、副籍校での交流を行っている。また、副籍校の児童・生徒の障害理解教育、人権教育にもつなげている。

②-1　不登校未然防止に向けた一人一人のアセスメントの推進

（１）不登校対策の充実

不安や無気力等の要因により学校に登校できなくなった不登校児童・生徒に対して、教育委員会お

よび学校が学校復帰に向けて、電話連絡や家庭訪問に加えて、医療機関などの関係機関と連携した対応を実施している。

・　不登校児童・生徒数および出現率

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	中央区	８１名 （１．００％）	９１名 （１．０７％）	１０７名 （１．２２％）
	東京都	７，９３９名 （１．３３％）	１０，６９５名 （１．７８％）	公開前
	全国	８１，４９８名 （１．３０％）	１０５，１１２名 （１．７０％）	公開前
中学校	中央区	１０１名 （６．２７％）	１３６名 （８．２１％）	１１６名 （６．８０％）
	東京都	１３，５９７名 （５．７６％）	１６，２１７名 （６．８５％）	公開前
	全国	１６３，４４２名 （５．００％）	１９３，９３６名 （５．９８％）	公開前

（２）メンタルサポーターの派遣

家庭や学校、適応教室「わくわく２１」にメンタルサポーターを派遣し、児童・生徒の心のケア、対人関係づくりや学習等の支援を行っている。

・　メンタルサポーターの派遣回数（延べ）　年間３８５回〔３７１回〕

（３）校内別室指導支援員の配置【新規】

佃中学校及び日本橋中学校の２校に校内別室指導支援員を配置し、不登校またはその傾向にある児童・生徒が安心し、自己存在感や充実感を感じられる居場所を校内に設置して、学習支援や学習以外の活動、話し相手・相談相手など一人一人の状況に応じた適切な支援を行っている。

②-2　教育相談等の実施

（１）不登校対策連絡会（スクールカウンセラー連絡会）の開催

スクールカウンセラー（都）、小中学校の生活指導主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーターなどの関係機関が集まり、不登校に関係する課題に対して、情報交換や協議を行っている。不登校関係の事業の説明のほか、各校での不登校対応についての情報共有、講師を招聘した講演会等を通して、各校の不登校対応の強化につなげている。

・　開催回数　年３回（学期に１回）

・　参加者　　全小中学校の不登校担当教員、スクールカウンセラー（都）

（２）教育相談講座の開催

幼稚園および小中学校における基礎的な教育相談の進め方やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携等、具体的な手法の研修を通して教育相談活動の充実を図っている。

・　開催回数　年１回

・　参加者　　東京都若手教員育成研修対象教員、区立幼稚園、小学校、中学校、宇佐美学園の教員の希望者等

（３）教育相談体制の充実および小学校スクールカウンセラーの配置

教育センターでの来所相談や電話相談のほか、小学校、幼稚園および保育園へ専任教育相談員（教職経験者、臨床心理士等）を派遣し、教育全般に対する相談業務の充実を図っている。

また、不登校、いじめ、その他児童の問題行動等の改善に資するため、全小学校に、臨床心理士等の資格を持つ東京都のスクールカウンセラーを週１回配置するとともに、小学校第５学年の全児童に対して面接を行っている。

・　教育相談の件数および主な相談内容

区　　分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
来所相談（発達障害・遅れ、不登校、しつけ・育て方等）	ケース件数	３４１件	３５１件	３４４件
	延べ件数	３，１１６件	３，０９４件	３，２６４件
電話相談（しつけ・育て方、友人関係等）		１１８件	１５６件	７６件

・　専任教育相談員の派遣回数

小学校　１回／週

（有馬小学校・久松小学校・佃島小学校・月島第二小学校・月島第三小学校・豊海小学校には週２回）

宇佐美学園　２回／月

幼稚園　２回／月

・　専任教育相談員の派遣先での主な業務内容

児童・保護者・教員を対象とした教育相談

・　心理・知能検査の実施

・　不登校・いじめ、その他児童の問題行動等の改善についての助言

・　教育相談に関連した幼児・児童観察

・　専任教育相談員（小学校）の相談内容および件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
性格・行動に関すること（不登校、いじめ、友人関係等）	２，９１９件	３，２２８件	３，０５６件
心身の健康に関すること	９０７件	１，２１４件	１，１６１件
学力・発達に関すること	４，５０４件	４，１４４件	３，７４９件
学習・進路に関すること	１，０２９件	１，０７１件	８５４件
学校・家庭に関すること	８４０件	７２５件	７７９件
その他（話し相手等）	６２６件	３３７件	６１２件
計	１０，８２５件	１０，７１９件	１０，２１１件

・　専任教育相談員（幼稚園）の相談内容および件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
性格・行動に関すること（不登校、いじめ、友人関係等）	２８６件	４５４件	２４３件
心身の健康に関すること	９８件	６６件	８６件
学力・発達に関すること	１，７８７件	１，４６５件	１，３８１件
学習・進路に関すること	５６件	６２件	２５件
学校・家庭に関すること	１２６件	１０５件	４９件
その他（話し相手等）	４３件	６件	７件
計	２，３９６件	２，１５８件	１，７９１件

・　スクールカウンセラー（小学校）の相談内容および件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
性格・行動に関すること（不登校、いじめ、友人関係等）	１，０５０件	１，０２４件	２，６６２件
心身の健康に関すること	１，８４０件	１，６６１件	７７８件
学力・発達に関すること	３６０件	４９９件	４４０件
学習・進路に関すること	１３７件	１８９件	９２件
学校・家庭に関すること	３４２件	５８１件	６５０件
その他（話し相手等）	５７９件	５４６件	５２６件
計	４，３０８件	４，５００件	５，１４８件

（4）心の教室相談員および中学校スクールカウンセラーの配置

不登校、いじめ、その他生徒の問題行動等の改善に資するため、全中学校に、臨床心理士の資格を持つ東京都のスクールカウンセラーを週１回配置するとともに、中学校第１学年の全生徒に対して面接を行っている。

また、生徒の悩みや友達関係等の相談を受ける区独自の「心の教室相談員」を全中学校に週２～３回程度配置している。

・　スクールカウンセラー（中学校）の相談内容および件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
性格・行動に関すること (不登校､いじめ､友人関係等)	５０９件	５０７件	７７１件
心身の健康に関すること	１０３件	１６５件	１５６件
学力・発達に関すること	６３件	９７件	７５件
学習・進路に関すること	１８件	６件	４１件
学校・家庭に関すること	４１件	１１９件	２１５件
その他(話し相手等)	２２件	５８件	１３９件
計	７５６件	９５２件	１，３９７件

（5）「学校問題ほっとライン」の開設

全小中学校、幼稚園の保護者に向けて「学校問題ほっとライン」を開設している。幼稚園や学校に対して保護者が直接相談しにくいことや意見、要望等の相談に対して、教育センターに常駐している学校管理職を経験した職員が丁寧に対応し、必要に応じて全小中学校・幼稚園への情報提供を行っている。

・　相談日時：毎週月曜日から金曜日　午前９時から午後５時まで（休・祝日を除く）

・　学校問題ほっとラインの相談内容および件数　（単位：件）

区分	令和３年度				令和４年度				令和５年度			
	幼稚園	小学校	中学校	その他	幼稚園	小学校	中学校	その他	幼稚園	小学校	中学校	その他
学校・幼稚園の体制や指導に関すること	6	１９	4	0	0	２０	1	1	2	１７	0	0
幼児・児童・生徒の人間関係（いじめ、問題行動等に関すること）	0	2	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0
保護者同士のトラブルに関すること	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
その他（話し相手等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	２１	4	0	0	２５	1	1	2	１８	0	0

※　対応した全ての案件について、全小中学校・幼稚園と連携して一定の解決を図っており、継続対応している案件はない。

（6）スクールソーシャルワーカーの派遣

不登校、虐待、いじめなど、生活指導上の課題に対応するとともに、関係機関との連絡・調整を図れるよう、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小中学校に派遣している。特に、不登校などの問題行動等に積極的に関わり、学校とともに児童・生徒や家庭の状況をきめ細かく把握し、解消に向けて関係機関との連携強化を進めている。なお、１件あたりのケースにかかわる期間が長期化し、本人及び保護者との面談回数も増加している。小学校における相談も増加していることから、令和５年度からはス

クールソーシャルワーカーを１名増員して３名体制とし、小学校における巡回派遣を開始した。

・　訪問活動回数

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
学　　校	５２回	２８４回	６９回	２８０回	３７５回	３１０回
家　　庭	２１回	１１９回	４１回	５６回	１３０回	８３回
その他関係機関	２０５回	３１５回	１８０回	３１０回	４２１回	４８３回
合　　計	２７８回	７１８回	２９０回	６４６回	９２６回	８７６回

・　相談内容および児童・生徒数

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
不登校	３１名	１０７名	３１名	１０９名	６２名	１２７名
いじめ	０名	０名	０名	０名	０名	０名
暴力行為	０名	０名	０名	０名	０名	０名
児童虐待	０名	５名	１名	３名	３名	４名
友人関係（いじめを除く）	０名	１名	０名	２名	２名	０名
非行・不良行為（暴力行為を除く）	０名	２名	０名	１名	０名	３名
家庭環境の問題（児童虐待を除く）	２名	１８名	５名	１３名	３７名	１８名
教職員等との関係の問題	０名	０名	１名	０名	０名	１名
心身の健康・保健に関する問題	０名	１４名	２名	１６名	４名	１１名
発達障害等に関する問題	４名	１４名	１名	５名	２４名	１４名
その他	０名	０名	０名	１名	０名	０名
合　計	３７名	１６１名	４１名	１５０名	１３２名	１７８名

・　連携した関係機関

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童家庭福祉の関係機関	３３１件	２０１件	２７５件
保健・医療の関係機関	０件	０件	０件
警察等の関係機関	１件	０件	０件
その他の専門機関（教育センター等）	８９５件	８９９件	１，１７９件
地域の人材や団体等（民生委員等）	１１件	２件	１０件
合　計	１，２３８件	１，１０２件	１，４６４件

※　中学校への定期的な巡回により、前年度より多くの不登校生徒への相談対応ができた。また、適応教室や教育相談室等の連携を進め、より効果的な支援を進めることができた。

（７）児童虐待への対応

学校・幼稚園が組織的に虐待に対応する体制を構築するとともに、全小中学校、幼稚園で児童虐待に関わるチェックリストを活用し、全児童・生徒・園児の様子を確認し、未然防止、早期発見につなげている。また、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関との連携や、スクールソーシャルワーカーの積極的な派遣等の早期対応により解決に向けた取組を進めている。

③　適応教室「わくわく２１」の機能の拡充

（１）適応教室「わくわく２１」

不登校等の児童・生徒に対して、充実した社会生活を営もうとする意欲や態度の育成を図るため、

不登校対策に関する中核的機能（スクーリング・サポート・センター「ＳＳＣ」）として、教育センター内に適応教室を設置している。適応教室では、自習活動を中心とした学習活動や体験的活動の支援を行っている。また、インターネット等を活用して自宅でも学習できる環境を整備するとともに、本人や保護者の要望に応じて個別学習支援を実施するなど、個に応じた不登校等の児童・生徒の社会的自立に向けた多様な教育機会の確保を進めている。

・　適応教室登録児童・生徒数　　小学校　１５人〔２１人〕　中学校　３６人〔３６人〕
・　学習内容　各教科学習（国語・社会・数学（算数）・理科・英語）

（２）適応教室専門員の配置

不登校の児童・生徒にさまざまな角度からアプローチする適応教室専門員を適応教室「わくわく２１」に配置することにより、児童・生徒の生活や学習状況を把握するとともに、学校等と連携を図りながら在籍校への復帰や自立に向けた支援を行っている。

・　適応教室専門員（教職経験者）の配置　２人〔４人〕
・　適応教室指導員（指導補助者）の配置　３人〔１人〕

【取組の評価及び今後の方向性】

①　切れ目のない障害特性等に応じた適切な支援

（取組の評価）

・　就学相談件数の推移（図１）より、就学相談の件数は数年増加傾向にある。就学相談を通して当該幼児・児童一人一人の心身の状況や教育的ニーズを把握し、適切な就学へつなげるとともに、特別支援学級や特別支援教室、通級指導学級において、専門家や関係機関と連携を図りながら、個に応じた指導・支援を進めることができた。
・　副籍交流については、児童・生徒一人一人の実態に合わせて、各校において交流内容を工夫して実施することができた。

（今後の方向性）

・　就学相談については、令和６年度も引き続き、幼稚園・保育所、小学校等の関係機関と連携し、当該幼児・児童の状況を適切に把握するとともに、一人一人に合った適切な学習環境につなげていく。
・　特別支援学級等の運営については、障害特性に応じた「多様な学びの場」が提供できるよう基礎的な環境整備を進めるとともに、通常の学級においてユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導を取り入れ、支援の輪を広げていく。
・　今後の児童数増加を見据え、特別支援学級体制の強化を図るため、新たに特別支援学級を設置する。

　日本橋地域　日本橋小学校（令和１０年度）
　月島地域　　月島第三小学校（令和７年度）

・　個別の教育支援計画「中央区育ちのサポートカルテ」については、特別な支援や配慮の必要な児童・生徒・園児が、自立した生活が継続できるよう適切な支援を行うため、関係機関が適切な役割を担い、幼児期から義務教育修了まで一貫した支援体制の構築を図っていく。
・　副籍制度については、児童・生徒との交流活動を工夫しながら実施し、障害者への理解を図っていく。

②　不登校の未然防止・早期発見・早期対応の取組

（取組の評価）

・　令和５年１０月から佃中学校及び日本橋中学校に校内別室指導支援員を配置し、教室に入ること

が難しい生徒を対象とした学習支援等の活動に取り組んだ結果、登校することが難しかった生徒の登校につなげることができた。

・　不登校児童・生徒数の推移（図２）により、令和５年度は小学校１０７名、中学校１１６名と小学校では、前年度よりも増加した。

・　不登校への対応として、毎月の調査や登校支援シートを活用して児童・生徒の欠席状況を把握するとともに、専任教育相談員やスクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携した取組を実施するなど、継続的な支援を行った。

・　教育相談については、教育センターのみならず、専任教育相談員を全小学校・幼稚園に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを全小中学校に派遣するなど、不登校や虐待を含めた様々な相談に対応することができた。

・　スクールソーシャルワーカーを３名に増員したことや小学校での要請派遣を巡回派遣に切り替えたことにより、不登校などの問題行動等にこれまで以上に積極的に関わり、児童・生徒や家庭の状況をきめ細かく把握することができた。

（今後の方向性）

・　校内別室指導支援員については、令和６年度から銀座中学校及び晴海中学校を加えた中学校４校、令和７年度には晴海西中学校も含めた全中学校への配置や必要な小学校への拡充を検討している。

・　令和６年度からスクールソーシャルワーカーが４名体制とし、学校からの要望等にできるだけ多く応えていく体制を整える。

・　不登校対応については、３０日以上欠席している不登校児童・生徒一人一人に対して、その生活状況や短期・中期・長期の学校復帰に向けた取組、関係機関との連携内容を網羅する長期欠席支援シートをスクールソーシャルワーカーや専任教育相談員が学校と連携して作成し、継続的・効果的な学校復帰に向けた取組を推進する。

・　教育相談については、幼児・児童・生徒を取り巻くさまざまな問題が見られることから、引き続き子どもに寄り添う体制を構築する。

③　不登校の教育機会の確保等

（取組の評価）

・　適応教室登録児童・生徒数は昨年に比べ６名減少した。適応教室が児童・生徒の安心する居場所となり、学校に復帰できた児童も多い。引き続き、より多くの不登校や不登校傾向のある児童・生徒に対する支援を充実させる必要がある。

・　不登校児童・生徒に対しては、学校と家庭が一体となって、学校外の居場所づくり、社会的に自立できるような学習支援・学習機会の設定やさまざまな教育施設との連携も含めた支援を進めることができた。

（今後の方向性）

・　不登校が中・長期化している児童・生徒に対して、学校と教育委員会が連携し、家庭訪問・放課後登校の機会の活用などによる確実な働きかけをする。また、学校外の民間施設との連携や、オンラインを含むICTを利用した支援、令和５年１０月から開設した校内別室指導を全中学校へ拡充する等、多様な教育機会を確保できるようにしていく。

（図１）

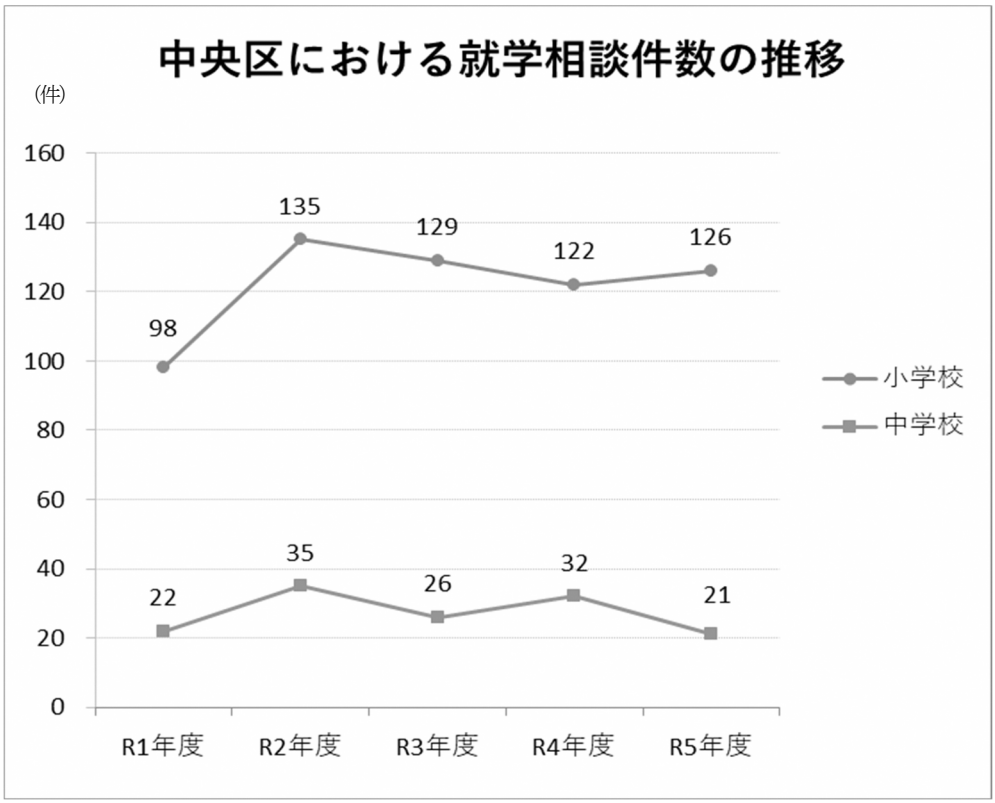
中央区における就学相談件数の推移
(件)
160
140
120
100
80
60
40
20
0
98
135
129
122
126
22
35
26
32
21
R1年度
R2年度
R3年度
R4年度
R5年度
小学校
中学校

（図２）

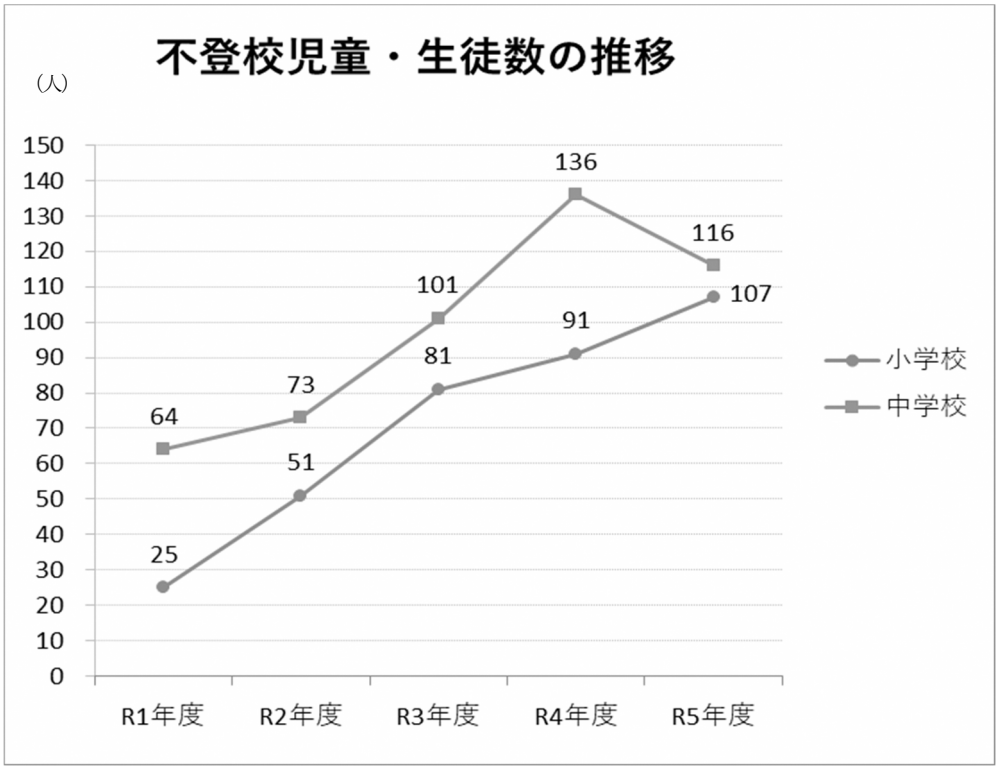
不登校児童・生徒数の推移
(人)
150
140
130
120
110
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
64
73
101
136
116
25
51
81
91
107
R1年度
R2年度
R3年度
R4年度
R5年度
小学校
中学校

基本方針２　豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

（１）　子どもの健全な育成の推進

①　心を育てる教育の推進

他者とよりよく関わるためには、自分を適切に、前向きに評価できることが必要であり、道徳の時間等を通して、自分自身の内面を見つめ、自分のよさを導き、自分自身を考えることはとても重要なことです。すべての教育活動を通して、自分や他者を大切にする人権尊重の理念や、社会のルールを守る規範意識の醸成について一層の充実を図ります。

②　豊かな人間性を育む体験活動の実施

体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、子どもの成長の糧としての役割が期待されています。キャリア教育や自然体験、宿泊体験、ボランティア等の活動は、豊かな社会性を育むとともに望ましい勤労観を身に付けさせることができることから、子どもたちが新たな発見、気付きができる体験活動を今後も積極的に取り組んでいきます。

③　子どもたちを取り巻く環境改善に向けた取組

子どもが安心して日々を過ごすためには、自分が大切に思われているということを子どもに実感させるとともに、安心して過ごせる居場所づくりが必要です。そのためには、学校、家庭、地域が、ともに育てていくという姿勢をもち見守り、子どもの居場所「プレディ」等の子どもを取り巻く環境の向上・改善、活動場所の確保等に向けた取組を行います。

【令和５年度の主な取組】

①-1　人権教育

（１）教育活動全体を通じた人権教育の推進

全小中学校・幼稚園の教育課程において、人権教育を基本方針および指導の重点に掲げて推進している。人権教育の全体計画および年間指導計画などを各学校・幼稚園が作成し、教育活動全体を通じた取組を計画的に実施するとともに、東京都教育委員会が作成した人権教育プログラムを活用し、教員の人権感覚を磨くとともに、さまざまな人権課題について知識と認識を深め、子どもたちの状況や発達段階に応じた指導を行っている。

（２）人権教育巡回研修会の開催

教員が人権尊重の理念を十分に理解することが不可欠であることから、人権教育講座を全小中学校・幼稚園で実施している。

・　テーマ「性の多様性とその理解」
　　「テーマに関わるケーススタディ」

（３）人権教育推進委員会の設置

「人権教育推進委員会」を設置し、学校・幼稚園・地域の実態に即して人権教育推進上の課題を議論するとともに、教育内容・方法の充実を図るための研究・協議を行っている。

令和５年度は、研究テーマを「豊かな人権感覚を身に付け、自他を大切にして認め合う子どもの育成」とし、校内で教員が研修するための資料を作成し、全小中学校・幼稚園へ配布するなど、教員の指導力向上に取り組んだ。

・　委員構成　　校長　１人、副校園長　３人、主幹教諭　１人、主任教諭　２人
・　委員会開催回数　７回〔８回〕
・　実施内容　　人権尊重教育推進校研究発表会への参加、実践事例の検討等　・事業報告書（リーフレット）の作成

①-2　道徳教育

（1）道徳の教科化

小中学校で道徳が教科化され、教科書を活用しながら、学習指導要領に基づいた指導を行っている。

（2）各教科との連携

道徳教育は、道徳科の授業を要として教育活動全体を通して取り組む必要があり、全小中学校で道徳教育の全体計画および年間指導計画を作成し、組織的・計画的に推進している。例えば、体育科・保健体育科における規律ある団体行動のように、学習活動を通して節度ある態度や自制心を育む指導に努めている。

また、ルールやチームワークなどの指導により、規則を守る、協力して学習を進めるなど、社会性や規範意識の涵養（かんよう）につなげている。

（3）道徳授業地区公開講座等の実施

全小中学校において、保護者・地域とともに道徳教育の現状と課題について考える「道徳授業地区公開講座」を開催している。また、授業内容を紙面で配布したりホームページに掲載したりするなど、学校の取組を保護者や地域の方に発信し、より多くの方に道徳の授業に関する理解を促す取組を進めている。

（4）教員研修の実施

道徳教育における基本的な課題や指導上の諸問題および教科化による指導と評価の在り方等の理解を深め、道徳教育をより一層充実するため、「道徳教育講座（指導力ＵＰ講座）」を実施している。

- 開催回数　２回〔１回〕
- 参加人数　３５人（基礎編）、３６人（発展編）
- 実施内容　テーマを「道徳科の授業づくりについて」とし、自尊感情や自己肯定感を高めるための教育の推進や多様な教育課題と「特別の教科道徳」の指導と評価についての講義

②-1　キャリア教育

（1）キャリア教育の推進

キャリア教育の意義と必要性を正しく認識するとともに、学校全体で取り組む体制を築くため、副校園長連絡会のほか、若手教員育成研修において、子どもの実態や発達に応じた指導の内容や方法について工夫・改善を図っている。

（2）中学生職場体験学習

全中学校で職場体験学習を実施し、生徒一人一人の望ましい勤労観・職業観の育成を図っている。また、職場体験学習の周知を図り、職場体験への理解を促すとともに協力事業所の拡大のため、職場体験に協力している旨を表示したステッカーを作成し、協力事業所に配布している。

②-2　集団宿泊体験

豊かな自然を生かした体験活動や共同生活などを通じて、他者を思いやる豊かな心情を育むとともに、児童・生徒一人一人の主体的な学習を推進している。

実施学年	宿泊体験名	実施場所	ねらい
小学校 第４学年	セカンドスクール	柏学園	野外観察を中心に小学校の集団宿泊体験の素地を学ぶ
小学校 第５学年	夏季臨海学校	千葉県 館山市・鴨川市	海での水泳と集団生活を通して心身を鍛錬する
小学校 第５学年	夏季林間学校	群馬県前橋市	赤城山周辺の自然体験を通じて集団生活を学ぶ

実施学年	宿泊体験名	実施場所	ねらい
小学校 第６学年	移動教室	ヴィラ本栖 ほか	本栖湖周辺の自然体験を通して集団生活を学ぶ
中学校 第１学年	宿泊訓練	柏学園	オリエンテーションを通して中学校の集団生活を学ぶ
中学校 第２学年	移動教室	長野県上田市	信州における自然体験を通して集団生活を学ぶ
中学校 第３学年	修学旅行	京都府・ 奈良県・広島県	わが国の歴史および伝統文化理解、平和教育を学ぶ

②-3　ボランティア活動

「学校・幼稚園２０２０レガシー」や福祉教育の一環として、クリーンデーでの地域清掃、ユニセフ募金や高齢者施設訪問、区民スポーツ大会などのボランティア活動を小中学校・幼稚園で実施し、子どもたちの社会貢献意識を育成するとともに、地域や社会の一員としての自覚を促している。

③-1　子どもの居場所「プレディ」

保護者の就労状況に関わらず、放課後や土曜日、長期休業日などにも子どもが安全に安心して過ごせるよう、小学校の空き教室を活用した子どもの居場所事業を実施している。

開設時間は、平日は放課後から午後５時まで、土曜日や学校休業日は午前８時３０分から午後５時までとしている。

なお、保護者の就労条件により延長が必要と認められる場合は、平日（学校休業日を含む）は午後７時３０分まで（午後６時以降の利用については有料）、土曜日は午後６時まで利用できる。

・　実施校

中央小学校（プレディ中央）、明石小学校（プレディ明石）、京橋築地小学校（プレディ京築）、明正小学校（プレディ明正）、日本橋小学校（プレディ日本橋）、有馬小学校（プレディ有馬）、久松小学校（プレディ久松）、佃島小学校（プレディ佃島）、月島第一小学校（プレディ月一）、月島第二小学校（プレディ月二）、月島第三小学校（プレディ月三）、豊海小学校（プレディ豊海）

	令和４年３月	令和５年３月	令和６年３月
登録児童数	１，８２１人	２，３０２人	３，３７８人
在籍児童に対する登録率	２５．６％	３１．０％	４４．４％
延べ利用人数	１１３，４４３人	１５７，９２７人	２０２，８３３人
サポーター登録数	２３５人	２１７人	２２１人

③-2　家庭教育力の向上

家庭教育の推進や親力の強化を図るため、区、学校関係者、ＰＴＡ、民生・児童委員、青少年委員など地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」を設置し、学校やＰＴＡ、地域の子育て支援団体と連携し家庭教育学習会などの開催に協力している。

③-3　地域人材や学習資源の活用

地域の教育力を学校の教育活動などに積極的に活用し、学校支援体制を強化するため、各方面で活躍されている人材が講師となり、地域の文化・歴史・風土等を学べる機会などを積極的に設けている。

【取組の評価及び今後の方向性】

①　心を育てる教育の推進

（取組の評価）

・　学校の教育活動全体を通じて、道徳教育とその要としての道徳科の授業を計画的、発展的に実施するとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図ることができた。

・　コロナ禍のため開催方法等を工夫しながら、全小中学校において「道徳授業地区公開講座」を実施するとともに、児童生徒の発達の段階に応じて、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳、議論する道徳」に取り組むことができた。

（今後の方向性）

・　さまざまな人権課題の中から、幼児・児童・生徒の発達段階等に配慮し、各学校・幼稚園の実情に応じて、子どもたちが主体的に学習できる身近な課題を取り上げ、効果的に学習を進めていくことが重要である。引き続き、各学校・幼稚園の人権教育の取組状況を把握し、人権教育プログラムの活用や人権教育の全体計画の見直しについて助言していく。

・　人権教育推進委員会で調査・研究を行い、人権尊重の理念について教員の理解を十分に深めるとともに、子どもたちの人権意識を高めるための指導資料を作成・配布し、各学校・幼稚園で活用することにより、子どもたち一人一人が自己実現を図ることができる教育活動に取り組んでいく。さらに、教育をはじめ、いじめ防止や児童虐待、インターネットによる人権侵害など、子どもたちに関わる人権課題を学習するなど、人権教育の視点を踏まえた取組を一層充実させていく。

・　道徳教育の推進については、保護者・地域との連携を図ることが重要であることから、「道徳授業地区公開講座」および「命と心の授業」等について、学校ホームページや学校便り等を通して、開催のねらいや内容を周知し、保護者・地域の方の参加を促していく。

　また、児童・生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成を図る指導法について、授業観察等により、教員に指導・助言を行っていく。「特別の教科　道徳」の実施にあたり、児童・生徒の発達段階に応じて、内容項目が多様に考えられるよう、「考える道徳」「議論する道徳」を実施するとともに、学校訪問を通して適宜指導を行っていく。

②　豊かな人間性を育む体験活動の実施

（取組の評価）

・　各校の実態に応じて、特別活動や総合的な学習の時間を中心に児童・生徒の社会的・職業的自立に向けた取組の充実を図ることができた。

・　集団宿泊体験について、令和５年度の宿泊行事は、例年通り実施した。宿泊行事を含む校外学習については、児童数が年々増加する状況において、実施日程の調整、宿泊施設の確保、実施内容の検討等が課題である。

（今後の方向性）

・　中学校職場体験については、引き続き中学生にとって適切な体験の機会を設定していく。

・　小中学校の連続したキャリア発達が促されるよう、様々な役職において研修の充実を図っていく。

・　児童・生徒数の増加に伴い、集団宿泊体験が既存利用施設では利用が困難となる学校が増加していることから、今後は、自然環境をいかした教育活動をさらに充実させていくため、夏季臨海学校は一部の小学校において引き続き実施していくとともに、森林における自然体験活動となる「林間学校」を行っていく。

③　子どもたちを取り巻く環境改善に向けた取組

（取組の評価）

・　子どもの居場所「プレディ」では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度から利用制限を設けて運営していたが、令和５年度から利用制限を解除し、下校後、自宅に保護者がいない児童の見守りなど、放課後の児童の居場所づくりとして一定の役割を果たすことができた。なお、利用制限の解除により、登録児童数、延べ利用人数とも大幅に増加している。

（今後の方向性）

・　児童数の増加とともにプレディの登録児童も増加することが見込まれることから、活動場所を図書室やランチルーム等にも拡充させるほか、区立小学校に設置する学童クラブとの一体的な運用を行うことで、児童に多様な遊びや生活の場を提供していく。

（２）　いじめを生まない学校づくり

①　いじめの未然防止の取組

いじめを生まない学校づくりを推進するため、「中央区いじめ防止基本方針」および各校における「学校いじめ防止基本方針」に基づき、さまざまな観点から未然防止に積極的に取り組みます。

未然防止に関しては、道徳科や命と心の授業などを中心に教育活動全体を通して、児童・生徒が互いに認め合い尊重される存在であるという認識を持たせるとともに、「傍観者も加害者の一員である」という意識が持てるように指導します。また、スマートフォンやＳＮＳ等の使い方や情報モラル教育を引き続き行うとともに、東京都教育委員会からの学校非公式サイト等の監視による情報を活用していきます。

この他、児童・生徒が不安に思ったとき、友人関係で些細なトラブルがあったときに、教員のみならずスクールカウンセラーなどに相談しやすい環境を整え、児童・生徒が悩みを一人で抱え込まないようにします。

②　いじめの早期発見・早期対応の取組

いじめを重大化、複雑化させないように早期発見、早期対応に取り組みます。

毎年、いじめに関するアンケートを実施し、さらに、いじめの疑いがあるときには、「学校いじめ対策委員会」を開くなど組織的な対応を徹底します。また「中央区いじめ問題対策連絡協議会」において実際にあったいじめ対応事例をケーススタディとして取り入れるなど協議内容等をより充実させ、学校と関係機関等が一層実効性のある連携・協力体制を構築します。

【令和５年度の主な取組】

①-1　いじめを絶対に許さないという心の教育の推進

（１）命と心の教育の推進

深刻ないじめ等を未然に防止するため、助産師等の外部講師を招き、児童・生徒・保護者を対象に命の尊さや友情といった心に訴える授業を全小中学校で実施している。また、命と心の教育を、保護者、地域に公開するとともに、意見交換やアンケート等を通し、共に考える機会として位置付けている。

・　開催回数　各校年１回
・　講師　　東京弁護士会、日本助産師会、医師、誕生学アドバイザー、ＮＰＯ団体、オリンピアン等

（２）自殺防止の取組

都のスクールカウンセラー、区専任教育相談員、スクールソーシャルワーカー、心の教育相談員などによる面談により、児童・生徒が躊躇することなく相談できる環境をつくるほか、東京都教育委員会作成のリーフレット「児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らせないために」のチェックシートを活用し、全教職員が情報共有を図るなど自殺の未然防止に努めている。また、令和元年度から、６月から７月までの期間に、小学校第６学年、中学校第３学年を対象とした「ＳＯＳの出し方に関する授業」を実施している。

さらに、長期休業前、長期休業中には、自殺予防に係る具体的な取組について、学校の教職員に通知し、長期休業明けには、児童・生徒の安否確認を確実に実施している。

①-2　教育相談体制の推進

（１）教育相談体制の充実および小学校スクールカウンセラーの配置

教育センターでの来所相談や電話相談のほか、小学校、幼稚園および保育園へ専任教育相談員(教職経験者、臨床心理士等)を派遣し、教育全般に対する相談業務の充実を図っている。

また、不登校、いじめ、その他児童の問題行動等の改善に資するため、全小学校に、臨床心理士の資格を持つ東京都のスクールカウンセラーを週１回配置するとともに、小学校第５学年の全児童に対して面接を行っている。

・　教育相談の件数および主な相談内容

区　　分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
来所相談（発達障害・遅れ、不登校、しつけ・育て方等）	ケース件数	３４１件	３５１件	３４４件
	延べ件数	３，１１６件	３，０９４件	３，２６４件
電話相談（しつけ・育て方、友人関係等）		１１８件	１５６件	７６件

・　専任教育相談員の派遣回数

小学校　１回／週（有馬小学校・久松小学校・佃島小学校・月島第二小学校・月島第三小学校・豊海小学校には週２回）

幼稚園　２回／月

（派遣先での主な業務内容）

児童・保護者・教員を対象とした教育相談

・　心理・知能検査の実施

・　不登校・いじめ、その他児童の問題行動等の改善についての助言

・　教育相談に関連した幼児・児童観察

・　専任教育相談員（小学校）の相談内容および件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
性格・行動に関すること（不登校、いじめ、友人関係等）	２，９１９件	３，２２８件	３，０５６件
心身の健康に関すること	９０７件	１，２１４件	１，１６１件
学力・発達に関すること	４，５０４件	４，１４４件	３，７４９件
学習・進路に関すること	１，０２９件	１，０７１件	８５４件
学校・家庭に関すること	８４０件	７２５件	７７９件
その他(話し相手等)	６２６件	３３７件	６１２件
計	１０，８２５件	１０，７１９件	１０，２１１件

・　専任教育相談員（幼稚園）の相談内容および件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
性格・行動に関すること（不登校、いじめ、友人関係等）	２８６件	４５４件	２４３件
心身の健康に関すること	９８件	６６件	８６件
学力・発達に関すること	１，７８７件	１４６５件	１，３８１件
学習・進路に関すること	５６件	６２件	２５件
学校・家庭に関すること	１２６件	１０５件	４９件
その他(話し相手等)	４３件	６件	７件
計	２，３９６件	２，１５８件	１，７９１件

・　スクールカウンセラー（小学校）の相談内容および件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
性格・行動に関すること（不登校、いじめ、友人関係等）	１，０５０件	１，０１４件	２，６６２件

心身の健康に関すること	１，８４０件	１，６６１件	７７８件
学力・発達に関すること	３６０件	４９９件	４４０件
学習・進路に関すること	１３７件	１８９件	９２件
学校・家庭に関すること	３４２件	５８１件	６５０件
その他(話し相手等)	５７９件	５４６件	５２６件
計	４，３０８件	４，５００件	５，１４８件

（２）心の教室相談員および中学校スクールカウンセラーの配置

不登校、いじめ、その他生徒の問題行動等の改善に資するため、全中学校に、臨床心理士の資格を持つ東京都のスクールカウンセラーを週１回配置するとともに、中学校第１学年の全生徒に対して面接を行っている。

また、生徒の悩みや友達関係等の相談を受ける区独自の「心の教室相談員」を全中学校に週２～３回程度配置している。

・　スクールカウンセラー（中学校）の相談内容および件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
性格・行動に関すること (不登校、いじめ、友人関係等)	５０９件	５０７件	７７１件
心身の健康に関すること	１０３件	１６５件	１５６件
学力・発達に関すること	６３件	９７件	７５件
学習・進路に関すること	１８件	６件	４１件
学校・家庭に関すること	４１件	１１９件	２１５件
その他(話し相手等)	２２件	５８件	１３９件
計	７５６件	９５２件	１，３９７件

（３）「学校問題ほっとライン」の開設

全小中学校、幼稚園の保護者に向けて「学校問題ほっとライン」を開設している。幼稚園や学校に対して保護者が直接相談しにくいことや意見、要望等の相談に対して、教育センターに常駐している学校管理職を経験した職員が丁寧に対応し、必要に応じて全小中学校・幼稚園への情報提供を行っている。

・　相談日時：毎週月曜日から金曜日　午前９時から午後５時（休・祝日を除く）

・　学校問題ほっとラインの相談内容および件数　（単位：件）

区分	令和３年度				令和４年度				令和５年度			
	幼稚園	小学校	中学校	その他	幼稚園	小学校	中学校	その他	幼稚園	小学校	中学校	その他
学校・幼稚園の体制や指導に関すること	６	１９	４	０	０	２０	１	１	２	１７	０	０
幼児・児童・生徒の人間関係（いじめ、問題行動等に関すること）	０	２	０	０	０	４	０	０	０	１	０	０
保護者同士のトラブルに関すること	０	０	０	０	０	１	０	０	０	０	０	０
その他（話し相手等）	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０
計	６	２１	４	０	０	２５	１	１	２	１８	０	０

※　対応した全ての案件について、全小中学校・幼稚園と連携して一定の解決を図っており、継続対応している案件はない。

（４）スクールソーシャルワーカーの派遣

不登校、虐待、いじめなど、生活指導上の課題に対応するとともに、関係機関との連絡・調整を

図れるよう、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小中学校に派遣している。特に、不登校などの問題行動等に積極的に関わり、学校とともに児童・生徒や家庭の状況をきめ細かく把握し、解消に向けて関係機関との連携強化を進めている。なお、１件あたりのケースにかかわる期間が長期化し、本人及び保護者との面談回数も増加している。

・　訪問活動回数

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
学　　校	５２回	２８４回	６９回	２８０回	３７５回	３１０回
家　　庭	２１回	１１９回	４１回	５６回	１３０回	８３回
その他関係機関	２０５回	３１５回	１８０回	３１０回	４２１回	４８３回
合　　計	２７８回	７１８回	２９０回	６４６回	９２６回	８７６回

・　相談内容および児童・生徒数

	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
不登校	３１名	１０７名	３１名	１０９名	６２名	１２７名
いじめ	０名	０名	０名	０名	０名	０名
暴力行為	０名	０名	０名	０名	０名	０名
児童虐待	０名	５名	１名	３名	３名	４名
友人関係（いじめを除く）	０名	１名	０名	２名	２名	０名
非行・不良行為（暴力行為を除く）	０名	２名	０名	１名	０名	３名
家庭環境の問題（児童虐待を除く）	２名	１８名	５名	１３名	３７名	１８名
教職員等との関係の問題	０名	０名	１名	０名	０名	１名
心身の健康・保健に関する問題	０名	１４名	２名	１６名	４名	１１名
発達障害等に関する問題	４名	１４名	１名	５名	２４名	１４名
その他	０名	０名	０名	１名	０名	０名
合　計	３７名	１６１名	４１名	１５０名	１３２名	１７８名

・　連携した関係機関

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童家庭福祉の関係機関	３３１件	２０１件	２７５件
保健・医療の関係機関	０件	０件	０件
警察等の関係機関	１件	０件	０件
その他の専門機関（教育センター等）	８９５件	８９９件	１，１７９件
地域の人材や団体等（民生委員等）	１１件	２件	１０件
合　計	１，２３８件	１，１０２件	１，４６４件

※　中学校への定期的な巡回により、前年度より多くの不登校生徒への相談対応ができた。また、適応教室や教育相談室等の連携を進め、より効果的な支援を進めることができた。

①-3　情報モラル教育の推進

教科学習や総合的な学習の時間などの授業および家庭学習において、デジタルシチズンシップ教育の視点を取り入れた取組を実施して発達段階に応じた機器操作や情報活用の実践力を育成するとともに、ＳＮＳ東京ルールに基づき、各学校で携帯電話やインターネット利用などに関するルールづくりを行った。

また、保護者会などにおいて家庭におけるルールづくりについて啓発し「ＳＮＳ家庭ルール」の作成を徹底させるなど、情報社会におけるモラルの育成を行っている。

また、令和４年度より、学習用タブレットから使用できる情報モラル教育のデジタル教材を導入している。

②-1　いじめに関するアンケート等の実施

「中央区いじめ総合対策」に基づいた「学校いじめ対策委員会」による認知の徹底や、年３回の「いじめに関するアンケート」の実施、全教員による状況把握等を通していじめの早期発見に努めている。

また、学校がいじめを認知した場合には、即時に「学校いじめ対策委員会」を開き、いじめ対応方針と役割分担を校長が決定し、解決に向けて迅速に対応を行っている。

②-2　子ども相談フォームによるいじめ相談【新規】

令和６年１月９日より中央区子ども相談フォームの運用を開始し、全小中学校の児童生徒がタブレットから教育委員会へ不安や悩みを直接相談することができる取り組みを実施している。その中で、いじめに関する相談があった場合には迅速に対応し、解決を図っている。

②-3　いじめ問題への対応に向けた体制の整備

「中央区いじめ防止基本方針（平成３０年１月改定）」および「中央区いじめ総合対策（平成３１年２月改訂）」に基づき、教育委員会や学校、地域、関係機関が緊密に連携し、いじめを生まない学校づくりに取り組んでいる。

いじめを意図しない偶発的な行為や継続性がない行為であっても児童･生徒が苦痛を感じているものは、いじめの認知件数として取り上げている。また、いじめアンケートの様式を統一し、学校における実施方法の共通理解を図るとともに、児童･生徒の気持ちに寄り添った聞き取りを実施している。

・　いじめ認知件数　小学校　３０７件〔２９６件〕　中学校　６６件〔５１件〕

②-4　「中央区いじめ問題対策委員会」の設置

学識経験者や弁護士等の専門家による「中央区いじめ問題対策委員会」を設置し、教育委員会や学校のいじめの防止等の取組状況を検証するとともに、いじめの防止等のための対策について審議を行っている。

なお、本委員会は、重大事態が発生した際に、学校の調査では対応が困難で教育委員会が直接調査すべき事案と判断したときには、教育委員会の調査機関となる。

・　中央区いじめ問題対策委員会の開催　年２回

さらに、中央区いじめ問題対策連絡協議会を設置し、全小中学校の生活指導主任、警察関係者や児童館長、PTA代表者等が出席して、関係機関・地域関係者と学校が連携を図り、いじめ防止等のための対策の推進について協議を進めている。

・　中央区いじめ問題対策連絡協議会の開催　年２回

【取組の評価及び今後の方向性】

①　いじめの未然防止の取組

（取組の評価）

・　いじめの未然防止の取組については、「いじめは絶対に許されない」という意識を学校全体に醸成するため、道徳教育や人権教育の充実、いじめの定義をはじめとした校内研修を年間３回以上行うなど、教職員の資質の向上を図るとともに、学校だより・学年だより等を通じた家庭との連携・協力を行うことができた。

・　児童・生徒に関わる問題が複雑化・多様化しており、スクールソーシャルワーカーの支援対象となる児童・生徒数が増加傾向にあることから、令和５年度より、小学校へのスクールソーシャルワーカーの巡回派遣を開始した。その専門性を活用し、いじめ、不登校、児童虐待などの生活指導上

の諸問題の早期解決につなげることができた。

（今後の方向性）

・　いじめ問題への対応については、「中央区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの定義を全教職員が理解し、的確に把握するとともに、いじめの解消について、児童・生徒を注意深く見守ることを学校に周知徹底していく。また、いじめ防止等の取組を学校が適切に進められるよう、「中央区いじめ総合対策」のほか、教育委員会が作成した指導資料を配布・活用を通して学校を支援していく。

②　いじめの早期発見・早期対応の取組

（取組の評価）

・　いじめの認知件数「中央区立学校におけるいじめ認知件数の推移」（図１）は増加傾向にあり、教職員が早期発見に向けて、児童・生徒の変化を見逃さず、一人で抱え込むことがないよう、組織的に情報交換できる体制を構築し対応している結果である。また、学校がいじめを認知したら、即時「学校いじめ対策委員会」を開き、校長がいじめ対応方針と役割分担を決定し、全校体制でいじめ解消に向けて取り組んでいる。

（今後の方向性）

・　「中央区いじめ問題対策委員会」や「中央区いじめ問題対策連絡協議会」については、より実効性のあるいじめ防止等の取組を推進できるよう協議等を充実させるとともに、全小中学校に対しては、情報提供および指導の徹底を促す。

・　「不登校対策連絡会」や「中央区いじめ問題対策連絡協議会」において実際にあったいじめ事例をケーススタディとして取り入れるなど、協議内容等をより充実させ、学校と関係機関が一層実効性のある連携･協力体制を構築していく。

（図１）

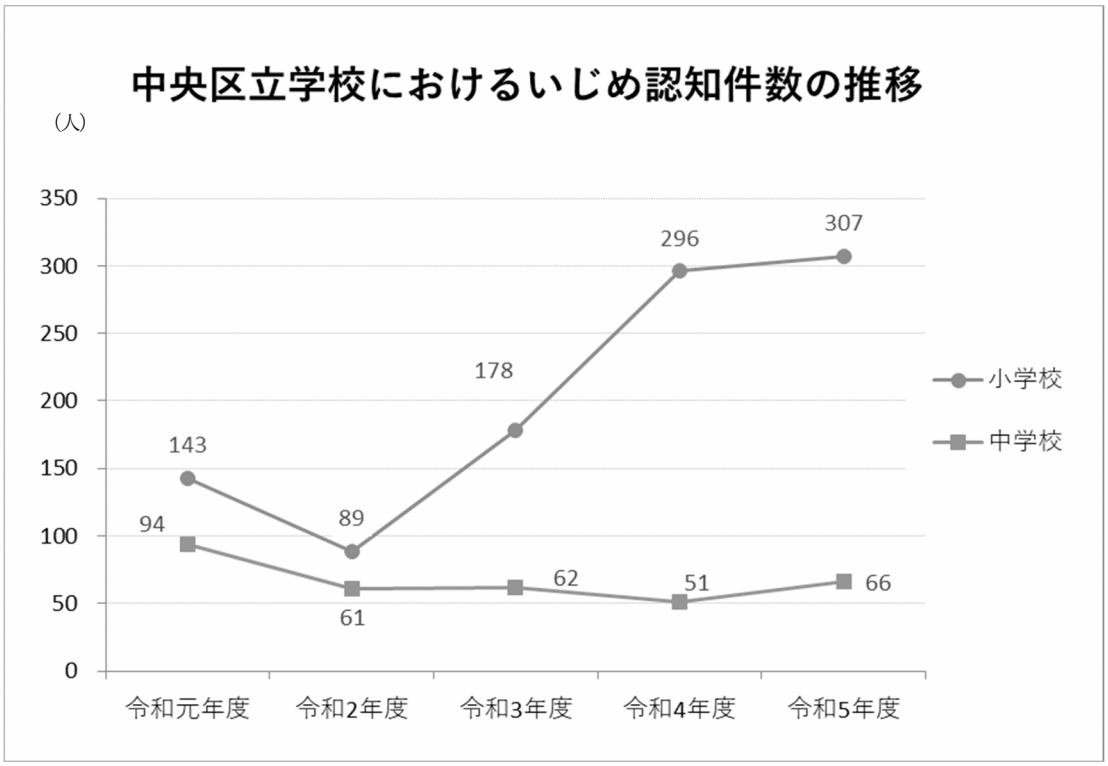

（３） 良好な教育環境の推進

① 学校施設の整備等

学校施設の増改築・改修、整備を進める際には、バリアフリー化や防災拠点機能の充実を図るなど、地域コミュニティの核にふさわしい施設を目指すとともに、自然エネルギーや省エネルギー設備の導入、屋上・壁面の緑化などを促進し、環境負荷の低減はもとより、環境教育の推進にも適う施設づくりを進めていきます。

また、学校施設の整備等にあたっては、地域の状況や最新の学校別の推計などに基づき毎年修正を行い、教室等に過不足が生じないよう数年前から計画的に行っていきます。

なお、学校施設の保全については、中・長期的な長寿命化計画を策定し、学校施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

② 校外学習施設の機能強化

区立柏学園の施設を改修し、児童・生徒数の増加に対応するとともに、より、充実した体験学習に適う施設となるよう整備していきます。

③ ＩＣＴ環境の整備

国の示す整備指針等を踏まえつつ、ＩＣＴ環境の整備・研究を進めてきた京橋築地小学校、阪本小学校、銀座中学校での実績やＩＣＴ教育推進検討委員会での検討結果を踏まえ、教員・児童・生徒が日常的に活用できるように校内のＩＣＴ環境の整備を進め、児童・生徒の情報活用能力を育成していきます。

④ 認定こども園の整備

保育に関するニーズに対応するため、公私連携幼保連携型認定こども園を整備していきます。

(学校・幼稚園増改築等のスケジュール)

【令和５年度の主な取組】

① 学校施設の整備等

（１）学校施設の増改築

学校施設の老朽化や児童・生徒数の増加への対応とともに施設機能の更新を行い、新しい時代に即した教育環境の整備や良好な学習空間の確保を図るため、学校施設の増改築を行っている。

令和５年度は、日本橋中学校の改築に向けた設計に着手するとともに、解体・建設工事期間中に使用する浜町公園内仮校舎の整備に向けた準備作業を進めた。

（２）晴海地区における学校施設の整備【新規】

晴海五丁目において令和３年度から建設工事を行っていた晴海西小学校・晴海西中学校は、令和６年３月に完成した。

また、晴海地区におけるさらなる児童・生徒数の増加に対応できるよう、晴海四丁目に晴海西小学校第二校舎を整備するための基本設計に着手した。

（３）校舎等の改修

学校の校舎等の経年劣化や児童・生徒数増加への対応を図るため、改修を行った。

泰明小学校（内部改修、内部改修設計）、中央小学校（普通教室整備）、常盤小学校等（内部改修、久松幼稚園移転に伴う改修）、久松小学校（大規模改修設計）、銀座中学校（大規模改修）

② 校外学習施設の機能強化

令和２年度に柏学園施設の大規模改修を行い、宿泊室の増設、給食室の拡張、空調設備やトイレの更新・バリアフリー化を行い、児童・生徒数の増加に対応した校外学習施設の充実を図った。

③ ＩＣＴ環境の整備

令和３年４月に全児童・生徒に対して、ＬＴＥ通信可能な学習用タブレットを貸与し、授業などで活用するほか、家庭学習のツールとして日常的に活用している。

④ 公私連携幼保連携型認定こども園の整備

晴海四丁目への整備を進めていた渋谷教育学園晴海西こども園の建設工事は、令和６年２月に完成した。

⑤ その他の取組

（１）学校危機管理マニュアルの整備

災害時等に子どもたちの安全確保がさらに徹底できるよう、学校環境に応じて、各学校・幼稚園が各校園の危機管理マニュアルの整備を行っている。

（２）緊急地震速報システムの整備

気象庁の「緊急地震速報」を活用することで迅速な地震対応ができるよう、小中学校、幼稚園および宇佐美学園・柏学園において「緊急地震速報システム」を運用している。

（３）子どもの安全対策

ア こども１１０番

区内の家庭、店舗、事業所等に協力を依頼し、緊急時に逃げ込める避難場所として「こども１１０番」事業を実施している。さらに、「動くこども１１０番」として、清掃車などを利用し、子どもたちの安全確保を図っている。

・ 登録件数

年　度		令和３年度	令和４年度	令和５年度
合　計		６７８件	６８７件	６８２件
登録内訳	家　庭	１４４件	１４８件	１４６件
	店舗・事業所	４０７件	４１２件	４０９件
	官公署	１２７件	１２７件	１２７件

イ 防犯ブザーの配布

小中学生の安全の確保を図るため、区内在住・在学の小中学生を対象に、緊急時に周囲へ危険を知らせる防犯ブザーを配布している。

・ 配布数　１，６７８個〔１，７５０個〕

ウ 安全パトロール

小学校のＰＴＡが「安全パトロール」のプレートを自転車に掲示しパトロールを実施している。

エ 通学路の安全点検

児童の安全確保を目的に、各小学校はＰＴＡの協力を得て、見通しの悪い交差点などの危険な場所の抽出・確認を行うなど、通学路の安全点検を実施している。また、必要に応じて道路管理者および警察署などと連携して合同点検を行っている。

オ　通学路防犯カメラの設置

学校と地域等が連携して行う登下校の見守り活動を補完し、安全対策の強化を図るため、通学路に防犯カメラを設置している。

（４）校務支援システムの運用

教員の校務負担の軽減を図るとともに、学校・幼稚園における情報管理をさらに徹底するため、校務支援システムを運用している。これにより、児童・生徒の基本情報を一元管理し、成績管理・校務管理・保健管理などの各機能において入力されたデータについて、あらゆる機能・帳票（通知表、指導要録、週案作成、感性症発生状況等）に反映させることで活用が図られている。また、教員間で児童・生徒の情報を共有することにより、組織的に即時性の高い学習指導、生活指導等を行うことが可能となっている。

【取組の評価及び今後の方向性】

①　学校施設の整備等

（取組の評価）

本区では、定住人口の増加に伴い、児童・生徒数も増え、今後も同様に推移していくことが予想されている。

一方で、公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律が改正され、令和３年度から５年を経て、公立小学校１学級の人数が３５人以下とされることに伴い、教室需要の増加に対応していく必要がある。

このような状況の中、区内の開発動向をはじめ、地域の状況を踏まえながら、適切な時期に学校施設の整備等を実施している。

令和５年度には、晴海西小学校・晴海西中学校の建設工事完了に伴い晴海地区における必要教室数を確保したほか、さらなる児童・生徒数増加への対応及び機能の充実・更新のため、日本橋中学校の改築及び晴海西小学校第二校舎の整備に向けた設計に着手するなど、良好な教育環境を確保するための取り組みを進めることができた。

（今後の方向性）

・　晴海四丁目に晴海西小学校第二校舎を整備するための設計を進めていく。
・　日本橋中学校の改築に向けての設計を進めていく。
　また、解体・建設工事期間中に使用する浜町公園内仮校舎の整備に向け、準備作業を進めていく。
・　日本橋小学校への特別支援学級設置による狭あい化防止等の観点から、令和６年度から日本橋小学校の通学区域の一部を常盤小学校へ編入する。
・　月島地域における児童数増加に対応するため、月島地域の通学区域を令和７年度から見直したのち、月島第一小学校を改築する。
・　安全・安心で、良好な教育環境づくりに向け、中央区学校施設個別施設計画のほか、学校施設の利用実態や、園児・児童・生徒数の将来予測、地域の開発動向など、小学校の３５人学級移行を踏まえながら、適宜適切に学校施設・設備の整備等を進めていく。

②　校外学習施設の機能強化

（取組の評価）

・　施設の大規模改修が完了し、空調設備など施設機能の更新のほか、宿泊室の増設や給食室の拡張を

行い、児童・生徒数の増加に対応した校外学習施設の充実を図っている。

・　令和４年度は、新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで宿泊行事等を実施した。令和５年度以降は、感染症対策を見直しつつ、宿泊行事等が実施できる場を提供する必要がある。

（今後の方向性）

・　柏学園施設の大規模改修終了後は、学園の自然環境や施設などを生かして、増加する児童・生徒に対し、充実した教育活動の場を提供していく。

③　ＩＣＴ環境の整備

（取組の評価）

令和３年４月から、ＧＩＧＡスクール構想に基づき全児童・生徒に学習用タブレットを貸与し、授業などで活用するほか、家庭学習のツールとして用いることでＩＣＴ機器の効果的な活用の推進を図っている。

（今後の方向性）

令和７年度に予定する各種システムの更改に向け、中央区ＩＣＴ教育推進委員会における検討結果及び文部科学省の専門家会議による校務ＤＸに係る報告を踏まえた校務支援システムとのネットワーク統合に係る検討を行い、クラウドを活用した次世代のＩＣＴ環境の整備内容を検証していく。

④　認定こども園の整備

（取組の評価）

子育て世帯の増加に伴い保育需要が高まっており、こうした本区の状況を踏まえ、公私連携幼保連携型認定こども園の整備を進めてきた。

令和５年度は、渋谷教育学園晴海西こども園の開設に向けて公私連携協定の締結や園児募集等を行い、準備を進めた。

（今後の方向性）

認定こども園の運営支援を行い、安定した運営につなげることで、教育・保育のさらなる充実を図る。

また、渋谷教育学園晴海西こども園においては、進級枠確保や周辺の人口状況などに応じて、毎年定員を変更していく。

⑤　その他の取組

学校危機管理マニュアルの整備ほか３件の事業については、いずれも取組状況は良好であり、適切に実施されていると評価されるため、今後も継続して実施していく。

また、こども安心安全メールに替わり、令和５年度より、学校から保護者へ緊急時の連絡などを行うことができる学校・保護者間連絡アプリを運用し、情報配信を行っている。

基本方針３　健康な体づくりの推進

（１）　健康づくりの推進

①　規則正しい生活習慣の定着

好き嫌いなくバランスの良い食事を摂る、就寝時間を見直し早寝早起きを推奨するなど、幼児・児童・生徒一人一人が健康についての正しい認識をもち、主体的に行う健康づくりを推進していきます。また、子ども自らが規則正しい生活を送ることができるよう、学校のあらゆる機会を利用して生活習慣の見直しに向けた指導を行っていくとともに、保護者に対しても家庭における生活時間の見直しについての啓発を行い、学校と家庭とが協力して対応していきます。

②　関係機関との連携や外部講師を活用した健康教育の充実

専門知識や指導力のある外部講師も積極的に活用しながら、健康全般に関わる教育を推進していきます。

【令和５年度の主な取組】

①-1　食育に関する授業

全国的に、朝食の欠食や孤食に代表される食生活の乱れが指摘されている状況のなか、食育は知育、徳育および体育の基礎となる重要な教育活動である。本区では、全小中学校・幼稚園において食育に関する全体計画・年間指導計画を作成しており、学校・幼稚園と教育委員会が連携を図りながら取組を実施している。

（１）食育に関する授業

大学講師やプロの料理人等「食」の専門家を招き、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育の授業を実施している。

（２）食育推進のための取組

ア　単独校方式の給食実施

全小中学校に栄養士を配置し、各校で行事への対応やアレルギー症状のある児童・生徒への対応を行っているほか、給食を教材として活用し、食育推進に取り組んでいる。

イ　親子クッキング等（小学校）

学校給食の献立を活用して食品の種類や特徴、栄養のバランスが取れた食事について学習するとともに、調理実習や講話を通じ、朝食習慣の定着や正しいはしの使い方など、食文化について関心を深める機会を設けている。

ウ　食育クッキング（中学校）

調理実習を通じ食の体験を広げ、食を選択する力を育てる機会としている。

①-2　生活習慣の見直しの徹底

生活時間の見直し等、子ども自ら規則正しい生活を送ることができるよう、校内でのＰＴＡ活動等の機会や学校便り等を通じて家庭での過ごし方について啓発を行っている。

②-1　健康教育

幼児・児童・生徒一人一人が健康について正しい認識をもち、自ら進んで健康づくりや体力づくりを実践するため、授業における保健学習や学校医等による保健講話、日常的な運動に関する取組（マイスクールスポーツ、運動部活動を含む）を実施している。また、幼稚園においては、全園を運動遊び推進園に指定し、幼児期から運動能力向上を意識した運動遊びの充実を図っている。

小中学校７校・幼稚園１園が「東京都学校歯科保健優良校（園）表彰」に応募するなど、歯科疾患率を下げるよう、養護教諭が中心となり、歯科指導を進めている。

また、保護者には、健康の保持・増進について、保健だより等で啓発を行っている。

②-2　薬物乱用防止等の推進

警察署職員や学校医・薬剤師等を講師に招き、体育・保健体育、総合的な学習の時間などを活用し、講話やロールプレイなどを通して、薬物乱用による健康被害と健康・安全に関する正しい知識と理解を深める授業を全小中学校で実施している。

・　小学校　全校、１７回〔全校、１７回〕　対　象　第５・６学年
　内　容「薬物乱用の害について」・「薬物についての正しい理解と回避の仕方」など
・　中学校　全校、　４回〔全校、　４回〕　対　象　全学年
　内　容「薬物の危険性」「薬物の恐ろしさと乱用防止」など

【取組の評価及び今後の方向性】

①　規則正しい生活習慣の定着

（取組の評価）

・　毎月の献立作成に際しては、東京都産食材を取り入れた地産地消メニューや各地の郷土料理、「中央区健康・食育プラン２０１３」で示されている「食べよう野菜３５０（サン・ゴー・マル）～毎日３５０ｇ以上の野菜を食べよう～」の活動の一環として、野菜摂取目標量の普及啓発のため、小学校では１日「一皿６０ｇ」中学校では「一皿７０ｇ」の野菜料理を献立に取り入れるなど、全校共通の食育項目を定め、食育に配慮した給食の提供に努めている。

　なお、令和５年４月分から学校給食を無償化したことで、保護者の経済的負担を軽減している。

（今後の方向性）

給食時間を共に味わい、食に関する知識を高める機会と捉え、必要な栄養を摂取し、健やかな体を育む基礎となるよう引き続き、食育に配慮した献立作成を進めていく。

なお、令和６年４月分からアレルギーや宗教上の理由などにより、一切の給食提供を受けない児童生徒の代替食の経費を支援する。

また、学校行事に合わせた献立作成に取り組むほか、各校の児童・生徒のアレルギー傾向を踏まえたメニューを選定するなど、きめ細かな給食の提供を通じて食の楽しさや重要性を啓発する。

さらに、家庭においても食育の理解が促されるよう、親子クッキングや食育クッキングの事業を継続的に実施する。

②　関係機関との連携や外部講師を活用した健康教育の充実

（取組の評価）

・　各校の学校保健委員会が主体となり、学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進しており、令和５年度の学校保健委員会においては、「子どもの視力について」「歯と口のお話」など、各校が健康課題に沿ったテーマを設定し、学校医等による保健講話を実施した。
・　健康教育については、全中学校において講師を招いてのがん教育を実施するなど、関係機関等と連携した授業や取組を実施できた。次年度についても引き続き関係機関等と連携し、家庭教育につながる取組を実施していく。

（今後の方向性）

・　健康教育については、関係機関との連携や外部講師の活用等を通して、規則正しい生活習慣や、病気の発生要因とその予防、ストレス等への対処法について学ぶことにより、児童・生徒自らが心身の健康を保持し増進する態度の育成をより一層進めていく。
・　警察職員・学校薬剤師等の外部講師を活用した薬物乱用防止教室を着実に実施していく。

（２） 学校における体育・スポーツ活動の充実

① 体力の維持・向上に向けた取組

体力調査の結果に基づいて、各学校における種目別等の課題を明らかにして授業改善を図ります。また、小学校における体育指導補助員、中学校における運動種目ごとの専門的技能や指導能力を有する種目別の指導員を配置するとともに、外部講師や運動器具等を効果的に活用するなど、各学校の実態に応じた体力向上につながる体育指導を充実していきます。

また、幼稚園においては、引き続き全幼稚園を「運動遊び推進園」に指定し、幼児期からの運動能力の向上を意識した運動遊びの充実を目指します。

② 授業以外の運動機会の拡充

授業だけではなく休み時間等に運動する時間を確保するとともに、マイスクールスポーツの取組の充実等により、年間を通じて学校全体で体力向上の取組を推進します。また、多様なスポーツに触れる機会を設けることで、生涯を通じて主体的に体を動かすことを楽しむ態度の育成を図ります。

【令和５年度の主な取組】

①-1 体育・保健体育授業の質の向上

（１）児童・生徒体力調査の実施

本区の児童・生徒の体力の状況を客観的に把握し、子どもたちの健康や体力向上に関する意識を高めるとともに、各学校における今後の体育・健康教育の充実を図るため、「小中学校児童・生徒体力調査」を実施している。

・ 実施児童・生徒数　小学校　８，６７１人〔８，４２６人〕
　　中学校　１，５７６人〔１，５１７人〕

・ 調査内容　身長、体重、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、５０m走、立ち幅とび、２０mシャトルラン、ソフトボール投げ（中学校は、シャトルランまたは持久走を選択、ソフトボール投げに代わりハンドボール投げ）

（２）体格についての調査結果（東京都平均値との比較：▲はマイナスを表す）

・ 身長（男子）

	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３
中央区(cm)	118.1	124.0	129.5	135.2	140.5	147.2	156.3	163.6	167.8
都との比較	0.8	0.7	0.5	0.8	0.6	0.8	1.8	1.9	1.1

・ 身長（女子）

	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３
中央区(cm)	117.1	122.6	128.6	135.4	142.3	148.7	153.7	156.3	157.5
都との比較	0.4	0.6	1.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.1	1.7

全ての学年で全国・東京都の平均値を上回っている。
測定結果は、令和４年度と比較すると、ほぼ同程度の数値である。

・ 体重（男子）

	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３
中央区(kg)	21.4	24.2	27.2	31.2	34.7	39.6	45.5	50.8	53.4

都との比較	0.1	0.2	0.1	0.5	0.6	0.6	1.1	1.5	▲0.4

・　体重（女子）

	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３
中央区(kg)	20.9	23.6	26.3	30.5	34.5	39.4	43.3	46	48.4
都との比較	0.0	0.1	▲0.1	0.5	▲0.1	▲0.6	▲0.6	▲0.6	▲0.3

全国・東京都との差については、－０．６ｋｇから１．５ｋｇの間で推移している。
測定結果は、令和４年度と比較すると、ほぼ同程度の数値である。

実施後の取組

体力調査結果に基づいて、各学校における課題を明らかにし、授業のほか休み時間等に運動時間を確保するとともに、体育指導補助員やマイスクールスポーツ（１校１運動）の取組を活用し、年間を通して体力向上の取組を推進している。さらに、課題のある種目については、学年や発達状況に応じて対象を焦点化し、以下の内容を実践した。

・　投力の向上

小学校及び中学校では、継続的に体育及び保健体育の授業でボールを投げる運動を取り入れることや、球技の種目を行う際に、ボールを投げる運動を意識的に行うなど、投力を強化する運動を小学校段階から充実させていく。また、校庭や体育館に的当てを置いたり、投げる動きにつながる遊具を増やしたりするなど、遊びを通して自然と投げる力が身に付くような環境づくりを学校に働きかける。

・　柔軟性の向上

幼稚園から小学校低学年にかけて、様々な運動遊びを通して多様な動きを経験させ柔軟性を高める。

小学校及び中学校において、体育及び保健体育の学習時に準備運動を行い、弾みや反動を使った動的なストレッチングにより、筋肉をゆっくり伸ばし、関節の可動範囲を大きくして動作を無理なく行わせるようにする。

・　持久力の向上

小学校及び中学校において、体育・保健体育の授業以外の活動で、日常的に体を動かす取り組みを取り入れる。また、休み時間などに、全員が運動やスポーツに取り組む時間を設定し、運動の日常化につなげる。

・　筋力（筋持久力）の向上

小学校において、休み時間などに全員が鬼ごっこやかけっこなどの外遊びに取り組む時間を設定し、運動の日常化につなげる。また、体つくり運動を中心に、複数の異なる運動を組み合わせ、継続的に筋持久力を高める運動を行う。

（３）小学校の体育指導

子どもの体力向上・健康な体の育成を目的として、全小学校に体育指導補助員を配置し、児童の関心・意欲や技能に合った実技指導の補助を行うとともに、体力調査結果に基づいた体力向上につながる取組を継続的に行っている。体育指導員の配置については、学校のニーズに合った専門的な知識・技能を有する人材を安定的に確保している。

・　週４～５日　配置１６校

（４）中学校の体育指導

体力調査結果に基づき、外部講師の活用や運動用具の工夫により中学生の体力向上を図るとともに運動種目ごとの専門的技能や指導能力を有する指導員を配置し、体育指導の充実を図っている。

なお、武道（柔道）については、武道指導講座（授業力UP講座）を実施し、安全を最優先した指導を行っている。

（５）中学校の部活動指導

中学校における部活動は、個性を伸長し、豊かな人間関係を学ぶ機会であり、生徒の健全な育成や生涯学習の基礎づくりの場となっている。部活動を安定的に実施するため、専門的な知識および指導能力を有する指導員を配置している。

・　全中学校配置

・　中学校部活動外部指導員配置実績（年）　２，２００回〔２，０４６回〕

①-2　運動遊び推進園の取組

幼児期からの運動能力の向上を意識した運動遊びの充実が図れるよう、全幼稚園を「運動遊び推進園」に指定し、運動遊びを計画的に行っている。各幼稚園の実態に即した、遊具の整備や活用、環境を工夫するとともに、外部講師から指導法を学ぶなど教員の指導力を高めるための実践を進めている。また、幼児期に身に付けさせていきたい動作、運動遊びの時間の変化、２５m走やソフトボール投げなどの体力測定の変化など数値化し、検証を行っている。

②-1　マイスクールスポーツ（１校１運動）

子どもの体力向上・健康な体の育成を目的として、マイスクールスポーツ（１校１運動）に継続的に取り組んでいる。

・　マイスクールスポーツ

校　名	取　組　内　容	校　名	取　組　内　容
城東小学校	縄跳び	佃島小学校	縄跳び
泰明小学校	持久走	月島第一小学校	縄跳び、持久走
中央小学校	一輪車、縄跳び	月島第二小学校	縄跳び
明石小学校	縄跳び	月島第三小学校	縄跳び
京橋築地小学校	縄跳び、持久走、水泳	豊海小学校	縄跳び
明正小学校	縄跳び、持久走	宇佐美学園	縄跳び、持久走、一輪車
常盤小学校	縄跳び、持久走	銀座中学校	持久走
日本橋小学校	縄跳び、持久走	佃中学校	持久走
有馬小学校	縄跳び、持久走	晴海中学校	持久走
久松小学校	縄跳び、水泳	日本橋中学校	コーディネーショントレーニング
阪本小学校	縄跳び		

②-2　誰もが取り組みやすいスポーツの導入

オリンピック・パラリンピックでも注目されたスポーツやボッチャのようにゆるやかに体を動かすスポーツのほか、子どもの関心が高く、一人一人に合わせて強度が調節できるスポーツなどに取り組む機会を設けている。

【取組の評価及び今後の方向性】

①　体力の維持・向上に向けた取組

（取組の評価）

・　課題である柔軟性、投力、筋力及び筋持久力、持久力を中心とした向上について、体育指導補助員

や外部講師等を効果的に活用するとともに、学力向上プランに各校の体力向上に向けた課題及び取組計画を記述することなどをとおして、各校で計画的・継続的に取り組むことができた。

（今後の方向性）

・　児童・生徒体力調査は、新体力テスト実施要項に基づき引き続き実施する。令和５年度については、従前からの課題である柔軟性、投力、筋力及び筋持久力、持久力について、全学年が東京都平均を上回ることを目標としていく。

　今後も、体力調査の結果に基づいて、教育委員会作成の指導資料の活用や、各学校における課題を明らかにして授業だけではなく休み時間等に運動する時間の確保、体育指導補助員やマイスクールスポーツ（１校１運動）の取組を充実していく。

・　小学校の体育指導では、今後も体育指導補助員を配置していく。

　また、外部講師を活用するなど、各学校の実態に応じた体力向上につながる体育指導を充実させていく。

・　中学校の体育指導では、各学校の課題に応じて、外部講師の活用による実践のほか、運動器具の活用など、体力向上につながる取組を充実させていく。

　また、安全で効果的な指導を進めるため、引き続き運動種目ごとの専門的技能や指導能力を有する種目別の指導員を配置する。特に安全に配慮を要する武道をはじめ、教員等に対し安全な指導に関する研修を実施していく。

・　全幼稚園の運動遊び推進園の指定を継続し、幼児期の運動能力向上につながる運動遊びに計画的に取り組み、変容を数値化する。また、取組の成果を全園で共有し、運動遊びのさらなる充実につなげていく。

・　中学校部活動外部指導員については、学校のニーズに合った専門的な知識や技能を有する外部指導員を安定的に確保する。また、部活動指導にあたっては、外部指導員を含め、学校長を中心とした組織的な指導体制の下、部活動の趣旨を踏まえた適切な指導により、生徒の心身の健全な育成を推進していく。

②　授業以外の運動機会の拡充

（取組の評価）

・　マイスクールスポーツ（１校１運動）の取組を休み時間等に継続的に実施するとともに、「学校・幼稚園２０２０レガシー」の一環として、ゆるやかに体を動かすスポーツへの取組を行うなど、子どもたちが体を動かす機会を確保し、主体的に体を動かすことを楽しむ態度を養うことができている。

（今後の方向性）

・　今後も継続して実施していく。

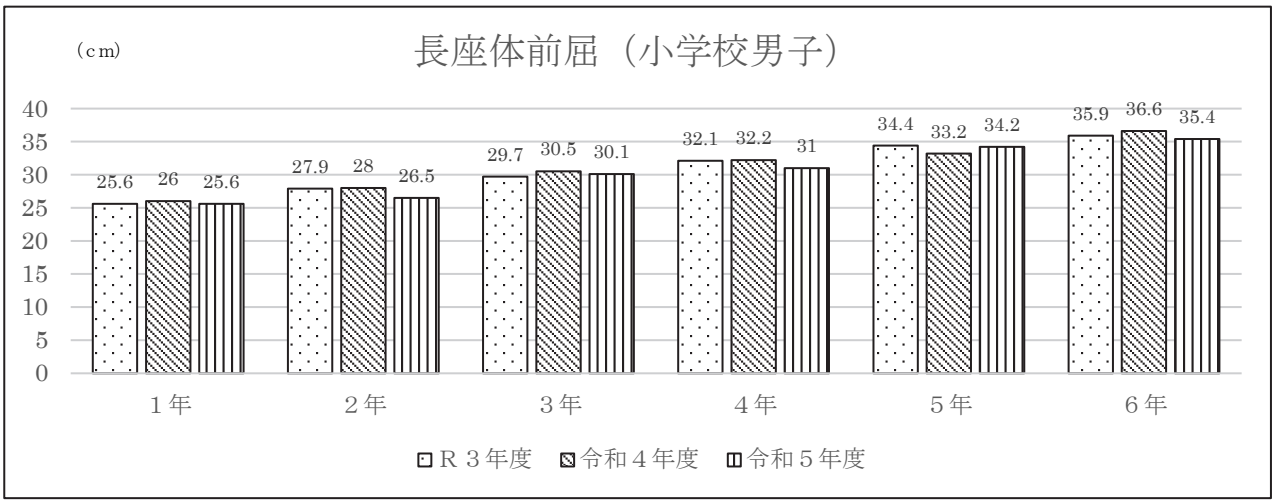
長座体前屈（小学校男子）
（cm）
40
35
30
25
20
15
10
5
0
25.6 26 25.6
27.9 28 26.5
29.7 30.5 30.1
32.1 32.2 31
34.4 33.2 34.2
35.9 36.6 35.4
１年
２年
３年
４年
５年
６年
Ｒ３年度
令和４年度
令和５年度

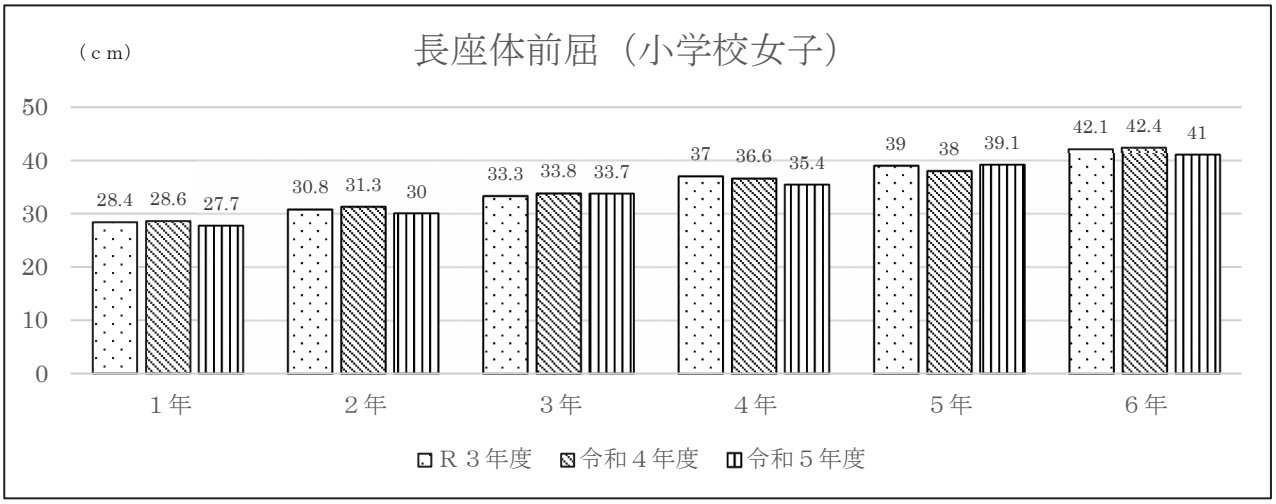
長座体前屈（小学校女子）
（cm）
50
40
30
20
10
0
28.4 28.6 27.7
30.8 31.3 30
33.3 33.8 33.7
37 36.6 35.4
39 38 39.1
42.1 42.4 41
１年
２年
３年
４年
５年
６年
Ｒ３年度
令和４年度
令和５年度

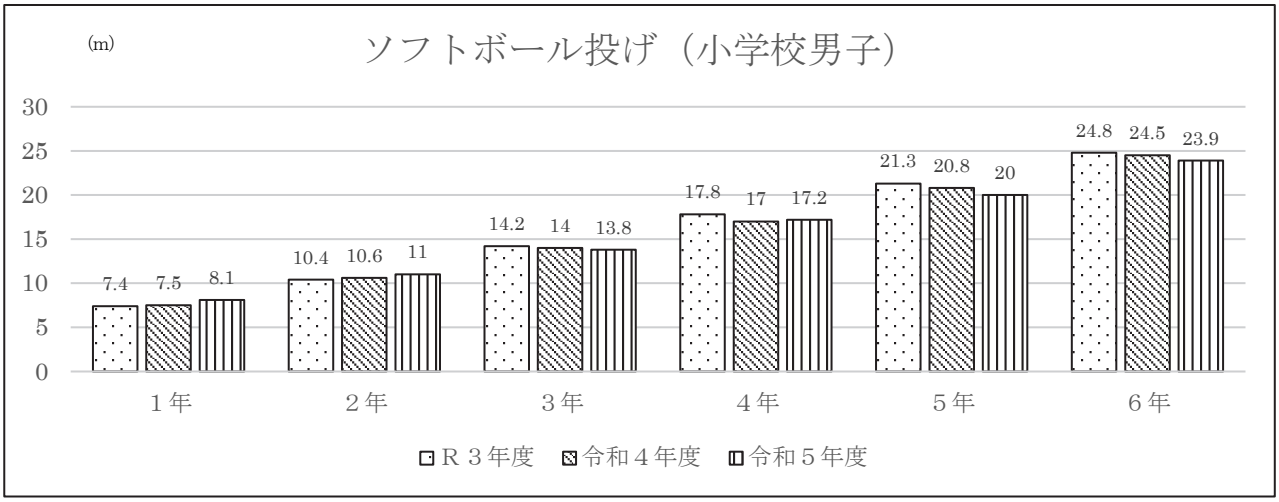
ソフトボール投げ（小学校男子）
(m)
30
25
20
15
10
5
0
7.4 7.5 8.1
10.4 10.6 11
14.2 14 13.8
17.8 17 17.2
21.3 20.8 20
24.8 24.5 23.9
１年
２年
３年
４年
５年
６年
Ｒ３年度
令和４年度
令和５年度

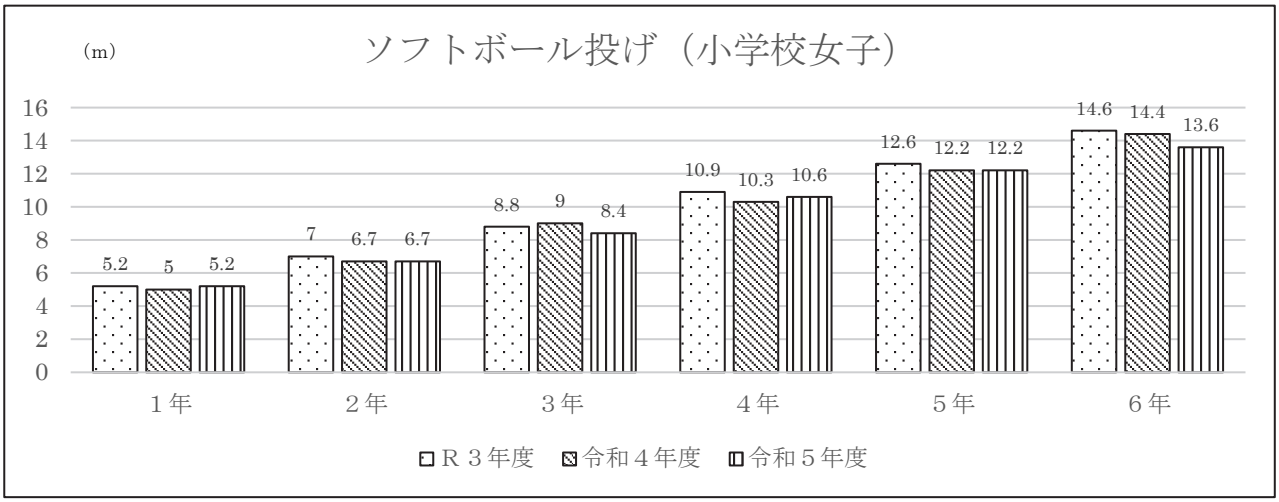
ソフトボール投げ（小学校女子）
（m）
16
14
12
10
8
6
4
2
0
5.2
5
5.2
7
6.7
6.7
8.8
9
8.4
10.9
10.3
10.6
12.6
12.2
12.2
14.6
14.4
13.6
１年
２年
３年
４年
５年
６年
Ｒ３年度
令和４年度
令和５年度

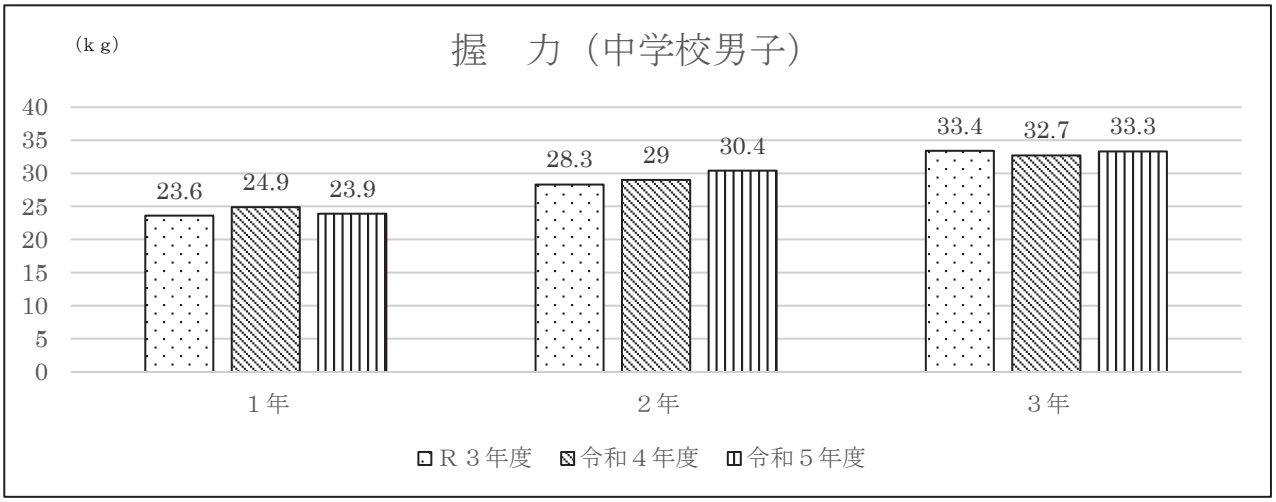
握　力（中学校男子）
（ｋｇ）
40
35
30
25
20
15
10
5
0
23.6
24.9
23.9
28.3
29
30.4
33.4
32.7
33.3
１年
２年
３年
Ｒ３年度
令和４年度
令和５年度

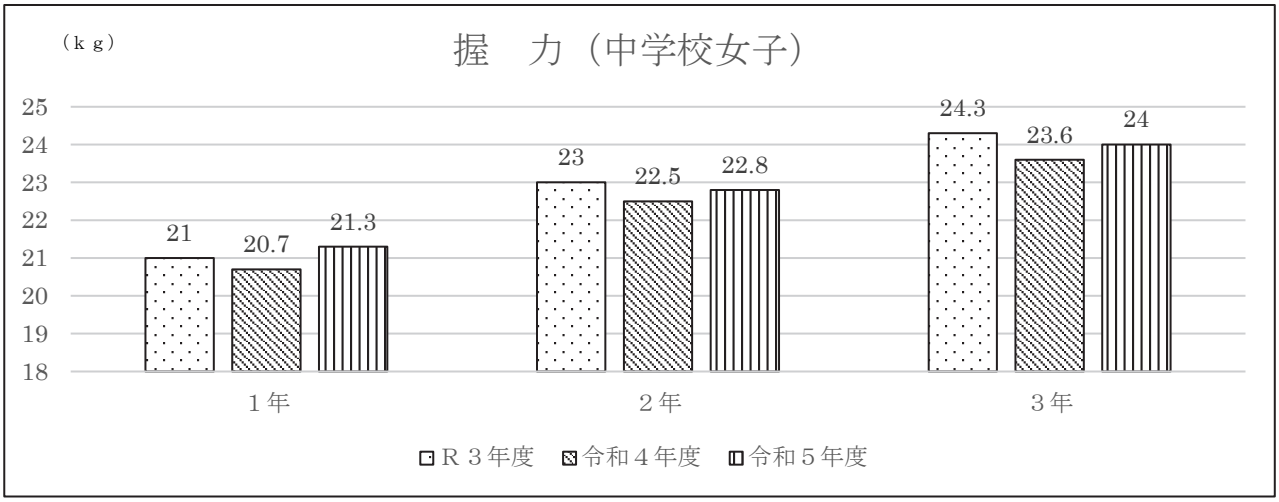
握　力（中学校女子）
（ｋｇ）
25
24
23
22
21
20
19
18
21
20.7
21.3
23
22.5
22.8
24.3
23.6
24
１年
２年
３年
Ｒ３年度
令和４年度
令和５年度

基本方針４　文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

（１）　図書館サービス等の推進

①　魅力ある図書館の整備

「地域の生涯学習拠点」である図書館、郷土資料館および生涯学習の機能を融合させた「本の森ちゅうおう」では、さまざまな区民ニーズに応えられるよう、子どもが読書等に親しめるエリアの設置、文化財のさらなる活用推進のため郷土資料と地域資料を融合した展示や関連書籍の配架を行うほか、区の情報について積極的に発信していきます。

日本橋・月島の図書館では、時代にあった蔵書の拡充や多岐にわたる質問に応えるレファレンスなど、利用者にとって利便性の高い図書館サービスや読書環境を提供していきます。

また、子育て世代の人口増加が予想される晴海地区に、子どもたちの読書、学習環境を整備した新たな図書館を開設し、読書環境の充実を図ります。

②　学校等と連携した読書活動の推進

図書館司書のおすすめ本や教員の意向に沿った資料等を図書館側から定期的に小・中学校の各校にまとめて貸出を行い、学校図書館の蔵書の拡充を図ります。また、貸出と併せて、図書館司書が魅力的な展示方法や書評の作成方法等を指導するなど、学校における読書環境の充実を図ります。

さらに、中学生までの読書体験や本に触れる機会を増やすことが重要なことから、今後も引き続き読書活動を推進するための各種取組を行い、本を読むことの楽しさ、自分で調べることの楽しさなどを実感してもらう取組を展開していきます。

③　文化財の保護・普及啓発等

区内に保有する文化遺産について広く調査し、その価値が損なわれないよう区民文化財として指定・登録するとともに、所有者等に対して保存に関する啓発を行います。さらに、文化財保護意識の普及・啓発を図るため、広報紙や企画展、ホームページなどで幅広く公開していきます。また、区内に存在する文化財や歴史的資料について、展覧会などを通じて広く周知するなど、区の歴史や文化についての興味や知識を深め、文化財に対する保護意識や次世代への継承の意義を啓発していきます。

(図書館整備計画)

【令和５年度の主な取組】

①-1　本の森ちゅうおうの運営

子どもから大人まで誰もが親しみを持って利用でき、歴史・文化を未来へ伝える地域の生涯学習拠点である「本の森ちゅうおう」は、図書館が複数のフロアを有することから、様々なニーズに対応した閲覧、学習スペースを設けている。

また、郷土資料館との複合施設である点を生かして、図書館の地域資料と郷土資料館の郷土資料との一体的な活用を推進し、中央区の歴史・文化についての区民参加型のイベントなどを実施している。

・図書館入館者数

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
図　書　館　合　計		856,195人	1,044,365人	1,385,422人
内訳	京　　橋	226,015人	324,858人	684,804人
	日　本　橋	315,346人	362,499人	352,813人
	月　　島	314,834人	357,008人	347,805人

①-2　晴海図書館の整備

令和６年７月１日の開設に向けて、晴海地区における生涯学習施設として図書館を整備する。

①-3　電子書籍貸出サービス

令和４年９月１日から登録すれば図書館に行くことなくインターネットに接続可能な端末（パソコン、スマートフォン、タブレット等）から電子書籍を借りられる電子書籍貸出サービスを実施している。

コンテンツ数	利用登録者数	ログイン数	貸出数
12,267点	13,602人	25,485回	7,824点

①-4　図書館ボランティアおよび郷土資料館サポーターの活用

（1）図書館ボランティアの育成と活用

ア　点訳・朗読ボランティア

障害者向けテープやＣＤのタイトル一覧の点訳や対面朗読をボランティアの協力を得て行っている。また、ボランティアの育成と活用を図るため、講習会等の情報提供を行っている。

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
点訳	登　録　人　数	１人	１人	１人
	点字資料作成	５回	５回	５回
朗読	登　録　人　数	１０人	１０人	９人
	対　面　朗　読	０回	０回	２０回
	録音資料作成	５回	４回	４回

※対面朗読は令和２～４年度中止

イ　読み聞かせボランティア

ボランティア養成講座で育成するとともに、図書館等で「お話し会」を実施している。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ボランティア養成者数	９人	６人	０人
登録ボランティア	４５人	４５人	４５人
開催実績（延べ）	７４回	１５３回	１９２回
参　　加　　者	６９３人	１，３８７人	１，８５１人

（2）地域の人材の活用　郷土天文館の常設展や特別展の展示資料について、毎月第３土曜日・第４日曜日に、郷土天文館サポーターによる解説を行っていた。本の森ちゅうおうに移設後は、郷土資料館サポーターとして、展示解説を行う。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
郷土天文館サポーター登録数	１３人	１１人	８人
活　動　者　数（延べ）	－人	－人	１２７人

②-1　小・中学校等との支援・連携

（1）幼稚園、小中学校等への読書支援（再掲）

幼稚園、小中学校等からの依頼により、授業や読書活動で使用する図書館資料を貸し出す団体貸出や図書館見学等を実施し、読書環境の充実を図っている。

・　団体貸出

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
３　館　合　計	８，６７６冊	１３，３２９冊	１７，８７１冊

・　図書館見学会

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
図　書　館　合　計		９件	１３件	１８件
内訳	京　橋	４件	７件	９件
	日　本　橋	３件	３件	５件
	月　島	２件	３件	４件

・　職場体験（中学生）

京橋：５件　　日本橋：５件　　月島：４件

（2）学校等との連携（再掲）

全小中学校に、図書館と同様のシステムを学校図書館連携システムとして導入し、学校図書館にある図書の検索および貸出・返却処理を行っている。また、図書館システムと連携することにより、図書館から学校へ貸し出す作業の効率化を図っている。

・　学校への図書貸出件数

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	校　数	１２校	１５校	１４校
	件　数	６９件	９２件	１７９件
	冊　数	１，７３４冊	２，６１９冊	４，６６６冊
中学校	校　数	３校	３校	４校
	件　数	３件	１８件	７件
	冊　数	２６冊	１０４冊	２１９冊

②-2　「第四次中央区子ども読書活動推進計画」の推進（図書館の取組）

令和５年３月に策定した「第四次中央区子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館では「子ども読書の日」を記念したお話し会などのほか、子どもが初めて触れる絵本を提供する「親と子のふれあいブックスタート」事業や子ども自身の読書活動を記録できる「子ども読書手帳」の配布など、子どもが本と出会い、読書意欲の向上につながる各種事業を展開している。

（1）読み聞かせの普及啓発

乳幼児等を対象に、「お話し会」を毎週実施している。また、３～４カ月児健診会場において家庭での読み聞かせに適した絵本を紹介する「絵本リスト」を配布するとともに、親子を対象とした絵本講演会を開催するなど、子どもたちが豊かな感性や想像力を育み、表現力を高める機会を拡大している。

（2）子ども図書館員

小学校第４学年から第６学年までの児童を対象に、図書館に対する理解を深めるとともに来館する機会を増やし、利用の促進を図るため、図書館での仕事体験「子ども図書館員」事業を実施している。

・　実 施 日　京橋図書館　　９月１７日（日）
　　日本橋図書館　９月１０日（日）
　　月島図書館　　９月２４日（日）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
参　加　人　数	４７人	４９人	３６人
応　募　人　数	１０７人	５１人	３８人

（3）お話し会等の開催

定期的にお話し会を実施するとともに、夏休み子ども会、クリスマス子ども会などを開催している。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
お　話　し　会	１１８回	２６５回	２９５回
	１，１２９人	３，７８８人	４，９６２人
お出かけ図書館	１回	６回	６回
	３３０人	１，５８０人	１，５９６人
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
夏休み子ども会等	５回	１１回	１４回
	４００人	５５３人	８８９人

（4）小・中学校への図書の定期巡回貸出

令和４年度から、図書館司書が選定した推薦図書や教科書巻末の課題図書等をセットで定期的に貸し出す定期巡回貸出を行っている。

・　貸出冊数　２，５１９冊

（5）ビブリオバトル

令和４年度から、中学生の読書意欲の向上及び読書機会の充実を図るため、発表者が持ち寄った本を紹介し、参加者が一番読みたくなったものを投票で決めるビブリオバトルを図書館と中学校で連携実施している。

・　実施日　２月３日（土）
・　会　場　本の森ちゅうおう１階多目的ホール
・　参加校　全区立中学校（第２学年代表生徒）

（6）高校生図書館ボランティア

令和４年度から図書館への理解や興味を深めてもらうため、高校生ボランティアの受け入れを行っている。

・　実 施 日　１１月１９日（日）
・　参加人数　４人（区内在住者：４人・区内在学者：０人）
・　場　　所　京橋図書館

（7）その他

上記の他、０歳児に絵本を配布するブックスタート、子ども読書手帳の配布やぬいぐるみおとまり会を実施している。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ブックスタート	７８７冊	８３６冊	７３９冊
子ども読書手帳	１５，８３０冊	１６，８７３冊	１６，２８１冊
ぬいぐるみおとまり会	7回	6回	6回
	４３人	１０２人	８７人

③-1　区民文化財の指定・登録および活用

（1）区民文化財の指定・登録

区内に存在する貴重な文化遺産を保護するため、区民文化財の指定・登録を行っている。

令和５年度は、中央区民文化財として「額縁商八咫家の看板」を登録として１件を審議し、令和６年４月１日付けで登録をした。

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
指　定	7件	7件	7件
登　録	１０３件	１０５件	１０６件

※各年度４月１日現在

（2）埋蔵文化財の保護・調査

埋蔵文化財（遺跡）については、次の３件の発掘調査を行った。調査後は、記録保存を行うため、発掘調査報告書を発行するとともに、出土した遺物等の維持・管理に努めている。

・八重洲二丁目（第２次）遺跡　・八重洲二丁目（第３次）遺跡　・八丁堀二丁目（第３次）遺跡

（3）「近代建築物１００選」の公開

区内に現存する建造物のうち、特に意匠的に優れているものや歴史的景観を形成しているものを取りまとめた「近代建築物１００選」をホームページで公開している。

・　公開数　１０１件

（4）郷土資料館収蔵資料のデータベース化

郷土資料館が所蔵する収蔵資料約２９，０００点（歴史・民俗資料約１５，０００点、考古資料約１４，０００点）について、画像とその資料解説等を郷土資料館のホームページで公開している。

③-2　文化財保護意識の普及・啓発

（1）文化財めぐり

講師の解説を受けながら、中央区内や区外に存在する文化財・史跡などをめぐる「文化財めぐり」を年２回開催している。

・現地で感じる区民文化財　　８月２７日（日）

・八丁堀の歴史を歩く　　１１月１８日（土）

文化財めぐり参加者数	令和３年度	令和４年度	令和５年度
参加者数	中止	中止	２３人

（2）常設展

本区の歴史や文化を紹介するため「歴史をたどる」「知識を深める」「絵巻をめぐる」「資料に出会う」「写真で読み解く」「実物を鑑賞する」「まちブラ中央区」の７つのテーマに分けて厳選した実物資料やパネル、デジタルコンテンツなどを展示している。

常設展入場者数	令和３年度	令和４年度	令和５年度
入場者数	７，３７１人	２５，８１６人	５７，１０９人

（３）企画展

区民文化財の紹介など、本区で所蔵している資料を活用した企画展を郷土資料館で開催した。

・　テーマおよび開催期間

「本の森美術館名画展２０２３読む絵画展」

令和５年６月３日（土）～令和５年７月２日（日）

「新規登録区民文化財２０２３」

令和５年７月２９日（土）～令和５年９月３日（日）

「関東大震災から１００年」

令和６年１月１３日（土）～令和６年３月１７日（日）

企画展入場者数	令和３年度	令和４年度	令和５年度
入場者数	８，００５人	６，３９５人	１８，７３３人

（４）特別展

歴史的・文化的に本区に関わりの深い事象をテーマとし、他館等から借りた貴重資料も含めて構成した特別展を郷土資料館で開催した。

・　テーマおよび開催期間

「大八丁堀展」

令和５年１０月７日（土）～令和５年１２月１７日（日）

＊入場者数は企画展に含む。

④　その他の取組

（１）調べ方案内の作成・公開

利用者が知りたい事柄を調べる際の手引となる「図書館調べ方案内」をテーマ別に作成し、図書館ホームページ上で公開している。

（２）図書および視聴覚資料の所蔵状況（３館合計：各年度３月３１日現在）

図書館蔵書数		令和３年度	令和４年度(a)	令和５年度(b)	増　減 (b)－(a)
一　般　図　書		４３７，４５４冊	４５４，０２１冊	４６６，２６３冊	１２，２４２冊
児　童　図　書		１１６，３６４冊	１２０，７５５冊	１２３，８９９冊	３，１４４冊
地　域　資　料		７８，５４１冊	７９，７７６冊	８１，９０９冊	２，１３３冊
内訳	地域図書・和書	５７，６０２冊	５８，７１６冊	６０，７１１冊	１，９９５冊
	地　図　等	２０，８７３枚	２０，９９４枚	２１，１３２枚	１３８枚
	原稿・文書	６６点	６６点	６６点	０点
合　　計		６３２，３５９冊	６５４，５５２冊	６７２，０７１冊	１７，５１９冊

視聴覚資料所蔵数	令和３年度	令和４年度(a)	令和５年度(b)	増　減 (b)－(a)
Ｃ　　Ｄ	２８，６６７枚	２９，４４８枚	３０，２０５枚	７５７枚
ビ　デ　オ	８９５本	８８２本	５９８本	△２８４本
Ｄ　Ｖ　Ｄ	１，５３１枚	１，６０９枚	１，７０７枚	９８枚
カ　セ　ッ　ト	２６３本	２６３本	２６３本	０本

デ　イ　ジ　ー	１４８本	１４８本	１５３本	５本
１６ｍｍ フィルム	８２巻	８２巻	８２巻	０巻

（３）公・私立図書館との相互協力体制の確立

利用者の利便性の向上を図り生涯学習活動を支援するため、区外の図書館と相互貸借を行っている。

	令和３年度	令和４年度(a)	令和５年度(b)	増　減 (b)-(a)
借　用　実　績	５，３０１件	４，９４０件	４，８０１件	△１３９件
貸　出　実　績	１，９６２件	１，６５２件	１，８２５件	１７３件

（４）幅広いジャンルの図書の紹介と各種イベントの開催

利用者の新たな興味・関心を喚起することを目的に、テーマごとのおすすめ本の紹介や企画展示等を実施している。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
おすすめ本の紹介	１８回	６７回	１７回
企　画　展　示	８回	６３回	２４４回
映　画　会	８回	１１回	１４回
	１３６人	１８０人	４１１人
図　書　展　示　会	７回	７回	１０回
	５，３８６人	４，９５２人	５，９７２人
絵　本　講　演　会	１回	１回	１回
	５９人	６８人	７８人
講　演　会　・ ワークショップ等	※１回（４回）	１０回	５７回
ミニプラネタリウム・ 星空観望会等	―	＊２７回	６７回
	―	＊１，２９０人	２，８６０人

※令和３年度の講演会・ワークショップ等は、予定していた４回のうち、３回は中止

＊ミニプラネタリウム・星空観望会等は、令和４年１２月から開始

（５）身体障害者および高齢者等へのサービス

目の不自由な方に対して、録音図書やデイジー図書（デジタル方式の録音図書）専用再生機の貸出のほか、ボランティアによる対面朗読サービスなどを行っている。また、高齢など来館することが困難な方に対して、郵送貸出サービスのほか、月島図書館においてはシニアセンターで本の取次ぎができる配本サービスを行っている。

また、令和２年度より、点字や音声データなどを広く提供する「サピエ」に加入し、他の公立図書館や施設が製作または所蔵する点字図書や録音図書を提供するサービスを提供している。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
郵　送　貸　出　実　績	４２件	３０件	４３件
	７５冊	６９冊	９０冊
配　本　貸　出　実　績	２００件	２２９件	２９５件
	４２６冊	４６６冊	６０２冊

【取組の評価及び今後の方向性】

①　魅力ある図書館の整備

（取組の評価）

・　図書館における図書資料貸出者数はおおむね横ばい傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症に伴う休館や、外出自粛の影響により減少した後、回復傾向にあり（図１）、また、子どもの貸出者数は増加傾向にある（図２）。

　これは、区立図書館の蔵書の充実や子どもの読書活動支援の取り組みを継続してきた結果によるものと考えらえる。

・　晴海図書館については、建設工事等を完了し、什器の搬入等の開設準備を進めている。

・　点訳・朗読ボランティアによる資料作成は予定通り行うことができたが、対面朗読については新型コロナウイルス感染症対策を十分に取ることが難しいため、実施できなかった。

（図１）

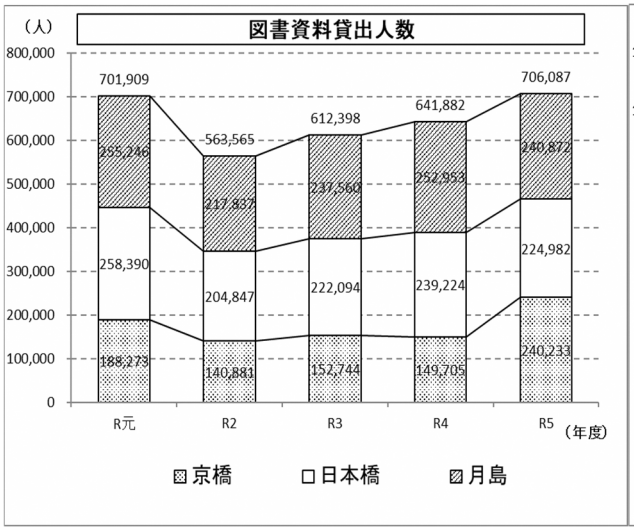

（図２）

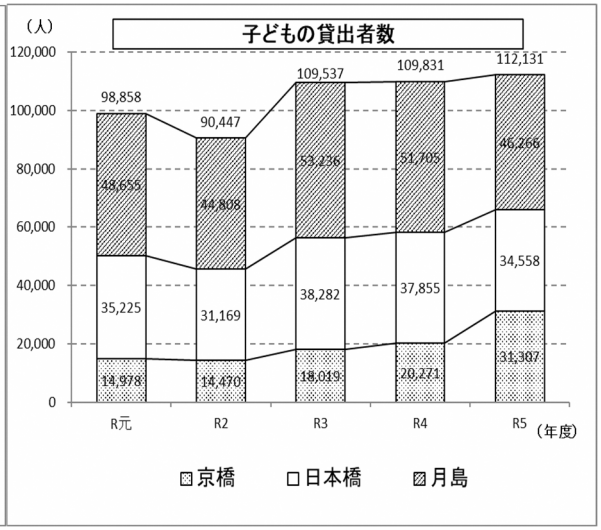

（今後の方向性）

・　地域の生涯学習拠点である図書館、郷土資料館および生涯学習の機能を融合させた「本の森ちゅうおう」では、図書館の地域資料や郷土資料館の歴史・文化資料を一体的に活用し、より多くの人が地域の魅力を知り、また、地域に愛着を持つような展示、講座などを開催していく。

・　東京２０２０大会後の選手村再開発に伴う人口増を考慮し、晴海区民センター内に整備予定の晴海図書館では、生涯学習施設として幅広い世代の利用者同士が交流できる賑わいのある施設となるよう、開設準備を進めていく。

・　読み聞かせボランティアの活動の場を図書館をはじめ学校、保育園等に広げるとともに、点訳・朗読ボランティアの人数、技術等の充実を図る講座等の開催を行う。また、館内における利用者案内や図書の書架整理、配架、修繕などを担うボランティアの育成および活用のあり方について検討していく。

・　対面朗読サービスやサピエ図書館の活用など、障害のある方の図書館利用促進に向けたサービスを充実していく。

②　学校等と連携した読書活動の推進

（取組の評価）

・　コロナ禍が収まりを見せるなか、子ども図書館員やお話し会などのイベントは、コロナ禍以前より回数・参加者数とも大きく増やすことができた。

・　子どもたちが本に関心を持つよう団体貸出やコロナ禍で中止していた職場体験を再開するなどこれまでの取組に加えて、令和４年度から定期巡回貸出を開始するとともに、学校図書館担当者と情報共有を図ることで、蔵書充実に向けた支援を行うことができた。

（今後の方向性）

令和４年度に策定した「第四次中央区子ども読書活動推進計画」に基づき、これまでの図書館職員等によるお話し会やブックトークの実施、定期巡回貸出による蔵書の充実、タブレットを使った情報発信に加え、Google classroomの活用や外国語資料・行事の充実など区立図書館を中心に家庭・地域・学校・関係機関が連携・協力し、子どもの読書活動の推進・支援に取り組んでいく。

③　文化財の保護・普及啓発等

（取組の評価）

・　区民文化財については、新たに登録を１件行い、広報紙や区のホームページ等で広く周知し、地域の文化や歴史に対する啓発、文化財の保護の重要性に係る意識の高揚や次世代への継承に取り組んだ。

（今後の方向性）

・　新たに開設された「本の森ちゅうおう」内の郷土資料館は、来館する多くの方々が本区の歴史・文化に触れ、興味を喚起されるよう実物資料とともに、多彩なデジタル展示の１階常設展示室、２階企画展示室では、地域史を深く掘り下げた特別展示を行っていく。

・　有形・無形の文化遺産について調査･保存を進め、その価値が損なわれないよう区民文化財として指定・登録を行う。さらにこうした事業を通じて文化財保護意識の普及・啓発を図るため、広報紙や企画展、ホームページなどで幅広く公開していく。

・　区内の貴重な文化財に対する理解を深めるため、英語表記や図版を取り入れるなど、外国人も含めた多くの方に分かりやすい文化財説明板として更新したり、英語版を含めて中央区歴史・文化ガイドブックを発行したりすることにより、地域の文化や歴史を幅広く発信していく。

・　国や東京都と連携して文化財としての登録・指定を促すことにより、文化財の保護を促進し、さらに活用することでその魅力の発信に努める。

・　「近代建築物１００選」の映像資料の公開や講演会、企画展の開催、近代建築物をめぐるまち歩きなどを引き続き実施し、歴史的建造物に対する区民の理解を深めるとともに、観光振興等にも寄与できる施策に取り組んでいく。

④　その他の取組

調べ方案内の作成・公開などの取組については、いずれも取組状況は良好であり、適切に実施されていると評価されるため、今後も継続して実施していく。

（２） スポーツ・レクリエーション活動への支援

① 学校施設の開放

個人や団体に対する学校施設の開放は、地域の社会教育・社会体育の振興や青少年の健全育成等の活動を支援する事業であることから、今後も学校施設の整備等の機会を捉え、積極的に地域開放を実施します。

なお、スポーツ開放利用率の低い学校施設のさらなる利用の促進を図るため、利用種目の拡大等を検討するとともに、利用率の高い学校施設においても学校運営に支障のない範囲で開放日を設定し、身近に運動ができる場の確保に努めていきます。

② 魅力ある遊び場づくり

子どもたちが、のびのび活動できる遊び場として、また、さまざまな運動・遊びの体験が得られる場となるよう、休日の校庭（遊び場）開放を充実しています。

【令和５年度の主な取組】

①-1 学校施設開放

学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域の社会教育および社会体育団体の、スポーツ・レクリエーション活動の場として提供している。

・ 校舎、校庭等開放（全小中学校）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
体 育 館	２，５５３件	４，１３１件	５，２０６件
教 室	５３２件	８５１件	１，０６５件
校 庭	２，０９７件	３，００６件	２，９０８件

・ スポーツ団体開放等（小学校１３校、中学校 ４校）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
体育館利用状況		７１５団体	１，６０９団体	１，７５２団体
校庭（テニスコート等）利用状況		１，１０８面	１，７６３面	２，０９９面
温水プール利用状況	中 央 小 学 校	１２，８５１人	２２，８９０人	２３，７１３人
	阪 本 小 学 校	７，１５５人	９，４６２人	１０，０３８人
	日 本 橋 小 学 校	１１，３８４人	２０，５９８人	１６，５６６人
	月 島 第 三 小 学 校	２０，９６３人	３７，１５１人	３３，１６８人

①-2 校外学園施設開放

区民の生涯学習の振興および施設の有効活用の観点から、学校の児童・生徒が利用する期間を除き、区内在住、在勤および在学者で構成する登録団体が、スポーツやレクリエーション活動を行えるよう柏学園を開放している。

・ 社会教育利用 ４９団体、１，９４４人 〔４６団体、１，７１１人〕

・ テニスコート開放 ２１４面（利用率６８．６％）〔２８６面（利用率７６．７％）〕

② 魅力ある遊び場づくり

子どもの安全な遊び場を確保するため、小学校において学校休業日（原則、日曜日および休日）にＰＴＡ等の協力を得て「校庭（遊び場）開放」を実施している。

開　設　校	開放利用状況（延べ人数）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
中央小学校・明石小学校・明正小学校・日本橋小学校・佃島小学校・月島第一小学校・月島第二小学校・月島第三小学校・豊海小学校	４，０３４人	６，５０８人	５，６７７人

また、月島第一小学校において、地域スポーツクラブとの協働事業として平成２９年度、平成３０年度の２カ年に渡り実施してきた「校庭を活用した安心できる子どもの遊び場づくり・体力づくり」については、令和元年度から教育委員会事業として実施した。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施回数	１０回	１２回	１２回
利用者数	３９６人	６２８人	５６４人

【取組の評価及び今後の方向性】

①　学校施設の開放

（取組の評価）

・　本区は都心区ならではの特性により、都市機能が集中しており地価が高いことから、スポーツ環境としてグラウンドや体育館などを充分に整備することが難しい状況にあり、学校施設は、夜間の時間帯や授業等に支障の無い範囲でさまざまな地域活動やスポーツ活動等に幅広く利用されている。新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、一部利用を制限していた令和３年度と比べると、利用制限が無くなった令和４年度以降は、施設利用が増加している傾向となっている。

・　校外学園施設開放については、区内在住・在勤・在学者の団体がスポーツやレクリエーション活動を行うための施設として有効活用されているが、令和２年度、令和３年度においては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令による中止措置に伴い、学園施設開放の実績は減少している。

（今後の方向性）

・　個人や団体に対する施設開放は、地域の社会教育・社会体育の振興や青少年の健全育成等の活動に貢献する事業であることから、今後も効率的・効果的な施設開放の促進を検討していく。

・　学校施設の新設および改築の際には、区民の健康増進と地域スポーツ活動等の振興のため、施設開放を前提とした施設整備を推進していく。

　また、既存の学校については、スポーツ開放利用率の低い学校施設のさらなる利用の促進を図るため、利用種目の拡大等を検討するとともに、利用率の高い学校施設においても学校運営に支障のない範囲で開放日を拡大し、身近に運動・スポーツができる場の整備・充実に努めていく。

・　校外学園の社会教育利用については、今後も学校等による施設利用との調整を図りながら、区民の生涯学習の振興や施設の有効活用の観点から、利用者にとって使いやすい施設運営を行っていく。

②　魅力ある遊び場づくり

（取組の評価）

・　「校庭（遊び場）開放」は、学校の校庭を活用し、指導員を配置して実施することにより、安全な遊び場の充実と子供たちの体力増進を図っている。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令による中止措置に伴い利用実績は大きく減少し、令和３年度は実施回数は増えたものの、令和２年度とほぼ同数の利用実績であった。令和４年度以降は新型コロナウイルス感染防止による制限がなくなり、利用者数も回復している。

　また、「校庭を活用した安心できる子どもの遊び場づくり・体力づくり」についても、利用実績が増加している。

（今後の方向性）

・　公園空地や公園での遊び場が少ない本区において、各小学校で行っている校庭（遊び場）開放の日時にあわせて、明正小学校、日本橋小学校、月島第一小学校の校庭を活用し、児童や保護者が自転車やキャッチボールを練習できる場所を提供し、安全安心な遊び場の充実に努めていく。

８　新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応

（１）児童・生徒への学習保障

ア　新型コロナウイルス感染症予防のために登校を控える児童・生徒への学習保障について

陽性者や濃厚接触者、感染回避のために出席停止・忌引き等により、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、必ずしもオンライン等を活用した指導を行う必要はなく、発達段階や各校の状況に応じて、ワークシートやドリル学習等の課題を提示するなど、該当児童・生徒の保護者と相談のうえ決定することとした。

イ　授業のオンライン配信について

保護者が授業のオンライン配信による指導を希望する場合は、健康面等への配慮が必要であり、朝の会や帰りの会、授業の一部など、発達段階に応じて学習内容を工夫し保護者と相談のうえ決定することとした。

ウ　消毒、マスクの着用、密を避ける対策等

「新型コロナウイルス感染症対策と学校・幼稚園運営に関するガイドライン」（第４版）に基づき、基本的な感染症対策の徹底を図った。

感染経路が不明の感染者が増加している学級等については、学級閉鎖等の措置を適切に行った。

また、手指消毒液、薬用泡ハンドソープを購入し、全小中学校・幼稚園に配備した。

エ　給食

食事前後の手洗いを徹底し、喫食にあたっては、大声での会話を控えるなどの対応をした。

オ　５類感染症への移行後の対応について

令和６年５月１日付けで、５類感染症への以降後の学校における感染症対策について、全小・中学校・幼稚園に通知した。

（２）その他の取組

ア　子どもの居場所「プレディ」の運営

区立小学校の在籍児童などが、保護者の就労に関係なく、利用することができる施設であるが、保護者の就労等により、下校後、自宅に保護者がいない児童の見守りなど、児童の放課後対策としての運営を行った。

９　点検及び評価に関する有識者の意見及び評価

玉川大学教育学部教授　坂野　慎二

全体についての総評
・コロナ禍からの本格的な学校運営にあたり、教育委員会や学校長をはじめ、地域やPTA関係者のご尽力にこころから敬意を表する。教育面では、学校行事をはじめ、急速に進化しつつあるタブレットを活用した教育活動のほか、自然体験活動や校外学習活動の実施など、子どもたちの健やかな成長にとって不可欠な教育が適切に行われている。 ・全国的な報道では、コロナ禍を経た子どもたちのメンタルサポートの重要性が説かれており、中央区の状況に照らしても、いじめや不登校対策は今後とも重要な課題となると認識している。ネットを経由した子どもたちのトラブルを未然に防ぐ観点からも、デジタルシチズンシップ教育のさらなる進展を願う。 ・教職員の人材確保は喫緊の課題である。本区のみならず優秀な教員を確保し、教育水準を維持継続していくためには、教員の働き方改革や処遇改善など、さまざまな手立てを講じながら、魅力的な職場として確立していく必要がある。この点検評価の内容は、困難な状況にあっても現場で真摯に勤務されている教員の努力の賜物であり、深く敬意を表するとともに、未来の本区教育を担う人材育成にも積極的に取り組まれることを期待する。 ・本冊子の作成にあたり、概要版等があればさらに見やすさや理解が深まるので、作成に関する検討が必要である。

教育委員会の活動について
・教育委員会定例会の開催や委員の識見を高めるための管内視察や管外視察の実施など、活発に活動されている。 ・教育委員会は区長部局とは独立した行政機関であり、その役割は大きく、教育長や委員をはじめ事務局職員の奮闘により、今日の中央区教育行政のゆるぎない地位を確立したものと考えている。今後とも、高い志をもって職務に取り組まれ、子どもたちの健全育成のために全力を尽くしていただきたい。

基本方針１　個性や能力を伸ばす教育の推進
・中央区の傾向として、小学校高学年から中学校への学年進行とともに、理科・社会が弱い状況が継続している。知識や技能分析に課題があることなどが判明しており、学習力サポートテストなどの詳細分析をとおして、学校における学年やクラスの状況を分析し、基礎学力向上に取り組んでいただきたい。 ・学力の向上が図られている分野において、見られた成果の要因を分析しながら、さらなる学力向上策に取り組むべきである。 ・パイロット校における学習の取組が区立学校に共有されており、着実に成果を挙げている。パイロット校でのノウハウをテキスト化する取組や教員研修などが適切に行われており、子どもたちの学力向上に寄与していることが伺える。 ・中学生ホームステイ体験講座は、ホームステイの疑似的な体験を行う活動として実施されており、小学生から日常的に授業のなかで外国語に接している子どもたちの参加障壁を低くしている。ますます複雑困難化する国際社会において、豊かなコミュニケーションツールを持つことが重要で、さまざまな機会を通じて体験活動を活性化させることを望む。 ・小学校への就学を円滑にするためにも、中央区が実施している保幼小の連続カリキュラムを維持発展させることが重要である。教員・保育士の垣根を超えた情報共有や交流体制を深め、地域で育つ未就学

児が円滑に小学校に接続できるよう、一層の努力を期待する。また、保幼小接続カリキュラムの活用や交流給食、小学校の授業参観などの取組に関する成果指標を今後検討することを望む。
・ICT の活用については、教員のみならず児童生徒の活用能力について調査を行い、達成度や成果を示すとよい。
・小学校における教科担任制の動きが加速しており、教師の専門性や働き方を踏まえた対策と考えている。中央区においても、保護者や関係者の理解を得ながら本格的な実施を検討していくべきである。
・不登校の未然防止や早期発見の取組のほか、中学校では、校内別室登校のための支援員が配置されるなど、教育センターを中心に本区も不登校対策は着実に成果を挙げている。子どもたちの個の状況に寄り添いながら、多様化する子どもの居場所という考え方にも配慮した取組は重要である。東京都の動向を注視しながら、本区ではわくわく21を中心とした通室やネットコース事業を活性化し、福祉部門とも連携した適切な支援を継続して行うことが極めて重要であり、SSW や SC とも連携した対策を強く望む。

基本方針２　豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

・中学生の職場体験は、勤労観の醸成を育む貴重な機会と認識している。コロナ禍を経て、体験できる職場も増加傾向にあり、子どもたちの興味関心に基づく経験を積極的に積むことが、自己のキャリアを考えるにあたり重要な要素となる。豊かな人間性を育み適切な勤労観を醸成する本事業の推進を望む。
・いじめは学校現場における永遠のテーマといっても過言ではない。そうしたなかでも、命と心の教育を推進し、いじめは絶対許されないということを子どもたちに強く訴えかけていただきたい。スマートフォンや SNS を介したいじめの問題は表面化しずらい状況でもあり、学校や保護者の支援は重要である。子ども相談フォームによるいじめ相談のほか、アンケートの実施や SSW・SC によるいじめ窓口の多角化が図られているが、常にアンテナを高く掲げ対策を強化していただきたい。
・公私連携幼保連携型こども園の整備や学校の増改築により、良好な教育環境が高い水準で保たれている。中央区は少子高齢化社会にあって児童生徒数が増加している稀な自治体であり、義務教育に支障が生じないよう適切に対策が講じられている。晴海西小学校の第2校舎や日本橋中学校の改築工事に加え、通学区域の柔軟な変更など、関係者のご尽力に敬意を表する。

基本方針３　健康な体づくりの推進

・いうまでもなく食育は知徳体の基礎基本である。朝食の欠食や孤食に代表される食生活の乱れを防止し、家庭と連携した対策が重要である。また、学校給食費の完全無償化は中央区教育委員会の英断であり、取組を高く評価するものである。食の重要性や保護者の経済的な負担軽減を図る取組を全国に先駆けて取り組まれていることに敬意を表する。
・体力の維持向上のためには、適切な運動機会の確保が重要であり、中央区教育委員会では、就学前教育の段階から積極的に遊びをとおした活動により取り入れている。そうした成果もあり、体育・保健分野の質の向上が図られている。小学校ではマイスクールスポーツを継続的に行っており、持久力や筋力の向上につながっている。
・中学校では外部指導員が積極的に活用されながら、部活動指導が実施されている。運動種目ごとの専門的技能や指導能力を有する指導員を積極的に配置しながら、子どもたちの体力向上に取り組んでもらいたい。

基本方針４　文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実
・生涯学習の拠点施設である図書館が着実に整備されており、人口増加に即した充実策として高く評価する。晴海図書館の整備をもって区切りということであるが、今後は、区立図書館間での連携体制を強化し、指定管理者による魅力ある図書館づくりを推進していただきたい。また、本の森ちゅうおうは入館者や貸出冊数も増加しており、地域住民の期待が伺える。郷土資料館と連携を図る中で、中央区の魅力創造と知的好奇心の喚起を期待する。 ・江戸以来の歴史文化を有する中央区には、文化財の候補となりうるコンテンツが多く存在する。学芸員を中心に調査研究を進め、貴重な歴史資料を保全するとともに、地域の郷土愛の醸成にも資する文化財保護行政に今後も期待するものである。 ・空地や公園が少ない本区では、学校の校庭が貴重な運動機会の確保の場所となっていることを踏まえ、学校施設開放が区長部局との連携のもとに事業が推進されることを期待する。校庭における自転車運転やキャッチボールをとおして子どもたちの遊び場確保に努め、都心においても子どもたちの健全育成が図れる取組を期待する。

元・東京女子体育大学・東京女子体育短期大学教授　野口　敏朗

全体についての総評

平成１４年７月１９日の「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」の『「社会の宝」として子どもを育てよう！』報告書には以下のような記述がある。

「子育ては、親だけが担うものと思っていませんか。そうではありません。親に、家庭で子どもを教育する責任があることは当然ですが、子どもは家庭の中だけで育つわけではありません。学校や地域の様々な人たちに見守られて成長していきます。また、子どもを育てることは未来の日本を支える人材を育てるものであり、親のみならず、社会の一人一人、みんなが主役なのです。子育てには多大な努力が必要であり、困難も伴いますが、親にとって子どもの成長は何ものにもかえがたい喜びです。そして、子ども達が健やかに成長することを社会全体で支え喜ぶようにすることが重要と考えます。」

中央区教育委員会は、「中央区教育振興基本計画２０２０」に基づき、上記の内容の実現を目指し、教育委員やその委員会を支える教育委員会事務局が一体となって、多くの施策を展開していることをしっかりと見て取ることができた。特に、新しく晴海地区に整備された「晴海西小学校・晴海西中学校」への対応も様々な課題を抱えつつ、その解決に向けて確実に進んでいることも理解できる。単なる人口増加への対応ではなく、区民への豊かな生活の提供として適切なる方向性を示している。

本報告書の作成にあたり、[取組の評価と今後の方向性]と構成して具体的に提示していることも教育委員会の真摯な対応として高く評価したい。

そうした教育委員会事務局の方向性を本報告書のみならず、各学校の教職員一人一人が理解し、また、保護者、地域の方々にも広く伝わるようなインフォメーションの在り方も模索していただきたい。

教育委員会の活動について

「中央区教育振興基本計画２０２０」の下、中央区の教育を充実・向上させるための施策が適切かつ具体的に展開されていることは高く評価したい。また、中央区の教育全般にわたって、関係諸機関から、広く聴取がなされていて学校はもとより広く区民の豊かな生活の確立に努力されていることも高く評価したい。それにともない、教育委員会での各委員の議案に対する議決状況や報告案件に対する真摯に討議する姿勢も見られたことも追記したい。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症の第５類への移行で多くの変化を求められる中、教育関係機関が子どもたちや地域社会のためにより良い施策を展開していることに頭が下がる思いである。

基本方針１　個性や能力を伸ばす教育の推進

（1）　確かな学力の定着・向上

①習熟度別指導の実施

学習力サポートテストにおける中央区と参加校の平均正答率の比較から見ると、中央区の児童生徒の平均正答率の高さが見て取れ、基礎学力の定着度の高さが伺われる。中学校においては社会科と理科の全学年、数学と英語での２・３年生での正答率の低迷が気にかかる。出題の難易度との関係性もあるであろうが、その実態の分析も期待したい。そうした中で３年生英語では、他の参加校を約1.33倍上回る結果を出していることから、後述する「英語教育」の成果を見ることができよう。このような事実を支えている学力サポートテストの分析結果の活用や、区費講師等の人的な支援は高く評価したい。今後も各教科においてポイントを明らかにした精度の高い分析や人的支援とともに、児童生徒に対し、学ぶことの楽しさや「わかった。できた」等の達成感や成就感をどのように与えるかも視野

に入れたい。

②ＩＣＴの活用

「Society 5.0」社会の到来を受け、「GIGA スクール構想」により学習タブレット一人一台の所持は完了している。この実態を踏まえ、各学校では校内研修会の実施や新たなソフトを導入しつつ、その有効活用に向けての努力が見て取れる。また、ＩＣＴ支援員の全校配置等、区の支援体制も十分評価したい。さらには、「デジタルシチズンシップ教育」を打ち出し、児童生徒の規範意識を高めつつ、主体的学習態度の醸成や自律性、社会的責任、公共性を身に付けさせる試みは高く評価したい。今後とも、ＩＣＴ等の機器を活用することが目的ではなく、児童生徒にどのような力を身に付けさせたいかを明確にした学習活動を期待したい。つまり、ＩＣＴ等の機器は、あくまでも「学習者の様々な力を身に付けさせるツール」であるとの認識である。

また、今後は、デジタルトランスフォーメーションの導入によって従来とは異なる学習環境が構築され、今展開されている教育の中身がさらに変革していくことが予想されることも視野に入れたい。

③理数教育・英語教育の充実

①の項目で前述したが、学校の努力や区の支援体制を高く評価したい。パイロット校の取組実践とその成果の発信は、各学校に対し、明確な方向性を示すものであり、パイロット校での更なる研究推進をお願いしたい。特に、理科教育での「問題解決型学習」の成果は、理科教育講座の参加者が各校に戻り、その内容を確実に伝える「校内伝達講習会」を開くなど、その成果の共有を全校で図りたい。

さらに、関係諸機関と連携した学習活動の深化を期待する。

④学習の基盤となる読書力の育成

図書館指導員の全校配置や、図書館の学校支援を高く評価したい。また、本の魅力を紹介し合う中学校におけるビブリオバトルの実施は、参加者がその本の中核をなす魅力を読み解くという時間を有することから有効な学習と考える。そもそも読解力とは、文章だけでなく、他者とのコミュニケーションの中で、相手の置かれている状況や感情、伝えたいことを把握し、理解する力でもあり、日常の様々なシーンにおいて必要とされる能力でもあることから、区の指摘のように、単に国語科教育や図書館指導に限らず、すべての学習においての読解力を高める視点をもって指導に当たりたい。

⑤社会科の学力向上

学習力サポートテストにおける中学校社会科の結果から、地理・歴史・公民のどこに生徒のつまずきがあるかを十分に分析し、「学力向上プラン」に盛り込むことは急務であろう。

⑥特別支援や不登校対応等も含めた個に応じた指導

子どもの様々な教育的ニーズに対応した施策が展開されており、子どもの心の安定や居場所づくりに対応する姿勢は高く評価したい。今後も個に応じた適切な支援や配慮の継続をお願いしたい。

⑦保幼小の連携

保幼小のそれぞれの機能や役割を共有したうえでの「保幼小連携の日」の実施での成果には大いに期待する。今後とも、「保幼小の接続期カリキュラム」を大いに活用し、幼児教育から小学校教育９年間の学びの連続を担保することに留まることなく、中学校、高等学校を見据えた学びの連続性を視野に入れたい。

⑧その他の取組

どの施策もとても有意義な学習効果をもたらすものであるとの認識をもつ。能楽・歌舞伎鑑賞教室の実施は国際人としての教養を身に付けるものであり、安全教育等は自らの安全確保の方法を知る素晴らしい時間である。一方、小学校と中学校の連携強化では、児童生徒の交流等に終始してしまう他の自治体の姿が見受けられるが、まずは教師同士の良好な関係の構築と具体的な交流が必要であるこ

とを改めて受け止めて欲しい。

（2）魅力ある学校づくり

①教員の資質と能力の向上

適正な教員育成研修が実施されていることが見て取れる。特に、校務が多様化する中で、教材研究の時間の確保に苦慮する若手教員にとって「メンターティーチャー制度」は貴重な施策と言えよう。学校における様々な課題の早期解決及び自主的な教育活動を支援する「教育支援チーム」の活躍は大いに期待するものである。

②地域から信頼される学校づくり

学校の教育活動は、保護者や地域社会からは見えづらい。各学校の「開かれた教育課程」をどう実現するかは現状大きな課題であろう。そうした中、各学校における学校評議員の活用や、学校評価システムにおける自己評価や外部者評価のネット上での公表は、保護者や地域社会に広く伝えられるものであり、保護者、地域が各学校を支えるにあたり、大きな資料である。今後もその精度を高める努力を願う。

③特色ある教育活動

それぞれの学校では、幼児・児童生徒の実態や地域の実情に応じた魅力ある学校づくりに創意工夫をこらしながら独自の教育活動を展開している。そうした活動は、子ども達の心を耕すのみならず、地域の学習センターとしての機能も持ち合わせているということを示すものである。ぜひ、地域の有用な人材の活用を含め、一層温かな支援の継続を願う。

④学校における働き方改革等

「中央区立学校における働き方改革プラン」に基づいてその改革が確実に進んでいる様子がうかがえる。今後、デジタルトランスフォーメーションの導入は、教員の学校での勤務環境のさらなる変革が期待できるものであろう。

⑤その他の取組

その他の取組として、小学校特認制度や中学校自由選択、学校公開等は定着してきている。いずれも保護者や地域社会が学校の実態を知る機会であり、学校としてはそれぞれの学校の教育活動を理解してもらえる絶好のチャンスである。十分機能されたい。同じ意味で「ふれあい（交流）給食」の復活は喜ばしいことである。一方、学校間の連携や関係機関との連携強化や「学校サポートチーム」の活躍は、学校が問題を抱え込むことなく、関係諸機関が一体となって問題解決の方向を探れるものであり、更なる連携強化に期待する。

（3）教育支援の充実

〈特別支援教育〉

①切れ目のない障害特性に応じた適切な支援

子ども達一人一人の育ちに多くの目が向けられれば、子どもの様々な特性もしっかりと見つめることができる。一方、そのニーズへの配慮の在り方も多様化することが考えられる。したがって、教育相談数の増加は必然と言えよう。そうした中、中央区では様々な手立てを講じ、子ども一人一人の成長に目を向ける制度を構築していることは高く評価したい。今後も個別の教育支援計画・「中央区育ちのサポートカルテ」を十分に活用した切れ目のない適切な支援の在り方を継続していただきたい。特に、医療的ケアの必要な子どもの見極めには十分配慮し、適切なケアの実施をお願いしたい。

〈不登校対策〉

②不登校の未然防止・早期発見・早期対応の取組

2023年10月4日、小中学校における不登校児童生徒数が29万9048人（前年度は24万4940人）となり、

前年度比で22.1%増加し、約30万人になったと文部科学省より公表された。コロナ禍の影響も大きいとは認識しているが、歯止めがかからない現状は忌々しき問題である。そうした中、中央区では特別支援教育同様に様々な手立てを講じ、未然防止や早期対応の取組を展開していることに敬意を払うものである。特に、中学校では令和５年度は減少していることはとても明るいニュースであるとともに、取組が効果的であったことを示すものであろう。そもそも、児童生徒にとって学校は楽しい場所であるはずである。子どもは群れて成長するものであると認識している。しかし、昨今の子どもは群れることの楽しさを十分に味わっていないようである。区も学校も今までの努力を継続しつつ、一人一人の子どもの居場所を確保し、群れる喜び、つまり、他と関わることの楽しさや集団でやり遂げた時の達成感や成就感を与え続けていただきたい。

③不登校の教育機会の確保等

不登校に至った状況や現状は当該児童生徒により様々である。したがって、その対応も様々であろう。状況や現状がどうあれ、不登校児童生徒の学びの保障は不可欠である。ここに区の努力が見て取れる。今後も温かな学びの場を提供していただきたい。しかし、上記②で前述したとおり、子どもは集団の中で成長させたいものである。

基本方針２　豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

（1）子どもの健全な育成の推進

①心を育てる教育の推進

現行の学習指導要領から「特別な教科　道徳」として道徳が教科化され、「考える道徳、議論する道徳」として各学校では心の教育を推進している。その一つとして、各学校において保護者や地域とともに心の教育を推進する「道徳地区公開講座」は、児童生徒が、地域や保護者の方々の温かな心に接する良い機会であり、予測困難なこれからの社会をより豊かに過ごすための「豊かな感性」を皆で育てて欲しい。その中でも、いじめを含め人権侵害の愚かさを学ぶ「人権教育」の推進を真っ先に掲げていることは高く評価したい。

②豊かな人間性を育む体験活動の実施

予測困難なこれからの社会の到来に備え、それぞれの児童生徒が、どのように学び、どのような生活を送りたいのかを、自ら考える「キャリア教育」はとても重要になっている。それを体験的に学ぶ場を提供していることは高く評価したい。児童生徒は、集団宿泊体験で集団の中で生きる自分や、職場体験での「圧倒的な大人の力」を目の当たりにするような様々な体験を通して、自らの進路を具体的に考える機会を得ることができている。今後の上位校進学の選択についても、「いける学校」ではなく「行きたい学校」の自己選択をするという大きな力を育てることにつながると考える。

③子どもを取り巻く環境改善に向けた取組

子どもは、多くの温かな目の中で生活させたい。決して一人ぼっちにはさせない。そのための子どもの居場所づくりは、学校・地域社会の責任事項であると考える。そうした点での「プレディ」の存在は大きい。今後も、学童クラブとの一体的な運用の具体化を実現されたい。

（2）いじめを生まない学校づくり

①いじめの未然防止の取組

小中学校へのスクールカウンセラーの配置や専任教育相談員の派遣、スクールソーシャルワーカーの派遣等、いじめを見逃さない未然防止の取組やいじめの早期発見・早期対応への具体的な施策が実施されていて、「いじめは絶対に許さない」という教育委員会の強い姿勢が見て取れ、大変好ましいこ

とである。また、昨今話題となっているＳＮＳ等での誹謗中傷に対する手立てとして「デジタルシチズンシップ」の視点を取り入れるなど、新たな問題対応にも確実に着手している。いじめ等によって、子どもが自ら死を選ぶことが絶対にないよう、学校や地域が一丸となって子どもを守りたい。

②いじめの早期発見・早期対応の取組

教育相談体制の充実はもとより、「いじめに関するアンケート」の実施は、いじめの早期発見に対し、とても有効な手段である。「中央区いじめ防止基本方針」や「中央区いじめ総合対策」に従った各学校での「いじめを許さない」取組は効果的に作用している様子である。今後も、「中央区いじめ問題対策委員会」の機能を活用し、区全体が連帯し、「いじめ根絶」への取組を強化されたい。

（３）良好な教育環境の推進

①学校施設の整備等

子どもにとって、安全安心な学校環境づくりは、区の大きな責務である。そうした視点での学校の良好な学習空間づくりのため、増改築に着手していることは高く評価したい。晴海地区での人口増加による新校増設への努力に対しては感謝したい。今後も各地域の実態に即した、校舎等の改修に尽力されたい。

②校外施設の機能強化

多様化、グローバル化する社会で主体的に自律するための対応と児童生徒のニーズに対しての校外施設の一層の充実を期待したい。

③ＩＣＴ環境の整備

国のＧＩＧＡスクール構想に即して、児童生徒に一人一台のタブレットの貸与が完了した今、児童生徒につけたい力を明確にしたＩＣＴ環境の整備を期待する。

④認定こども園の整備

保護者のニーズと幼児教育の視点に立って、それぞれの機能や目的を明確にした、「公私連携幼保連携型認定こども園」の整備を期待する。

⑤その他の取組

子どもたちの社会生活全般を視野に入れた各施策は高く評価したい。今後も充実を目指し、努力されたい。

基本方針３　健康な体づくりの推進

（１）健康づくりの推進

①規則正しい生活習慣の定着

区では知育、徳育および体育の基礎となる重要な教育活動の一つとして「食育」をあげ、児童生徒の健康な体づくりに寄与していることは高く評価できる。食生活の乱れによる健康被害は直ちに現れるものではないが、後に大きな影響を及ぼすことの重要性はしっかりと伝えたい。また、アレルギー症状やその対応についての理解も、今後の社会生活の中で重要となる。一方、スマホやゲームでの児童生徒の生活の乱れも社会問題となっており、児童生徒が自らの「生活習慣」を見直すことのできる活動も重要になっていることから、規則正しい生活習慣の定着に関する指導は、引き続き取り組まれたい。

②関係機関との連携や外部講師を活用した健康教育の充実

薬物乱用の低年齢化が社会を騒がしている。関係機関との連携や外部講師等、専門家を招聘した具体的な講演会等も一層充実されたい。

（2）学校における体育・スポーツ活動の充実

①体力の維持・向上

中央区の児童生徒の体格を見ると、身長では都との比較において男女全ての学年で上回っている。

一方、体重では都との比較で下回る学年がある。特に、女子においては小３と小５以上が下回っている事実に対して危惧するところである。いわゆるダイエットを目的とした行動をとっている結果であったならば、児童生徒の確かな学力の定着・向上や豊かな心の醸成をいくら目指しても、それらを支える健康と体力の保持増進を抑制する一因となり、生涯にわたっての健康づくりが危ぶまれる。若年時の栄養状況は、生活習慣病の誘発や、高齢期での骨粗しょう症等にも大きな影響を与えるものであり、改めて「食育」の重要性を考えてみたい。

体力調査に関しては、従来、児童生徒の健康と体力の変動を知る大きな指針となってきた。確かに指針ではあるが、児童生徒、男女で様相に若干の違いはあるものの、令和４年度との比較では、全国的に全体として横ばいもしくは向上傾向であったと示されている。中央区においてはすべてが合致するものではないが、おおむね同様の結果である。同調査の一つに以下の項目があり、体育の授業そのものに着目している。「各学校が、体育・保健体育の授業で大切にしていること」の調査項目では、多くの学校で、「体を動かすことの楽しさを実感させること」、「仲間と協力して課題を解決させること」が大切であると考えていることが確認された。これは「体育・保健体育の授業が楽しい、好き」という児童生徒の育成に欠かせないことであり、日頃から各学校において意識高く体育・保健体育の授業が行われていることを表す結果であったと思われる（スポーツ庁から引用）。したがって、体力調査の結果で、一喜一憂することはなく、各学校では、取り上げる各運動（種目）そのものが与えてくれる喜びや楽しさ、達成感を大切にした体育学習を展開して欲しい。体育には、「体の動きを高める運動」として、「体の柔らかさ」、「巧みな動き」、「力強い動き」、「動きを持続する能力」の向上をねらいとした「体つくり運動（含む「体ほぐしの運動」）」がある。体つくり運動のそもそもの指導時間は短いものになっているが、効果的に活用すべき領域であろう。さらに、中学校では「体育理論」が設けられていて、知識面から健康づくりを進める学習もあることも共通認識としてもちたい。

また、幼児期にとっては「遊びは宝箱」と言われている。遊びは、まねる力や楽しさを発見する力、追求する力、作り出す力等、様々な力を与えてくれている。そのような観点から、「運動遊び推進園」の指定は興味深い。ただ、幼児期からの指導で、走り方や投げ方そのものの変化は期待できるが、成長するにあたり個人差も生じることから、体力測定の変化の数値化による検証は、単なる結果の一つとして扱ってほしい。

②授業以外の運動の機会

幼児期から運動は楽しいものだという認識を与える取組や、各学校が特定の運動に特化して、その運動の楽しさを与えつつ、その運動を継続することへの意味付けや価値づけをしながら伸長させる取組も高く評価したい。今後とも、「学校・幼稚園2020レガシー」の一環としての「主体的に体を動かすことを楽しむ態度を養う取組」を継続されたい。

基本方針４　文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

（1）図書館サービス等の推進

①魅力ある図書館の整備

様々なニーズに対応したスペースを有する「本の森ちゅうおう」の開館は、多くの夢が膨らむ中央区の大きな財産と言える。図書館は、区民の更なる教養を高めるための中核をなす貴重な施設である。

中央区からの行政サービスのみに留まることなく、広く「区民の声」を聴取して、多くの区民が集い、楽しみながら、自ら「生涯を通して学習することの楽しさ」を見出せるようなセンターとなって欲しい。また、「本の森ちゅうおう」の有する機能を他の図書館とも共有して、いずれの区の図書館も面白くて楽しくて教養が身に付く場として、区民にサービスを提供して欲しい。もちろん、郷土資料館等との連携強化も期待する。

②学校と連携した読書活動の推進

区による読書に関する各ボランティアの育成を含め、各学校への読書に関する児童生徒へのアプローチは一定の評価ができる。また、「第四次中央区子ども読書活動推進計画」が着実に進んでいることも好ましい状態とみる。しかし、活字離れ、読書離れが叫ばれて久しい現状、学校図書室が単なる図書閲覧室や調べ学習室に留まることなく、各学校でも、教科を横断した意図的・計画的な活用等を模索して欲しい。

③文化財保護・普及啓発等

建造物・絵画・彫刻・古文書や地域に伝わる踊り・祭りなど、中央区は、江戸時代以来、経済・文化・商業の中心として発展してきた地域であり、歴史的・芸術的・学術的に価値のある文化財が残されている。そうした文化財に区民が触れることのできる「郷土資料館等」は中央区の貴重な財産である。区民が、有形・無形の文化財に接する機会を一層増やす工夫等、魅力ある開発に努め、図書館とともに、区民の生涯学習に通ずる教養の更なる高まりに寄与して欲しい。

④その他の取組

区として、先人の知恵を知ることができる、面白くもあり区民の知的好奇心をくすぐるような企画を立案して欲しい。

（2）スポーツ・レクリエーション活動への支援

①学校施設の開放

学校は、様々な機能を有しており、まさに地域のセンター的存在である。学校施設開放は、そうした機能を有効活用して区民の心身の健康保持・増進を支えるとともに、青少年の健全育成等の活動に大きく貢献するものであり、とても有意義な活動であることから高く評価する。さらなる推進を期待する。一方で、学校施設の管理は、貸し出しスペースや用具、時間の割り振り等、大変煩瑣な部分もあり、地域や関係団体の十分な協力も必要となっていることを広く区民に広報願いたい。

②魅力ある遊び場づくり

都市機能が集中している中央区において「野外での遊び場」の確保は大変難しく、学校の校庭活用は、その機能を十分補完できる。「児童や保護者が自転車やキャッチボールを練習できる場」としての具体的な校庭開放は、「校庭を活用した安心できる子どもの遊び場づくり・体力づくり」の利用実績のさらなる高まりが期待でき、高く評価したい。その際、校庭開放時の利用者の安全確保と、そのためのルールの再構築を望む。

＜参考＞「第４期教育振興基本計画（令和５年６月閣議決定）」に示された指標における中央区の状況

（1）　全国学力学習状況調査で良好な結果を維持（国においては、ＯＥＣＤのＰＩＳＡ調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持）

・　全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率

			令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	国語	中央区	74.0%	76.0%	77.0%
		国との差	9.3%	10.4%	9.8%
	算数	中央区	79.2%	75.0%	77.0%
		国との差	9.0%	11.8%	14.5%
中学校	国語	中央区	69.1%	70.0%	76.0%
		国との差	4.5%	1.0%	6.2%
	数学	中央区	61.6%	57.0%	59.0%
		国との差	4.4%	5.6%	8.0%

※　英語については、３年に１度の実施である。

（2）　自分には良いところがあると思う児童・生徒の割合の改善

・　全国学力・学習状況調査で「自分には、よいところがあると思いますか 」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の割合

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	中央区	80.6%	83.5%	84.5%
	前年比	△2.6	2.9	1.0
中学校	中央区	81.5%	80.6%	83.9%
	前年比	7.1	△0.9	0.6

（3）　いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善

・　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査における「いじめが解消しているもの」の認知件数に対する割合

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
認知件数	240 件	347 件	373 件
解消しているもの	188 件	292 件	319 件
解消率（解消/認知）	78.3%	84.1%	85.5%

（4）　子どもの体力水準を昭和６０年頃の水準まで引き上げる。

・　新体力テストの項目のうち昭和６０年度も実施していた項目の平均得点の合計

	昭和60年（国）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
９歳男子	43.5 点	43.3 点	44.9 点	44.3 点
９歳女子	45.6 点	44.4 点	45.5 点	44.3 点
１３歳男子	48.5 点	34.7 点	33.3 点	33.6 点
１３歳女子	46.0 点	44.8 点	43.1 点	42.5 点

※　昭和60年度（国）の数値は、平均値・標準偏差を用いて偏差値化した値の平均である。令和元年度にお

ける標準偏差が計算できず、かつ昭和60年度と同一の実施種目で比較ができないことから、表記は実施全種目の体力合計点の平均としている。

（5）　朝食を欠食する児童の割合の改善

・　「朝食を毎日食べていますか 」の質問に対し、「している」「とちらかといえば、している」と回答した割合

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	中央区	93.3%	92.1%	93.3%
	前年比	△0.5%	△1.2%	1.2%
中学校	中央区	90.0%	87.3%	87.4%
	前年比	1.7%	△2.7%	0.1%

（6）　通級・通室による指導を受けている児童・生徒数の増加

・　通級・通室による指導を受けている児童・生徒の数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
指導を受けている児童・生徒数	466 人	449 人	464 人
前年比	＋81 人	△17 人	＋15 人

（7）　学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善

・　不登校児童・生徒の人数とそのうち関係機関とつながっていない者の人数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
不登校児童・生徒数	182 人	227 人	223 人
関係機関とつながっていない人数	19 人	32 人	45 人
関係機関とつながっていない割合	10.4%	14%	20%
前年比	＋3.9%	＋3.6%	＋6.0%

※関係機関とのつながりはないが、全員、学級担任や管理職等とつながっている。

（8）　教師のＩＣＴ活用指導力の改善

・　ＩＣＴを活用する能力を有する教員の割合

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
教材研究・授業の準備・評価、校務などにＩＣＴを活用する能力	87.1%	92.1%	94.6%
授業にＩＣＴを活用して指導する能力	74.7%	86.8%	89.1%
児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力	79.0%	88.4%	90.4%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	88.0%	92.2%	94.6%

令和６年度
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
（令和５年度分）の結果に関する報告書
令和６年９月発行
編集・発行　中央区教育委員会
中央区築地一丁目１番１号
電話０３（３５４６）５５０３

刊行物登録番号
６－０５２

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。